

平成 24 年第 2 回定例会
6 月会議

津幡町議会会議録

平成24年 6 月 5 日再開
平成24年 6 月12日散会

津 幡 町 議 会

平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議会議録 目次

第1号（6月5日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第1号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 再開・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第51号～議案第58号）	4
1. 議案に対する質疑	7
1. 委員会付託	7
1. 町政一般質問	7
7番 角井外喜雄議員	7
4番 荒井 克議員	13
6番 森山時夫議員	17
5番 中村一子議員	21
1. 休憩（午後0時00分）	23
1. 再開（午後1時00分）	23
5番 中村一子議員	24
9番 塩谷道子議員	33
1. 休憩（午後2時25分）	41
1. 再開（午後2時35分）	42
18番 谷下紀義議員	42
8番 酒井義光議員	47
1番 八十嶋孝司議員	50
1. 休憩（午後4時00分）	58
1. 再開（午後4時10分）	58
12番 道下政博議員	58
3番 黒田英世議員	65
1. 閉議（午後5時21分）	72

第2号（6月12日）

1. 出席議員、欠席議員	73
1. 説明のため出席した者	73

1. 職務のため出席した事務局職員	73
1. 議事日程（第2号）	74
1. 議事日程（第2号の2）	74
1. 議事日程（第2号の3）	74
1. 本日の会議に付した事件	74
1. 開 議（午後1時30分）	75
1. 議事日程の報告	75
1. 会議時間の延長	75
1. 議案等上程（議案第51号～議案第58号、請願第10号～請願第13号）	75
1. 委員長報告	75
1. 委員長報告に対する質疑	77
1. 討 論	77
1. 採 決	83
1. 同意上程（同意第2号）	85
1. 質疑・討論の省略	85
1. 採 決	85
1. 議会議案上程（議会議案第6号）	85
1. 質 疑	86
1. 討 論	86
1. 採 決	90
1. 休 憩（午後2時51分）	90
1. 再 開（午後3時05分）	90
1. 議会議案上程（議会議案第7号～議会議案第9号）	90
1. 趣旨説明・質疑・討論の省略	91
1. 採 決	91
1. 副議長辞職の件	91
1. 副議長の辞職	91
1. 副議長選挙	92
1. 当選の告知	94
1. 当選の承諾及びあいさつ	94
1. 休 憩（午後3時29分）	94
1. 再 開（午後3時30分）	94
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員辞任の件	95
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任	95
1. 津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会副委員長互選結果の報告	95
1. 閉議・散会（午後3時35分）	96
1. 署名議員	97

平成24年6月5日（火）

○出席議員（18名）

議 長	南 田 孝 是	副議長	道 下 政 博
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
11 番	向 正 則	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

（午後1時03分から出席）

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
環境水道部長	宮 川 真 一	上下水道課長	八 田 信 二
生活環境課長	石 庫 要	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広
監査委員事務局長	橋 屋 俊 一	消 防 長	西 田 伸 幸
消 防 次 長	浅 木 喜久男	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝	学校教育課長	吉 田 二 郎
生涯教育課長	田 縁 義 信	河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次
教 育 委 員 長	堀 内 修		

（午後4時00分から欠席）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	財 政 係 長	杉 田 純 也
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成24年 6 月 5 日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案一括上程（議案第51号～議案第58号）

（質疑・委員会付託）

議案第51号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 3 号）

議案第52号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第53号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第54号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について

議案第55号 津幡町印鑑条例等の一部を改正する条例について

議案第56号 津幡町土地開発公社定款の変更について

議案第57号 事務の相互委託の変更について

議案第58号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 4 町政一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

＜再開・開議＞

○南田孝是議長 ただいまから、平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議を再開いたします。
本日の出席議員数は、定数18人中、17人であります。
よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜会議期間の報告＞

○南田孝是議長 本日再開の6月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から6月12日までの8日間といたします。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

＜会議録署名議員の指名＞

○南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本6月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において4番 荒井 克議員、5番 中村一子議員を指名いたします。

＜諸般の報告＞

○南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。
本6月会議に説明のため、地方自治法第121条の規定により、町長に出席を要求いたしました。
説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。
次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定による
報告第3号 平成23年度津幡町一般会計繰越明許費繰越計算書について。
地方公営企業法第26条第3項の規定による
報告第4号 平成23年度津幡町水道事業会計予算の繰越しについて。
地方自治法第243条の3第2項の規定による
報告第5号 津幡町土地開発公社の事業報告及び決算について。
報告第6号 津幡町土地開発公社の事業計画及び予算について。
報告第7号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業報告及び決算について。
報告第8号 財団法人津幡町公共施設等管理公社の事業計画及び予算について。
報告第9号 株式会社ティタスティの経営状況報告及び決算について。
以上、報告がありました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。
次に、本日までに受理した請願第10号から請願第13号までは、津幡町議会会議規則第91条および第92条の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託しましたので、ご報告いたします。
次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年4月分に関する例月

出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第51号から議案第58号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議として本会議が再開されるに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、津幡町議会が全国町村議会議長会表彰ならびに町村議会広報全国コンクールにおきまして優良賞を受賞し、さる5月11日に伝達、受賞されました。民意を行政に反映させる、いわば町民の代表ともいえる町議会が、このような素晴らしい賞を受賞されたことは、津幡町全体の喜びでございます。本年2月から県内初となる通年議会を試行し、政策づくりと監視機能を十分に発揮しながら、緊急の行政課題への迅速な対応を図っていただいております。加えて、議会活動状況のホームページでの公開やケーブルテレビによる本会議の生中継、さらに会議終了後の迅速かつ中身の濃い議会だよりの発刊など、町政に対する議員の皆さまの真剣な取り組みが高く評価されたものであり、津幡町長といたしまして、私も大変誇らしい気持ちでいっぱいでございます。

5月19日には、石川県森林公園におきまして、生物多様性条約第10回締約国会議の名誉大使で歌手のMISIAさんをお迎えし、「いしかわグリーンウェイブ2012 in MISIAの森」植樹イベントが谷本知事らの参加のもと行われました。当日は植樹や観察活動など、森を舞台に自然の豊かさの発信に取り組んでおります英田小学校70名の児童、焼田県議、南田議長、役場互助会の会員90名とともに、私も森林公園が全国の森づくりと里山保全活性化の発信基地となることを願いながらコナラの苗木100本を植樹いたしました。

また、森林公園の指定管理者であります森林公園地域振興会と金沢森林組合エコグループでは、森林公園内を「森林セラピー基地・ロード」として認定申請を行っているところでございます。この森林セラピーとは、健康維持・増進、疾病の予防のために、森の中に身を置き、森林の地形を利用した歩行や運動、森林内レクリエーション、栄養・ライフスタイル指導などを行うもので、認定されれば県内初の「森林セラピー基地・ロード」となり、新たな誘客も期待できるものであります。ことし4月には、地元の機運を盛り上げるために、町や県の担当者、指定管理者だけでなく、地元の商工会や観光協会なども参加した森林セラピー推進協議会を発足させ、私とその協議会の会長に就任したところでございます。今後とも、当町の重要な観光資源でございます森林公園のグレードアップと活性化に向けまして、皆さまのご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

5月24日には、河北潟干拓地でひまわり村の種まきが太白台保育園を初め、周辺市町の園児を招いて行われました。このイベントも本年度で17回目となりますが、35万本のヒマワリが畑一面に咲き誇る風景は、今や津幡町を含む河北潟周辺の夏の風物詩となっております。ことしの夏も太

陽の光をたくさん浴びてすくすくと成長したヒマワリの迷路が楽しめることを願っているところでございます。

北陸新幹線の金沢駅開業まで3年足らずとなりました。石川県の新幹線開業PR戦略では、首都圏からの入り込み客数の目標を500万人としております。さらに、関西圏や中京圏の入込み客500万人を合わせて1,000万人の観光客を誘致する戦略を推進しております。津幡町には歴史的観光素材として倶利伽羅がございますが、自然の観光素材も発掘し、磨き上げれば、大きな観光地に生まれ変わると思っております。春には森林公園の新緑を、夏にはひまわり村のヒマワリを、また秋には現在基本構想の段階ではありますが、農業公園のもみじを満喫して楽しんでいただくといった自然を生かした観光客誘致も一つの方策であると考えているところでございます。

さて、5月末で会計閉鎖をいたしました、平成23年度の津幡町一般会計の収支は、実質収支で約1億9,000万円余りの黒字となりました。これも議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力のたまものと心から御礼を申し上げる次第でございます。

私が津幡町長として就任して、はや3年目となり、マラソンで言えば折り返し地点を過ぎたわけでございますが、この間、津幡町をより住みやすく、活力のある町にしたいと、私なりにさまざまな政策に取り組んでまいりました。平成24年度も新たな取り組みとして、町長就任以来初めて役場の機構改革を実施させていただきました。具体的には、皆さまもすでにご存じのとおり、上下水道を含めた住民生活全体の環境保全政策を一元化し、環境保全を強化するために上下水道部と料金課、環境安全課を再編し、新たに環境水道部と生活環境課を設置いたしました。同時に、ポイ捨てなどの迷惑行為や空き地の不適切管理などを禁止する津幡町環境美化条例を施行しております。もう一つは、町の観光振興、企業誘致や住民の皆さまの消費生活対策をさらに強化するため交流経済課を設置するとともに、消費者トラブル被害の防止や軽減のために消費生活相談室を開設いたしております。また、障害のある方とその家族の相談業務の充実のために、健康福祉課内に専門職員を配置するなど、町民の皆さまの要望に迅速かつ適正に対応するよう心がけているところでもございます。さらに、教育委員会の事務局局内に庶務的な事務および小中学校や公民館ならびに体育館等の施設に係る営繕事務を一元化するため教育総務課を新設し、効率化を図っております。

まだ道半ばで多くの課題もありますが、着実に一步ずつ、「住んでよかったと実感できるまちづくり」にまい進してまいりたいと考えているところでございます。

それでは、本日6月会議に提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第51号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ5,921万6,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

14款国庫支出金減額262万4,000円の主なものは、国庫負担金において、当初、子どものための手当としたものを、決定後の児童手当に組み替えし、同時に国の負担割合が減となったことから予算額を減額したものであります。これに町道川尻17号線道路改良工事に対する社会資本整備総合交付金の追加交付による国庫補助金の増額等を合わせて計上したものでございます。

15款県支出金559万5,000円の増額は、国庫支出金と同様、子どものための手当と児童手当の組み替えによる県負担金の増額および農地集積促進事業の追加による農林水産業費補助金や民間非

営利団体活動支援事業の追加による教育費県補助金の増額、さらに小中学校の学校研究事業に係る県委託金などでございます。

18款繰入金100万3,000円は、基金充当事業費の増額に伴う人材育成基金および地域づくり推進事業基金からの繰入金の増額でございます。

19款繰越金2,891万1,000円は、前年度からの純繰越金の一部を見込んだものでございます。

20款諸収入2,393万1,000円は、延払機械設備貸与事業資金貸付金元利収入および宝くじコミュニティ助成交付金などが主なものでございます。

21款町債240万円は、社会資本整備総合交付金に係る道路整備事業に充当する土木債の増額でございます。

続いて、歳出のご説明を申し上げます。

2款総務費429万6,000円の減額は、職員配置の調整枠として計上した嘱託職員の賃金等について、その配置先が決定したことに伴う減額などでございます。

3款民生費1,627万4,000円の増額は、地域支え合い事業の参加者の車いす利用者の送迎に使用する福祉車両を宝くじコミュニティ助成交付金を活用して購入する費用の追加に加え、窓口事務を担当する嘱託職員の雇用に係る国民健康保険特別会計および介護保険特別会計への繰出金の増額が主なものでございます。

6款農林水産業費792万円の増額は、農地集積協力促進事業費および総合交流型宿泊研修施設管理運営基金への基金積立金の追加をするものであります。

7款商工費2,200万8,000円の増額のうち商業振興費は、延払機械設備貸与事業資金貸付金に係る石川県鉄工機電協会への貸付金および商店街活性化事業補助金などでございます。また、観光費のうち観光推進事業に係る委託料112万1,000円は、大河ドラマ誘致推進キャラクター4体をあしらったポロシャツを制作するものでございます。費用の一部は個人負担をお願いすることとなりますが、クールビズの実施期間中の7月および8月の間、火牛の計にあやかり、毎週火曜日、役場職員がPRポロシャツを着用し、その日一日は役場庁舎内や保育園等を「義仲と巴」のキャラクター一色にし、大河ドラマ誘致の機運を丸となって盛り上げようとするものでございます。議会の皆さまには予算案も含め、購入、着用につきましてもご協力を賜りたいと存じているところでございます。

8款土木費904万2,000円の増額は、社会資本整備総合交付金の配分の増額に伴い、町道川尻17号線道路改良工事に係る事業費の増額が主なものでございます。

10款教育費826万8,000円の増額の主なものは、小中学校および公民館の修繕費およびつばた幼稚園の嘱託教諭等の雇用に係る費用でございます。

第2表地方債補正は、社会資本整備総合交付金に係る道路整備事業について限度額を変更するものであります。

議案第52号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ218万5,000円を追加するもので、国民健康保険窓口事務を担当する嘱託職員の雇用に係る人件費の増額であります。

議案第53号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ565万6,000円を追加するもので、介護保険窓口事務を担当する嘱託職員の雇用に係る人件費および介護支援専門員の派遣業務負担金の増額であります。

議案第54号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について。

本案は、危険物の規制に関する政令の改正に伴い、新たに適用となる基準ならびに位置、構造および設備の技術上の基準を整備するものでございます。

議案第55号 津幡町印鑑条例等の一部を改正する条例について。

本案は、住民基本台帳法の一部改正等により外国人住民に住民票が作成されることになったため、津幡町印鑑条例ほか関連する2つの条例の一部を改正するものでございます。

議案第56号 津幡町土地開発公社定款の変更について。

本案は、役員の職務および権限について整理するとともに、借地権を設定した賃貸事業を行うことができるよう業務の範囲を追加するものでございます。

議案第57号 事務の相互委託の変更について。

本案は、地方自治法第252条の14第2項の規定により、津幡町とかほく市以南の7市2町との間で締結している証明書の交付等に関する事務の相互委託に関する規約について、外国人住民に住民票が作成されることとなったことにより、規約の一部を変更するものでございます。

議案第58号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について。

本案は、外国人住民に住民票が作成されることになったため、規約の一部を変更するものでございます。

以上、本6月会議にご提案を申し上げた全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第51号から議案第58号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

<町政一般質問>

○南田孝是議長 日程第4 これより一般質問を行います。

質問時間は、1人30分以内といたします。質問時間内におさまるように的確な質問をお願いします。

また、発言は挙手をし、議席番号、名前を言って、議長の許可を得てから行ってください。

それでは通告がありますので、これより順次発言を許します。

7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 質問に入る前に一言述べさせていただきます。

この4月、役場の機構改革ならびに退職者によりまして、多くの部課長が就任されました。き

よりの新聞、テレビ等の報道でもありますように、大変今の日本の政治経済、混沌としております。なかなか先が読めない、どういう日本になっていくのかなということが危惧されます。こういふときこそ、自治体の役割がどのように果たされるのかということを恐らく町民が注目されているのではないのかなと思っております。役員一同、職員一同、前例にとられることなく、柔軟な発想のもとで、そしてまた、その税が町民に生かされるような、そういう施策を行ってほしいなど。そしてまた、予算執行につきましても、いろんな角度から町民のために執行されることをお願いを申し上げまして、質問に入らせていただきます。

まず第1点目は、町有施設に設置してあります自動販売機の有効活用について質問をいたします。

平成18年に地方自治法が改正され、行政財産の貸し付け可能範囲が拡大され、行政財産の有効活用が図られるようになりました。それにより、各自治体は独自の安定した財源を得るため、行政施設に設置してある自動販売機設置料に入札制度を取り入れています。石川県も歳入確保の一環として県有施設の有効活用を図る観点から、行政施設、警察署などに設置してある自動販売機133台を入札しました。貸付期間を3年に設定し、公募した結果、落札台数113台であり、総額1億7,000万円の落札金額でありました。年換算で比較しますと、23年度の使用料は全台数で300万円であったが、入札を実施した24年度の使用料は5,660万円で、19倍も増収であったと報告されています。その他、大阪府では平成19年度の自動販売機設置料539万円であったが、入札方式を取り入れた結果、56倍の36億円と激増した事例もあります。そこまで大幅な増収でなくても、幾つかの自治体から成功事例が上がってきております。

先日、町のそういう施設の自動販売機設置基準があるのか、また何台設置され、どのような契約になっているのか、町に調査依頼をいたしました。その結果、直接指定した条例がなく、町有財産審議会で使用料の目安を設定し、庁舎、福祉センター、都市公園、文化会館、運動公園などに32台の自動販売機が設置されているとの回答でありました。使用料は多少の違いもありますが、売り上げ金額の20パーセント、金額にして377万円の収入であるとの報告を受けました。さらに、指定管理者施設の倶利伽羅塾、サンライフ津幡、ウェルピア倉見は、行政財産使用条例に基づき、合計で13台あり、契約内容は分かりませんが、町に年間36万円納められているとの報告も受けました。合計しますと、町の自動販売機に対する収入は総額で413万円で、冒頭にも申し上げましたが、自動販売機設置料に入札制度を導入した自治体の成功事例が多く見られます。

また、指定管理者の自動販売機につきましては、町の使用料を参考にして指定管理者が業者と直接契約をされているというふうに報告を受けました。これは先ほど申し上げましたように、行政財産使用条例に基づき申請書を提出して、町の条例に基づいて入金されてるわけですが、先日、実は管理公社の理事会に私、出席いたしまして、そのときの内容は、私が質問したところ、責任者は、管理公社は利益を追求してはならないんだという旨の報告を受けました。いわゆる収入より支出が上回っていなければならない、いわゆる利益を出してはならないという、そういう報告を受けました。

果たして、利益を追求しない、そのような管理公社に、私は自動販売機の設置使用料は無用かと思えます。町の施設であります。当然、私は、そういう利益を追求しないところに任すべきではなく、町がしっかりと管理をし、町の収入として計上できればなというふうに思います。

長総務部長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 角井議員の町有施設に設置してある自動販売機の有効活用をとのご質問にお答えいたします。

役場、文化会館、都市公園など、町が直接管理している9つの施設には32台の自動販売機が設置されており、交渉により、おおむね売上額の20パーセント前後を町へ手数料として納入していただいております。1台当たり約12万円、全体で年間377万円となります。

平成18年に地方自治法が改正され、行政財産の有効活用が図れるようになったことから、各施設の自動販売機について手数料を調査いたしました。施設や機械によっては著しく低い額のものなどばらばらであったことから、町の内部組織であります町有財産審議会において手数料の見直しを図り、契約更新を迎えた自動販売機から手数料を順次20パーセントを目安に交渉し、更新してまいりました。

ご提案いただきました自動販売機の入札についてですが、新聞報道されている県や他の自治体が入札を取り入れる前がどのような制度であったかは存じませんが、当町は入札ではございませんけれども、自動販売機の設置台数や売上額の規模を考慮しますと、当町の売上額手数料の目安としております20パーセントが決して安い額ではないと考えております。また、ようやく過去のですね、既得権益的な形態から脱却し、今の手数料方式へとこぎつけられましたので、直ちに入札制度を導入することは考えておりません。

しかしながら、手数料収入の増加につながる方策として入札制度の導入も念頭に置きながら検討してまいりたいと存じます。

続きまして、指定管理者における自動販売機の設置についてですが、角井議員のおっしゃるとおり、指定管理者の自動販売機の設置は行政財産の目的外使用に当たります。そこで、町行政財産使用料条例に基づく使用料を設置台数に応じて指定管理者から徴収し、自動販売機の設置を許可しているものであります。

指定管理者と自動販売機設置業者間の売り上げ手数料については、指定管理者の収益にも関係するため、町の売り上げ手数料を参考に、設置業者と指定管理者の交渉により決定をしております。指定管理施設は町が直営で運営していたものを安価な管理費で運営することが第一の目的であり、その目的を侵さない範囲で収益を上げて、管理費を低減させているものであります。不特定多数の者の利益の増進に寄与する公益目的事業と売店などの収益事業で利益を上げ、町からの管理費を抑えているのが現状であります。

そのような事情も考慮しますと、自動販売機の設置による売り上げ手数料で収益を上げることも指定管理者としては大切な事業とも言えますので、直ちに町直営の入札方式へと移行することは考えてはおりません。

自動販売機の設置につきましては、単に収益を上げるためだけではなく、住民や利用者サービスの一環でもあることをご理解いただきたいと思います。

なお、入札方式とする場合は、さきにお答えしました町直営分や指定管理者の委託費との整合性などを踏まえて対応することになることを申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問いたします。

今ほど、総務部長からの答弁にありました20パーセントは安くはないという回答でありました。

確かに、安いかわからないかは、これは別にだれが決めるものでもなく、先ほど申しましたように、町のそういう機関が設定した料金ですから、それはそれでよしとしましょう。しかし、県が行った入札、1台当たり大体50万円です。50万円の落札金額でありました。今ほど答弁を聞きますと、町の収入は12万円だという答弁であります。私は、すべてがそういう高い入札にはならないかもしれませんが、やる価値はあるのかなと。私はやる方向で一遍検討するという回答を期待しました。ところが、考えていないという、大変残念な回答でありました。そして最後に、検討したいという。考えていないという結果論が先に出て検討しますというのも、これまたいかがな私は答弁だったのかなと思います。

私は、この町の財政難において少しでも財源を確保するのが、私は職員の宿命かな、役目かなというふうに思っております。ぜひ実行していただきたいと思います。

どうしてもそれが現行よりも下がった入札であれば、それは現行に戻せばいいのであり、何ら別にそこで不利をこうむることは私はないと思います。

それともう1点。指定管理者の件で質問いたします。

確かに、施設にとっては、この自動販売機というのは利用者にとっては大変必要であります。しかし、町は管理委託料として運営に支障のない金額を出しております。そしてまた、部長の答弁の中では、その販売収益が自動販売機の販売収益がそういう施設運営の資金となっているというものでありましたが、再度言います。

利益を追求しないそういう施設に、町がそれに見合った委託料を払っているんです。そしてまた、じゃ委託料が下がっているかと。私は下がっていれば別に何らそれは申しません。しかし、委託料は、ほぼ横ばいです。年当初にしっかりと精査をして、その委託料を吟味して結ぶならば、あえてそのようなことは申しません。

再度、答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 長総務部長。

〔長 和義総務部長 登壇〕

○長 和義総務部長 再質問にお答えいたします。

先ほど私は、直ちに入札制度を導入するということは考えておりませんが、入札制度のですね、導入も念頭に置きながら検討してまいりたいというふうにお答えをさせていただいたものでございまして、ようやくですね、既得権益的な形態からですね、今のような手数料体系になったものですから、もう少し様子を見たいというふうな事情でございます。

それと指定管理者の件でございすけども、確かに収益を上げないというふうなことが基本かと思ひますけども、指定管理施設につきましてはですね、委託料でもってその管理費をですね、いかに低減させるかというふうなことになるかと思ひますので、年度のですね、最終精算の際に減額をしているというふうなことをご存じかと思ひますけども、それらでですね、委託費の軽減というものにつながっているかと存じますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問はいたしません。

先ほど言いましたように私の聞き違いで、もう少しという部分が聞き逃したのかなと。しかし、

このもう少し大変あいまいでありまして、やはりもう少しというのはいつなのかということも、しっかりと私は聞きたかったなど。1年ももう少しですし、2年ももう少しです。しかし、私は、やはりこの厳しい財政の中で、早急に入札制度を実施していただきたいということを要望しておきます。

それともう一つ管理公社の件ですが、減額をされているということは、これは年度を締めて減額されております。私は大変甘いなど。やはり年当初にしっかりとした金額をお互いに結べと。利益が出たから減額したっていうのは結果論であります。結果論ではなく、やはり年当初に努力目標を含めて私はやっぱり、そういう委託料を決めるべきではないのかなということ、これは私の私見であります、そういうことを申し上げて、第1点目の質問を終わります。

次に、自治基本条例の制定について、町長に質問をいたします。

自治基本条例は、2000年の地方分権一括法案で、それまで国や県の指示のもとで行ってきた自治体運営を地域に住む住民、行政、議会がそれぞれの役割や町民の参加の基本的な事項について定め、自主自立の協働でまちづくりを行うことを定めた条例であります。

第四次総合計画では、第3節に町民参加のまちづくりを提唱しています。新しいまちづくりに町民の行政参加が必要であり、政策決定や計画設定に反映させると書かれています。

自治基本条例は都市宣言や市民憲章とは根本的に異なり、基本構想や基本計画とも位置づけが違います。まちづくりの基本原則や行政の基本ルールを定めたものであります。

では、なぜ必要なのかと申しますと、行政組織は縦割りで全国画一的であり、複雑に変化する社会情勢の中で住民ニーズに対応しきれないケースがふえてきています。そして、国と自治体の関係は詳細に定めてありますが、行政と住民の関係は具体的な規定はほとんどありません。

自治条例を制定した自治体では、情報公開などの知る権利、行政に参加する権利など、住民の参加の手続きや仕組みを定めて公開し、一方では住民の責務も伴っています。

自治条例の果たす役割は、自治体形成にとっては重要なものであり、まちづくりの個性が出るところであります。東日本の被災地で行政主導の限界が見えてきた自治体が多くあります。行政で対応できないところを多くの市民団体や住民が救援や復興に力を注いでいます。新しい公共として住民が担っていく役割があると、私は報道を見て認識をいたしました。

しかし、制定に当たっては留意しなければならない点が幾つかあります。憲法や法律との整合性を十分に検証し、行政や議会の責務、役割に抵触しないこと。住民投票はあくまでも住民の意思として参考にすることとし、最終的には議会と行政が責任を持つこと。そして、基本条例は最高規範、市民主権の理念など、特定団体が唱えているイデオロギーは否定するなど、留意すべき点があります。

矢田町長が就任したとき、まず第一声で言われたことは、町に住んでよかったなという実感でできる地域づくりを目指したいということと言われております。住民が町を知り、町を愛し、誇りに思うような、そのようなまちづくりができるよう、基本自治条例を制定することを提案いたします。

お願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 自治基本条例の制定につきましてのご質問にお答えいたします。

自治基本条例は、地方の自主性を重んじる地方分権の進展に伴い、地方自治体はみずからの判断と責任のもとに自立度の高い行政運営を行っていくため、まちづくりの仕組みの基本ルールを定めた条例として全国的に制定する自治体が増加しているものでございます。

現在、石川県内では、羽咋市、加賀市、輪島市、白山市が自治基本条例を制定しており、内灘町でも制定に向けて、まちづくり町民会議が2年間かけ検討した条例案を町長に答申したというふうに聞いております。

多くの自治体では自治の基本原則、住民、議会、行政等の役割と責任、情報の共有や住民参加、住民投票など、政治的行政上の指針、責務の原則を定めており、自治体の最高規範として位置づけていることが多いように見受けられます。しかしながら、効力におきましては他の条例と何ら変わることがなく、各条項に法的拘束力もなく、その実効性を担保するものではないため、制定に至ったといたしましても、単なる理念条例となってしまうことも十分考えられるところでございます。また、住民の定義や外国人への参政権など、いろいろな問題も議論されているようでもございます。

私といたしましては、町民の皆さまが継続的に行政参画意識を持っていただくことが、まず最重要であると考えております。そして、できるだけ多くの町民の皆さまのご意見を伺う機会を拡大することを目標の一つに挙げております第4次津幡町行政改革大綱に基づき、既存の各種審議会におきまして積極的に委員の公募を推進し、協働型の行政運営に取り組んでいくことが先決というふうに思っているところでございます。

角井議員ご指摘の自治基本条例の制定の必要性につきましては、行政参画意識の醸成に努め、従来の行政運営との整合性を図りながら、将来における条例制定の必要性につきまして研究をしてまいりたいと考えております。現時点におきましては、引き続き第四次津幡町総合計画に掲げております町民参加のまちづくりを推進すべきと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

○南田孝是議長 角井議員。

○7番 角井外喜雄議員 再質問ではありませんが、一言、ちょっと申します。

今、議会では議会改革検討特別委員会をずっと行っております。その中で議会基本条例ということも検討の中に入ってきております。私は今回の、この自治条例、自治基本条例ですか、これは正直言って今すぐ私は求めようとは思いません。しかし、今、議会改革検討特別委員会の中で議会基本条例がその検討の中に入っているということは、これは議会と町民がお互いに議会は議会としての役割を町民に説明する。その中で、町民が議会に何を求めてくるのかということもあわせてそういう意見を言い合う、そういう場を設けたいなということを今検討しております。当然議会が行うならば、私はやはり執行する側、行政もやはりどのような形で町民と向き合っていくのかなど。やはりそれは真摯に向き合って町がこういうことを考えてるんだと、確かに町長さんが言われたように、行政参画意識ですか、それも調査していろんなことをまた検討しなければならぬと思いますが、私はやはりこの13億何がしかの金額を執行するに当たっては、町民の意見もあり、もっと細かく触れていただきたいなと。そういう向き合う基本条例を私は今後考えていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で7番 角井外喜雄議員の一般質問を終わります。

次に、4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 4番、荒井 克です。

私からは、4点について質問をさせていただきます。

まず最初に、1点目は、大河ドラマの誘致に当たり、津幡町がゆるキャラの商標権を確保しているのかお聞きしたいと思います。

津幡町は小矢部市など関連の各市町とともにNHK大河ドラマの実現に向けて誘致活動をしているわけですが、隣の小矢部市においてはイベントやキャラクターの利用、マスコミへのPR、また商品の開発など、市民挙げての意識の高揚がすごく感じられます。中でも、義仲、巴、火牛に関する食べ物が多く考案され、地元商店の活性化につながっているようであります。

津幡町の商店においてもキャラクターの「カーくん」や「モーちゃん」を取り込みたいと意欲を示している方もいるかもしれません。そんなときは、商標登録をした上で使用の許可を出すことが必要かと考えます。先ほど申し上げたPRや商品開発は町が頼んではなく、町民がアイデアを出し、つくり上げることが大事であり、それがまちの活性化に大きくつながることです。そのためにも町民の皆さまにトラブルなく自由に使っていただけるよう対応していかなければなりません。

今後の町の対応はどのようにしていくのか、竹本産業建設部長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 荒井議員のゆるキャラの商標権についてとのご質問にお答えいたします。

平成22年4月に源平合戦にかかわる木曾義仲、巴御前、火牛の計、これをイメージしたゆるキャラのデザインとネーミングを募集し、同年7月に59件の応募の中から現在のキャラクターが決定したものでございます。

権利などの保護につきましては、キャラクター募集時において、キャラクターの著作権および使用权に関する一切の権利は津幡町に帰属されており、保護されております。しかし、他人がこちらの著作物を全く知らず、たまたま類似した著作物を創作した場合には著作権の効力は及ばず、著作権の侵害にはならないこともあるというふうに聞いております。また、商標権の場合には、他人が商標権を侵害した場合には、こちらの登録商標を知らなくても、その使用をとめたり、無断使用に対して損害賠償請求を行うことができるなど、保護に関してはより有効な手段と聞いております。ただ誘致推進キャラクターの商標登録については、キャラクターをどのように使用するか、著作権の保護で足りるのか、どういう商品化が行われていくのか、また商標登録に際しての費用対効果など、総合的な観点から検討判断し、登録を見送っているものでございます。

現在、キャラクター使用については、キャラクター使用に関する要綱に基づき、その内容が本町の大河ドラマ誘致推進における広報、地域活性化および観光振興などに資すると認めるときには使用を許可するものとなっております。今後は、観光協会、商工会などを通じて、さらにその活用を図るよう努めてまいりながら状況を見きわめたいと思っております。ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。

どうしても、近隣の市や町と比較をしてしまうんですが、商店街など、やはり地元業者が特に頑張らなくてはならないことだと思っております。そのためにも、大河ドラマの誘致や新幹線など、目の前に活性化につながる話題がいっぱいありますので、これからも町と町民がともに盛り上がるようにまた町のほうも努力、よろしくお願いいたします。

次に、2点目は、津幡町で古くから歌われている俱利伽羅峠の歌という唱歌があります。

NHK大河ドラマの誘致に当たり、この俱利伽羅峠の歌をもっと活用できないかということでお伺いいたします。

「木々の若葉に風薫る寿永2年の夏のころ」と始まるこの歌は、刈安小学校に古くから運動会などで歌われてきた唱歌だと聞いております。向議員を初め、この中でも何人かの方が運動会で騎馬戦の入場の折、歌ったことを懐かしく感じていることと思います。調べてみますと、作詞は八波則吉氏、作曲は大西安世氏でつくられております。この2人の方は当時、石川県内の校歌などを多く手がけており、津幡町においても1928年に中条小学校の校歌が大西安世氏作曲でつくられております。

そこで、100年近く歌い継がれているこの俱利伽羅峠の歌を大河ドラマの誘致に、そして後世に残していければと思うわけであります。また、ケーブルテレビに毎日流れている義仲と巴のテーマ曲がありますが、これも含めて考えていけないものかと思えます。

この件について、矢田町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 俱利伽羅峠の歌を活用できないかのご質問にお答えいたします。

昨年10月12日から13日の両日にかけて実施されました「義仲と巴」ゆかりの地めぐりとNHK放送センターへの要望活動の車中にて、観光ボランティアガイドつばたふるさと探偵団の方々が俱利伽羅峠の歌を披露してくださいました。830年のはるか昔、源氏と平家が俱利伽羅峠で戦い、多く命がこの地に散っていったことは、世のはかなさ、命のはかなさを感じるものであり、ここで繰り広げられました歴史の1ページを伝えていただき、参加者は改めて源平俱利伽羅峠の戦いを理解し、ふるさとの歴史の重みを感じ取り、後々まで心にとどめてくださったのではないかと思います。

ご質問の活用の方でございますが、昨年度事業におきまして制作いたしました大河ドラマ誘致推進DVD「義仲と巴」大河ドラマ誘致へ機運が盛り上がる津幡町の中には、俱利伽羅峠の歌や源平騎馬戦の様子などが収録されております。このDVDは現在、町内の各公民館、小中学校にて機運の向上および次世代へのふるさと教育資料として活用していただいているところでございます。また、職員プロジェクトにより制作し、応募いたしましたふるさとCMでも俱利伽羅峠の歌が使用されております。

今後は、俱利伽羅峠の歌や大河ドラマ誘致推進DVDの中で使われております義仲と巴テーマ曲につきまして、より多くの町民に親しんで聞いていただくため、またPRや後世に伝えるためにも、町中学校吹奏楽部やシグナス・ウインド・オーケストラ等がシグナス大ホールで演奏できるよう、吹奏楽用楽譜の制作を検討したいというふうにも考えておりますので、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございます。

ぜひ、中学校の吹奏楽部、そしてまたこの貴重な歌を町民みんなで大合唱できる日が来ることを望んでおります。

次に、3点目として、津幡町の中学生に東日本大震災の災害協力を派遣された町職員から現地を見た実態のすごさを報告することができないか質問をいたします。

中学生には、一瞬で働いた大きな自然の力によって多くの命が奪われるという災害はまだまだ理解できないかもしれませんが、しかし、今でも過酷な状況の中で生活をしている方々は、表面的なものかもしれませんが、テレビなどのメディアを通じて推しはかることができます。現地へ行って見ることも可能だと思いますが、町の消防署員初め、多くの職員が派遣されました。その中には、こんな業務も災害協力に必要なだったのかと思われることもあると思います。

今は職員の方々が伝えることによって、大人へと成長している段階の中学生在が少しでも生きることや生活することの大切さを知ることができるのではないのでしょうか。また、地域防災力を高めるためにも中学生の力の活用を期待するものであります。

町の中学生に震災派遣時の報告をすることが可能か、吉田学校教育課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 吉田学校教育課長。

〔吉田二郎学校教育課長 登壇〕

○吉田二郎学校教育課長 町の中学生に対し、東日本大震災被災地に派遣された職員による報告会をすることはできないのかのご質問にお答えいたします。

東日本大震災の被災地へは津幡町からも消防を初め、水道、保険、病院、税務、それぞれを所管する多くの職員を派遣しております。そして、その派遣された職員は現地で活動し、見てきた現実を1人でも多くの方々に伝えなければいけない、被災された方々の思いを届けなければいけない、そういう使命感を持って帰ってきております。

一方で、津幡町の学校現場におきましても防災教育の重要性を再確認している中で、命の大切さや災害時の行動、協力体制について学ぶ機会を積極的に求めているところであり、被災地に派遣された職員の実体験に基づいた話を聞くことは、とても貴重な機会と言えます。一部の小中学校ではすでに実施しているところもございます。

ご質問の中学生への報告会ですが、ぜひ実施していくよう学校と協議してまいります。あわせて、派遣されました職員に協力を求め、どのような方法で実施していくか検討、相談をさせていただきたいと思います。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 ありがとうございました。

ぜひ、中学生にまた震災についての思い出の一つとして、教育の一つとして、家族や友達と語り合うことも大切なことだと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後であります、津幡町の街路灯や防犯灯のLED照明の普及についてお伺いいたします。

CO₂による地球温暖化の問題で、世界各国はより具体的な削減数値目標と課題に向けての活動が急務になってきております。日本においても環境問題への取り組みが社会的評価の一つになり、対策が必要不可欠なものになっております。

その対策の一つにLED照明の普及があります。従来の照明より小さい電力で点灯が可能で、

電気使用量が少なく、コスト面では電気代の削減にもなり、放熱量についても少なく、結果としてCO₂の削減につながります。また、寿命も長いというメリットや既存の蛍光灯などに含まれている有害物質を含まないなど、環境負荷の少ない照明でもあります。

防犯灯や街路灯においても技術革新が進んでおり、特にLEDを使った防犯街灯については、採用されている事例がふえております。LED防犯灯は初期投資が高くなる一方で、電気代が従来の水銀灯や蛍光灯よりも軽減でき、長寿命のため電灯の交換の手間が省けるという利点もあります。このように、CO₂削減、省エネ効果が十分に期待でき、あわせて環境負荷も少ないLED照明を積極的に導入していくことが必要であると考えます。

津幡町内にも防犯灯や街路灯など、多くの照明器具が設置されておりますが、LED照明への切りかえも進んでいることと思います。しかしながら、先ほど申しました初期投資が高いということで、各地区の取り組みも大変であります。津幡町にも街灯設置費等補助金制度がありますが、この制度には「夜間の犯罪、通行事故等の危険を防止し、町民が快適で安全な日常生活を営むことができる社会環境の整備促進を図るため、区が行う防犯灯、街路灯及び道路照明灯の設置及び維持管理に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するもの」とうたっております。現在、その補助金の利用頻度はどのくらいなのか。

また、LEDを断念して従来の蛍光灯に取りかえることもあるのではないかと思われますが、もしその場合、今後どのような対策をとっていくのか。また、庁舎や学校など、町内の公共施設の導入はどれくらいなのか。点灯時間の長い施設などは比較的効果が見込めると思いますが、導入効果など検討しているのか。促進、交換状況なども含めて、石庫生活環境課長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 石庫生活環境課長。

〔石庫 要生活環境課長 登壇〕

○石庫 要生活環境課長 街路灯のLED化についてのご質問にお答えします。

町内における街路灯の設置数につきましては、平成23年度末において各地区で管理するものが3,733灯、町が管理するもの1,227灯の合計で4,960灯でございます。このうち、すでにLED照明に切りかえられたものは、地区管理のもの92灯、町管理のもの13灯となっております。製品価格の低下とともに、昨年度より切りかえが顕著となっており、今年度は5月末現在で、街路灯は17地区より120灯の修繕および新設要望があり、うち10地区の26灯がLED照明に切りかえられております。

町でも、平成23年2月に街灯設置費等補助金交付要綱を改正し、蛍光灯や水銀灯からLED照明への転換が促進するよう、1灯で最大3万円の補助を行っているところでございます。町の補助金制度を利用すれば、10年間で1灯当たり1万円以上の費用低減効果があると試算しております。

また、町管理のものでは、今年度35灯の切りかえと5灯の新設を予定しております。庁舎などの公共施設の促進につきましては、環境対策の重点である地球温暖化防止の促進を図る観点からも、役場庁舎では新庁舎を除く518灯の蛍光灯をLED照明へ切りかえ、あわせて年間約85万円の電気料金を削減しております。

学校施設関係については通学路の防犯灯に6灯設置しておりますが、校舎、体育館などで特殊な機器が必要な施設においては、大きな初期投資が必要なことから所管課へ働きかけをしている

状況にあります。

今後のLED照明の機能や価格の動向、国などによる補助制度に注視し、町施設の切りかえはもとより、地区へLED照明への転換、啓発を積極的に働きかけ、省エネ対策を推進するとともに、CO₂の削減に努めてまいりたいと考えております。

○南田孝是議長 荒井議員。

○4番 荒井 克議員 数字を伺ってますと、まだまだLEDの普及というものはまだまだ遠いかなと思いますが、きょうも傍聴席に区長さん方がたくさんおいでしておりますが、各地区の運営もこの厳しい社会情勢の中、なかなか大変だと思われます。区長さん方がもっと安全で安心な区をつくっていけるように、これからも町の執行部に期待をするものであります。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で4番 荒井 克議員の一般質問を終わります。

次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 6番、森山時夫です。

2点の質問を行いたいと思います。

初めに、一般建物火災の対応についてであります。

ことしの3月27日に発生しました竹橋区の一般建物火災について、当時のお話をしながら質問に移らせていただきたいと思います。

早朝6時過ぎに家の中にいたら、けたたましい消防のサイレンが通り過ぎました。一瞬、火災予防週間の早朝訓練かなと思いましたが、実際には、ちょうど火災予防週間が3月20日からその前日の3月26日までが春の火災予防週間だったそうです。そういうことで、余りにも早朝のために家の中から南西方向のほうへ見上げたところ、火災特有の煙が上空に舞い上がっております。とっさに家を飛び出して現場方向に車を走らせました。少し走ったところで竹橋区と分かったときに、家が密集しているので、そういう集落のため大変なことになればいいのにと念じながら現場の近くまで行き、そこで到着しました。その日はあいにく快晴、無風。その分非常に朝は寒くて、あたり一面が朝霜が降り、真っ白な状態でありました。非常に寒い朝でした。現場は幸いにして住宅密集地から少し離れて、無風で夜明けなど条件も幸いして、そこには消防本部の指揮のもと、各消防団員の必死の消火活動を私は見守りながら隣接する家の延焼は免れたと確信を持って、すぐ高ぶる気持ちを抑えながら隣の玄関先に行きました。隣の玄関先に向かったとき、そこにはその奥さんが茫然として立っておられて、声をかけると我が家が延焼するかと非常に恐ろしくて現場へは行っていないと、そういう話でございました。そこで、延焼は自分は免れたと思ってましたので、少しでも安心させるために、火災も下火になって、裏では集中的に消火活動してるからもう安心していいぞと、そういうふうにご話をしながら、一時は覚悟をしていた恐怖から少し解放されて、初めて私と一緒に現場に向かいました。そこで、混乱の中に、区民の方々から家の中に2人ぐらいいるらしいと非常に信じがたい会話も聞かれ、私としては寒いからどこかでどこかの家でかくまっていないかなと期待を持ちながら、一たん私は帰宅をしました。再度、夕方6時ごろ、現場近くに行って話を聞くと、朝の会話が実現となったことを聞かされました。町では、一度に2人が亡くなられたことは過去になく、最悪の結末となり、改めまして亡くなった方のご冥福を祈るとともに、また残された家族も大変でしょうが、一日も早く元

の生活に戻れることを願っております。

ここまでは通常の一般建物火災でありますけども、その翌朝にまた電話があり、受話器を取ると、次はその電話越しには気が動揺してもう寝つけないところに夜中にまた玄関先から「また火事やぞ」と、そういう怒鳴り声が聞こえて、次はどこやと家を飛びだしたら、隣の鎮火したはずの場所からまた火柱がものすごい勢いで吹き上げていたと。そのときの夜は少し風があったために、それと火の粉が夜のために見えて、非常に今度こそは家が燃えると、そういうふうな覚悟をしたそうです。同時に、それまで消火に来る消防の時間が非常に長く感じ、そういうことで、二度の恐怖で火が脳に焼きついて、精神的に体がおかしいと、そういう訴えを聞きました。

夜中の火災は、本当に私はたまたま知らなかったの、びっくりして次の新聞記事を見ましたところ、助かった家族のために毛布や衣類など燃えなかった家財の保管が裏目にと、そういうふうに記載されておりました。好意は分かりますけども、消防士のプロとして火災原因には毛布からの出火も多くあることも熟知しているのが当然であります。重大なミスを犯したと言わざるを得ません。

二度目の火災は毛布か衣類の種火かもしれませんが、また焼け落ちた木材などはすべて木炭の状態にはなっておりますし、そこで放水も十分に中まで浸透していない可能性があります。長時間が経過しても再燃焼することもあります。火災の当日、私は午後4時ごろに現場に行ったときに、そのときには人影も消火機材もなく、こんなに時間が経過してないのに何でだろうと不思議に思いました。

そこで、なぜ三度の出火になったのか、消防長にお伺いをいたします。

まず1つ目は、その日、何時ごろに警戒体制を解除したんですか。2つ目には、通常、何を基準に警戒体制を解除するのですか。3つ目としては、こういう教訓として今後二度と惨事を起こさない、また町民がそういうことを納得できる対策、そういうことを説明願います。

○南田孝是議長 西田消防長。

〔西田伸幸消防長 登壇〕

○西田伸幸消防長 森山議員の一般建物火災の対応についてのご質問にお答えをいたします。

このたびの竹橋地内の建物火災において、地域住民の方々に大変ご心配、ご不安をおかけいたしました、まことに申しわけございませんでした。

まず、その日何時に警戒体制を解除したのかとのご質問ですが、火災は午前8時20分に鎮火を確認し、午後1時から火災原因調査を実施いたしました。その後も地元分団の倶利伽羅分団に夕方まで警戒をお願いして現場を引き上げております。その後は、消防本部が2時間ごとに巡回警戒を実施しており、午後10時の巡回警戒時には異常はありませんでした。

次に、何を基準に警戒体制を解除するのかとのご質問ですが、当消防本部では、特に基準を設けておりません。火災原因調査が終了した時点で、警戒体制を解除しております。なお、近隣の消防本部も同様と伺っております。

最後に、町民が安心できる対策を講じたかとのご質問ですが、これを教訓として、二度とこのようなことがないように役割分担や責任の所在の明文化を図るとともに、チェックシートなどにより防止策を講じる再燃火災を防止するための要綱を6月1日付で定め、鎮火後の警戒体制の強化を図りました。

今後さらに消防団との連携を密にし、消防技術の研鑽に努め、町民の信頼、負託にこたえるた

め努力してまいります。

以上でございます。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 実は、こういうことを聞くのはなぜかという、私も今から三十数年前に、それは3月1日の土曜日の夜中でしたけど、実際に納屋の1階の屋根を延焼、そういう火災を出しました。それはたまたま2日前に横でたき火をして、そのたき火の後始末をビニール袋に入れて、そのビニール袋をちょっと蔵のたまたまそこにベニア20枚ほどかけてあったんですけど、そこに立てかけてあったと。それが少しずつ中の、要するに木炭みたいそういうものが熱くなって、ビニール袋がとけて、そこにたまたま風があって、その風でまた火を起こして、そしてベニアに燃え移ったと。そういう非常に2日も前のたき火でも、近所の人いろんな人言いますけれども、たき火は絶対にそういう家の近くには後始末しても持っていつてはいかん、再燃することがあると、そういうことで私は非常にそういうたき火の後始末、特に家もそうです。やっぱり焦げた木材は木炭状態になっていますから非常に私も気にかかった、そういうことで今回はその質問も重ねて伺ったわけです。そこで、今後とも町民の安全、安心を図り、財産、生命を守る、そういうために先頭に立って活動していることには日常から私も感謝をしておりますし、また今後、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、節電実施方法についてであります。

昨年の東日本大震災に東京電力福島第一原発の事故により、今年になって全国の原発50基すべてが稼働停止になりました。そこで、今夏の電力需要と供給のバランスが崩れて、電力会社10社管内のばらつきがあるものの、猛暑だった2010年の夏より電力消費を5パーセントから15パーセント抑える数値目標を設定しました。北電管内は可能な範囲での協力要請であります。

また、火力のトラブルなどで管内の需給逼迫がなければ、関西電力、また九州電力に7月、8月に余力の融通に充てる、そういう電力会社各社間で緩和に努めていることですが、現状の生活で電気なくして生活が成り立たない、そういうことが実情であります。

今や、オール電化住宅も非常に急増しております。考えてみても、私たちのちょうど若い時代、三十何年前になりますけども、そういうときと現在と比較しても1家族6、7、8人が当たり前と。2世代、3世代が同居。今では、まず少数家族が非常にふえて、それに対して、逆にテレビやエアコン、冷蔵庫、そういう家電製品も前の大きな家族より逆に少なくなっても、2倍、3倍とふえておる。そういうものが現状であります。こういうことは、物が安くなったからとか、あと便利なのでということで買い求めて、いつの間にか各部屋に電化製品が備えつけてある。そこで、暗くなるとコンセントや待機表示などのそういうものが点々と光が見えます。常に電力消費状態でお金を捨てているような状態です。

この節電の機会に身の回りの総点検を行い、無駄な消費電力をなくする工夫をしたいものです。よくテレビの報道などでは、節電効果の家電などを紹介しています。例えばエアコン26度を28度、2度上げることによって10パーセントの節電。また、エアコンから扇風機に変わると50パーセントの節電。また、冷蔵庫の室内温度調節とか待機電力をなくするとか、いろいろな方法で節電効果が報道されておりますけども、実際に生活で消費する家庭の各電化製品が月に何パーセントの電力消化比率なのか分からないのが実情です。

消費電力が分かる機器でもあれば効果は判断できますけども、たいてい大半の家庭では適当に

判断して、本当の無駄な電力を排除することは難しいと思います。

例えばエアコンを例にしても1日に家庭によっては2時間、また5時間、10時間使用とばらばらであり、そこで機械の性能とか、機械の大きさ、エアコンの場合は6畳、8畳、10畳、14畳とか16畳、そういうことで出力のほうも異なります。節電にどれだけの効果を及ぼすのか、なかなか分かりません。

ここで、矢田町長にお伺いいたしますが、通年通電の家電製品、また季節や時間帯により使用する機器など千差万別で、5パーセントの節電を行うには温度調整や代替節電効果の数値はそれは分かりますけれども、一般の家庭の主な家電製品の電力消費一覧表によって時間当たりの節電効果または操作マニュアルなどを作成していただき、町民一人一人が自主的に取り組むよう方向性を示す必要があると考えます。今後、どのような考えがあるのかをお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 節電実施方法についてのご質問にお答えいたします。

この夏の電力需要対策といたしまして、政府が示しました北陸電力管内での7月2日から9月7日までの平日の午前9時から午後8時までの間、一昨年比で5パーセント以上の節電要請については理解をしているところでございます。

政府は今後、節電促進に向け、各省庁を通しまして家庭向けの分かりやすい節電メニューの提示や電力会社からのでんき予報を提供するとともに、地方公共団体などと共同で節電の普及啓発活動を徹底して行うとしております。節電につきましては、これまでも各家庭において照明を小まめに消したり、テレビの明るさや音量を控え目にするなどの取り組みが行われております。

ご提案の一般家庭の主な電力消費機器の一覧表による時間当たりの節電効果、操作マニュアルの作成についてでございますけれども、製造年代が違うさまざまな電化製品がある中、各家庭におけるライフスタイルや家族構成などによる使用頻度の違いなどを考えますと、非常に多様となり作成が困難であるというふうに思われます。

町といたしましては、無理な節電要請は熱中症の危険を伴うこともあり、国や電力会社が示す節電方法や情報を提供することが第一と考えている次第でございます。また現在、各家庭における消費電力がリアルタイムで表示できるスマートメーターシステムも開発中と伺っており、節電に関する技術開発の動向も見ながら、効果的な節電対策につきまして広報してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○南田孝是議長 森山議員。

○6番 森山時夫議員 ありがとうございます。

現在、住民一人一人の理解と協力で今、リサイクル分別が浸透して守られているように、見て分かりやすい様式を用いれば節電志向も芽生えて、生活に打ち解けていくことと思います。また、今のそういう消費電力計器とか、そういうものもまた今後、少しでも予算、補助などを検討していただいて、またいろんな普及していけばなど、そういうことを思います。

きょうはそういうことで、私の一般質問を終わらせていただきます。

○南田孝是議長 以上で6番 森山時夫議員の一般質問を終わります。

次に、5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

まず最初に、農業公園について質問いたします。

農業公園については、過去に一般質問への町長の答弁を含め何度か語られてきましたが、漠然としていて私にはイメージがつかめませんでした。

しかし、ことし4月の全員協議会で初めて、このような町農業公園整備基本構想が示されました。

〔中村議員 町農業公園整備基本構想を提示〕

この基本構想について質問します。

主に9項目あります。最初に、今なぜ農業公園なのか、その必要性和緊急性について聞きます。

2番目に、農業公園の目的と意義は何ですか。

構想には農業公園に適した候補地としてA案、B案、C案、D案、E案の5か所が挙げられています。その中でも最も有力な候補地とされているのが、倶利伽羅不動尊西之坊鳳凰殿に隣接する候補地D案です。この土地は以前ゴルフ場として民間業者が購入しましたが、倒産し、最終的には2009年に町土地開発公社が1億円で買い上げた土地です。この土地購入に当たり、町長は昨年の3月議会の私の一般質問の答弁で、ここの土地の購入目的は東部工業団地に当たり、企業進出の申し出に対処すべく工業用地として土地を取得したという説明を受けました。それがどのような過程を経てですね、農業公園の最も有力な候補地となったのか。その結論に至る経緯、理由、また東部工業団地としての目的はどうなったのか、説明をお願いしたいと思います。

そして、4番目の質問です。それは農業公園の利用者数についてなのですが、構想計画では年間22万人が利用すると想定されています。22万人というと、年中無休で365日開園しても、1日平均600人の利用者がいないと達成できない数字です。本州一広大な1,150ヘクタールという面積を持つ県森林公園の昨年の入園者数は約17万人です。過去の実績を見ると、森林公園の入園者数は最低10万人、最高18万人の間でふえたり減ったり推移しています。バイパス開通の影響で、ここ3年間は16万人、17万人というところです。一方、町計画の農業公園は、敷地面積18ヘクタール、うち農地公園面積3ヘクタールと規模がずっと小さいにもかかわらず、森林公園の入場者数をはるかに超える年間22万人の利用者を見込むのは甘過ぎるのではないのでしょうか。そこで、4番目の質問です。町は、この22万人の人数を想定するに当たり、他の都市事例を参考にされたようですが、こういった都市の事例を参考にしたのかお伺いいたします。

22万人の目標利用者数は、しっかり調査し分析された上での数字とはとても思われません。事例はあくまで他の都市のことであって、津幡町固有の条件を分析した上での数字ではありません。津幡町の農業公園を想定した利用者数でなければならないと思います。数字にしっかりと根拠がありません。そこで、5番目の質問としては、22万人という数字をどのように考えて算定したのか、合理的な説明を求めます。

なぜ私が利用者数22万人を問題視するかというと、町が示した農業公園には、620台を収容する3ヘクタールの駐車場が計画されております。設備等も22万人が利用するという数字に基づいて作成されております。利用者数がひとり歩きして実態を伴わないまま経費がかさむ計画にも思われます。

そもそも、まず現有の町営公園の利用者数は、その計画と実態において差異、違いがないのかという検証が必要ではないでしょうか。すでに町にある6つの大きな都市公園が活用されている

か、生かされているかの検証が必要だと思います。津幡運動公園を除く中央公園、しらとり児童公園、住吉公園、中条公園、あがた公園の5つの都市公園整備にかかりました総事業費と総面積、そして年間の維持費は幾らになるのでしょうか。また、公園の利用者数や利用実態等のデータも示してください。これが6番目の質問です。

町内外の人々を呼び込むには、農業公園に持続する魅力がなければならないと思います。特産物づくり、加工、販売に至る6次産業の推進、地産地消、そして利益が町民に還元される流れをつくり、人々が生き生きと働けることにより初めて魅力ある農業公園として町内外の人々にアピールし、心をつかみ、呼び込むことができるのではないかと。そのためには、町の宝物を育てるという考え方のもと、身の丈に合った農業公園であるべきだと考えます。バックグラウンドなしでは事業は長続きしません。また、大きければそれだけリスクを伴います。構想計画では、18ヘクタール中、畑はわずか6分の1で、半分の9ヘクタールが3,000本のもみじ園なのに、農業公園とはおかしくないかなと思います。山野を開墾し、新たに畑をつくり、新たにもみじを植えても、町民の理解や助力なしでは地に根づいた公園にはならないのではないかと危惧します。その運営をどうするのが大きな課題です。

農業公園の役割の一つに、地元農業の拡充があると思います。農業公園の運営主体、運営形態をどうするのか。地域の営農組合、生産組合、農事組合法人、農協等との連携が不可欠ではないか。これが7番目の質問です。

8番目の質問は、財源をどうするか。財源に関しては、国の交付金を求め、町からの持ち出しは少なくしたいという担当課の話ですが、財源の見通しはあるのですか。また、たとえ国からの補助金が当てにできたとしても、それは国民の税金なのであり、天から降ってきたお金とは違います。国の補助金目当てではなく、まず事業の中身が、その必要性、規模も含め、津幡町に見合ったものなのか、しっかりチェックすべきです。

そして9番目、最後の質問です。最有力候補地であるD案、このD案規模の公園をつくるには幾らかかると見込み、また維持管理、運営費等については、どのくらいの予算がかかると見込んでいるのかを聞きます。

町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 中村議員の農業公園構想についてのご質問にお答えいたします。

まず初めに、今なぜ農業公園なのか、その必要性和緊急性について示されたいとのことでございますが、私は2年前に町長選挙に出馬を決めましてから、町への思いを幾つかの約束事としていろんなところで話をさせていただきました。その中の一つに、地産地食をキーワードにした新たな農林業振興と特産化を掲げております。その思いの中には、平成26年度末に開通する北陸新幹線がもたらす誘客効果が大きい期待できるものであること、また石川県では、首都圏からの観光客数の目標を年間500万人としておりますことから、その観光客の1割でも津幡の町に寄っていただきたい。また、石川県には農業公園が一つもない。そんなことから、津幡町に魅力ある農業公園の建設を提案させていただいたものでございます。

次に、農業公園の目的、意義は何かとのことでございますけれども、平成23年第4回6月町議会定例会におきまして、荒井議員にお答えしたとおりでございますけれども、改めて確認の意味で

再度回答をさせていただきます。町の地産地食をキーワードに、さらなる農業振興、新たな特産物などの開発促進を図ることを目的に、農業体験、収穫体験ができる農業公園の建設を考えているところでございます。その中には、学校給食への食材提供や高齢者、障害者への雇用の創出も行えるような農業公園でありたいと考えているところでございます。

次に、土地開発公社が企業誘致のために購入した用地であるが、どのような過程を経て農業公園の最有力候補地になったのかとのことでございますけれども、本年4月に開催されました議会全員協議会の席におきまして、農林振興課長から説明があったとおりでございます。農業公園構想プロジェクトチームが農業公園の段階的な整備、拡張の可能性を持たせるために、おおむね10ヘクタール以上の面積が確保できる候補地を町内に5か所選定し、交通アクセス、町有地等の有無など8項目について加点方式により最適地の選定を行ったものと報告を受けている次第でございます。

また、東部工業団地用地としての目的はどうなったのかとのことでございますが、現在、企業誘致を目的に、オーダーメイド方式の提案もさせていただきながら積極的に企業へのセールスを進めているところでございます。しかしながら、何件かの企業からの問い合わせがあるものの、近年の経済状況により契約に至っていない状況でございます。このようなことから、町土地開発公社では、景気回復や確実なオファーを見きわめるまで新たな工業団地造成をするのではなく、現在、同公社が所有する（仮称）東部工業団地用地を農業公園用地として町に売却することも検討するとの報告を受けているところでございます。

次に、利用者数の算出根拠の他の都市事例を示されたいとのことでございますが、先進事例として、昨年度プロジェクトチームが視察を行いました名古屋市農業センター、いなべ市農業公園における年間利用者数の設定方法を参考にしたものであると聞いております。

次に、利用者数22万人という数字をどのように算定したのかとのことでございますが、今ほどお答えいたしました先進地の事例を参考に、当町から車で1時間半のアクセス圏内の人口約225万人の1割を想定したものでございます。

次に、運動公園を除く都市公園の総事業費、総面積、維持管理費の総額について示されたいとのことでございますが、農業公園と目的や用途などが全く違う都市公園を比較する意味が私自身理解はできませんが、あえて申し上げますと、津幡運動公園を除く5か所の都市公園につきまして、総事業費は約38億6,000万円、総面積は9.6ヘクタール、年間の維持管理費の総額は約2,290万円となっております。

次に、農業公園の運営主体、運営形態はどうするのか、財源はどうするか、公園をつくるには幾らかかるのか、また維持管理費、運営費等はどのくらいの予算を見込んでいるのかのご質問ですが、本年度策定予定の農業公園基本計画でお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○南田孝是議長　ここで暫時休憩いたしまして、午後1時から一般質問を再開いたしたいと思えます。

〔休憩〕 午後0時00分

〔再開〕 午後1時00分

○南田孝是議長　ただいまの出席議員数は、17人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

5 番 中村一子議員。

○5 番 中村一子議員 引き続き休憩に伴い、再質問をさせていただきます。

町長の答弁いただきました。私は、さらに新しい公園をつくるというのであれば、現在、現有するですね、大きな公園、その検証が必要ではないかというそういう思いを持って、現在の都市公園についての総事業費38億、面積9.6ヘクタール、そして年間維持費2,290万円という、そういう数字をいただきました。これについて答弁は要りませんけれども、新たに公園をつくるのであれば、本当に今、現存する公園が有効に使われているのかどうか、その検証をぜひしていただきたいという意味でございます。

質問ですけれども、2つあります。1つは、その22万人の利用者数についてなんですが、先ほどの町長の答弁では、車で津幡町から約1時間半の距離に住んでいる人口が225万人であろうと、そのうちの1割、22万人が津幡町の農業公園にやってくるという、そういうご説明だったと思いますが、私は先ほども申しましたように、余りにもそれでは津幡町固有の農業公園としての利用者数をはかるのには甘過ぎるのではないかと、見直しが必要ではないかという思いを持っております。この利用者数について、町長にもう一度答弁をお願いしたい。

それから2つ目についてなんですが、運営主体についてもこれから、財源についてもこれから、それからその予算についてもどれくらいの規模なのかそれについてもこれからという、そういうお話でしたけれども、私最もここで話しさせていただきたいのは、その運営主体ですね、例えば営農組合とか、そういったことを農協とかそういったお話ししましたが、地元のやはりそういった現存するですね、今ある農業に従事されている方々のお力も得てですね、図っていかねばならないのではないかと思います。その2点について、町長に答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 22万人というのはあくまでも概算であって、1.5時間以内に225万人、これはまぎれもない事実であると思うんですけども、その1割の22万人はなぜなのかっていう、そんな趣旨ではないかなというふうに思います。

ただ、その前に私申し上げましたとおり、3年足らず後には新幹線が開業いたします。1,200万席が年間、東京から入ってくると。県では県のPR戦略会議では、現在で250万ぐらいの首都圏からの入り込み客を何とか500万人にしたいんだという目標を掲げておられます。私の思いでは、500万人の人がすべて津幡の農業公園に来るということは、そんな大それたことは考えてもおりませんけれども、少なくとも1割の人は津幡にも来てもらいたいなっていう、そんな思いでこれからの戦略っていうものを立てていかなきゃならんというふうに私は思っておりますし、その戦略の一つの中に農業公園が位置しているというふうにご理解をいただきたいというふうに思っています。

したがって、22万人という数字は、中村議員は何ちゅう多いげんというふうに思われるかもしれませんが、私自身は、農業公園がうまく機能することによって22万人をオーバーするようなことも十分考えられるというふうに個人的には思っているということもご理解をいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、地元のJAさんとかいろんな営農組織と連携っていう話もございましたけれども、それは当然のことであろうというふうに思っておりますし、どういうふうなかかわり方がいいのかっていうことも、今後、基本計画ができるまでの間に考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 運営について、それから採算性について、これ重要な問題だと思います。ぜひですね、そういう町からの持ち出しがないように、そして採算性を度外視したような公園であってはいけないと思います。もしそうであるとしたら、町負担が増大するだけで何の活性化にもならないわけですから、これから本当にしっかりとした検討を続けていっていただきたいと思っております。

続きまして、農業公園計画の情報を町民と共有し、公開シンポジウム等を開けというか、開いてほしいということで質問をいたします。

農業公園に関しては、現在、町職員から成るプロジェクトチームが審議をしております。ですが、これだけでは足りないのではないかとということですね、学識者もメンバーに加え、あるいは公園周辺地域の住民、それから農業関係者などとの先ほどの話とも重なりますけれども、話し合いを重ね、重ねて、重ねて持つべきではないかと考えます。また、審議されるその過程をですね、しっかりと町民にも示していただきたい。そして、その審議内容が分かるよう情報を公開するということを求めます。

そのためにもですね、農業公園構想計画審議会や公開シンポジウムなどで町民の意見を聞く、直接聞くですね、そういった機会が必要ではないかと思っております。パブリックコメントも行うというお話ですが、これはいつ、どのようにパブリックコメントを求めるのかということについてもお尋ねいたします。住民の意見をしっかりと聞いて議論する時間が絶対必要だと思います。

町は来年3月までに最終案を出したいということですが、3月に最終案とは拙速ではないかと思えます。

こういった意味を含めてですね、梶田農林振興課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 梶田農林振興課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 農業公園計画の情報を町民と共有し、公開シンポジウムなどを開けとのご質問にお答えいたします。

まず最初に、情報公開を徹底すべきとのことでございますが、昨年度は農業公園の基本構想の策定することを目的に、農業公園構想プロジェクトチームを関係部局の課長補佐、係長の中から8名を矢田町長より任命を受け、組織いたしております。本年につきましても、農業公園基本計画の策定を目的に、昨年から比べれば1名増の9名で同プロジェクトチームを継続し、基本構想をもとに実現可能な事業の検討、造成計画に係る事業費、財源の検討、管理運営など要する売り上げを含めた維持費の積算について検討を行っていくこととしております。そして今後は、国庫補助事業採択を受けるための実施計画、採択申請、実施へと進めていくこととなると思います。

その実施計画の中で中村議員の言われる地区住民の代表者、農業関係者、学識経験者などの意見を反映する必要があると思いますので、その時点におきまして、仮称ではございますが、農業公園推進協議会を設置し、委員の中に参加いただき、それぞれ幅広く意見を求めたいとの思い

から、現在のところは審議会、シンポジウムなどの開催については考えておりません。

次に、パブリックコメントなどについてでございますが、4月に開催されました議会全員協議会でご説明いたしましたとおり、本年10月末をめどに基本計画案を策定した後、速やかに議会全員協議会において議員の皆さま方にお示しさせていただき、その後に広報、ホームページなどでお知らせし、約1か月間の期間において町民からパブリックコメントを求めたいと考えております。

また、3月に最終案とは拙速ではないかとのことでございますが、平成25年3月に策定するのはあくまでも基本計画であり、先ほど申しましたが、実施計画策定の協議会の中で地区住民代表者、農業関係者、学識経験者の方々からご意見をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問いたします。

先ほど推進協議会を設置するというお話をいただきました。ぜひそうしていただきたいと思います。ただですね、パブリックコメント、その10月の末に案を作成し、その後に1か月ほど求め、3月までには計画案をつくるということなのか、それともその案をつくった上で、来年度予算に向けてその予算がついてくような、そういうことを考えていらっしゃるのか、3月末までにはどの程度のことをやりたいというふうに考えていらっしゃるのかということをもう少し明確に答弁をお願いしたいと思います。それと、先ほども申しましたシンポジウムの件なんですけれども、角井議員がですね、自治基本条例ですか、それについて質問されておりましたけれども、やはり町民参加のまちづくり、それから町民の意見を直接聞くということがやはりこれからの地方自治にとっては非常に大事なことだと思いますので、そのシンポジウムのことも今のところ考えてはいないということですが、将来的に農業公園をどういうふうにしていったらいいのかということも広くですね、意見を聞くためにも、もう一度考えていただけないかということで答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 榊田農林振興課長。

〔榊田和男農林振興課長 登壇〕

○榊田和男農林振興課長 中村議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

まず最初に、農業公園基本計画案であるかないのかってということでございますが、基本計画でございます。その中で、先ほども言いましたように、今プロジェクトチームの中では、先ほど言いました造成計画に係る事業費、可能な事業の検討、これは国庫補助事業も含めて考えていくこととなると思います。

それと、先ほどから言われております財源の検討、管理運営などに要する経費の積算、このようなことを今後10月までに考えてまいりたいというふうに思っております。

それともう1点ですけれども、先ほど言いましたシンポジウムの開催につきましては、今のところ開催予定はしておりません。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 基本計画が進められるということで10月までの案ということですが、22

万人の利用者数が気になります。これは質問ではございませんが、非常に気になるところなので、また再考していただければなと思っております。

続きまして、志賀原発にかかわる次の質問に移ります。

志賀原発事故による中能登町 1 万 8,500 人の避難にかかわる町の受け入れ体制等についてと原発の被害地元をどう考えるかということでお伺いします。

県の計画によれば、志賀原発事故によって、志賀原発から半径 30 キロ圏内の中能登町住民が避難しなければならないような事態になったとき、津幡町は中能登町全住民 1 万 8,500 人を受け入れるということですが、町は 1 万 8,500 人もの人々をきちんと受け入れることができるのか、その受け入れ体制についてお聞きします。

また、今週の土曜日、6 月の 9 日にですね、県は全交流電源喪失や原子炉冷却機能喪失を想定した原子力防災訓練を実施します。原発から 30 キロ圏内の住民避難を含んだ訓練であり、当然津幡町は中能登町からの避難民を受け入れるのですが、この訓練に町はどのように参加するのか。スクリーニング等の被爆者への対処方法、ガイドラインはあるのでしょうか。30 キロ圏内の人間がですね、避難しなければならないような原発事故が起されれば、津幡町にも何らかの被害が想定されると考えますが、町長はどう思われますか。

被害が津幡町にも及ぶと考えるとしたら、その対策はあるのですか。ヨウ素剤の常備も必要ではないか。人口分のヨウ素剤を配備してください。

また、町独自に新たにモニタリングポストを設ける計画や線量計をふやす計画はありますか。放射能は目に見えないし、においもありません。事故の際には、放射線測定器が必要不可欠です。

志賀原発がですね、再稼働して事故が起こった場合、県の示す原子力防災対策では、私たちの生命、財産、安全、安心が確実に保障されるとはとても思われません。町長は町民の生命、財産を守り、安全と安心を最重要視するのであれば、それらが確実に得られない限り志賀原発の再稼働を認めるべきではない、いや認めることはできないと考えますが、町長の見解を問います。

最後ですけど、大飯原発周辺地域の自治体である滋賀県の嘉田知事や京都府の山田知事は、自分たちの自治体は原発の立地自治体ではないけれど、原発の被害地元であると主張しています。原発の被害地元という考え方について、町長の見解を問います。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 志賀原発で事故が起きた場合の中能登町 1 万 8,500 人の避難される方の当町の受け入れ体制はとのご質問にお答えいたします。

5 月 1 日の石川県防災会議原子力対策部会におきまして、市町単位の緊急避難先の割り振りにつきまして、津幡町には中能登町を受け入れてほしいとの案が提出されました。県は原子力発電所から遠ざかる方向に避難することを原則とし、避難先は 30 キロ圏外の市町とする。また、避難市町ごとに受け入れ先の市町ができるだけ複数にまたがらないように努めるとの考え方で割り振ったということでございます。ようやく割り振り先について方針を示されたばかりで、具体的な避難体制につきましてはお聞きしておりませんが、現在、当町では避難所設置・運営マニュアルを作成中でございますので、万が一の原子力災害の受け入れにつきましても、基本的に同様の対応になるかと思っておりますので、作成を急ぎたいと思っております。

次に、原子力防災訓練の参加についてお答えいたします。

訓練は、緊急時通信連絡訓練、緊急事態応急対策拠点の運営訓練、災害対策本部等設置訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練、広報訓練、避難等措置訓練、緊急被曝医療措置訓練、住民等への防災意識の普及と大きく8項目41のメニューでの訓練が予定されていると聞いております。当町は30キロ圏外であるため、受け入れ市町として救護所における住民登録受付訓練および誘導訓練に参加することになっております。

次に、30キロ圏外の津幡町にも被害が及ぶとなるとどう思うかのご質問ですが、そのような事態となれば、国・県の指示等に速やかに対応したいと考えておりますし、当町としても、今後とも防災意識を持って対応してまいりたいと考えているところでございます。

次に、ヨウ素剤の配備につきましては、昨年9月および12月の議会定例会ならびに本年第2回津幡町議会定例会3月会議でお答えしたとおりでございます。現在検討中ございまして、今のところ1回当たり1万5,000錠分ぐらいが必要なんではないのか、購入費用は30万から50万ぐらいが必要なのではないか、どこに保管、保存するべきなのか、そういったことにつきまして最終的に詰めているところでございまして、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、独自にモニタリングポストを設ける計画や線量計をふやす計画はありますかのご質問ですが、当町には文部科学省がすでに石川県石川中央保健福祉センター河北地域センターにモニタリングポストを設置済みでございますので、さらに増設する考えはございません。線量計に関しましても、毎週水曜日に町内5か所の放射線量を測定し、測定値をホームページで公表しているところでございます。すでに2台の線量計を備えており、さらにふやす計画はございません。

次に、志賀原発再稼働についてのご質問ですが、これも昨年9月および12月の議会定例会ならびに本年第2回津幡町議会定例会3月会議でお答えしたとおりでございます。まず、地元の志賀町あり、そして石川県ありということでございます。最近では知事も、谷本知事も、国が安全であるという確信のもとに、私どもの結論が出るんであってというようなことも言っておられるようでございます。町・県・国、その三者が一体となって安全であるということが確認できた時点での再稼働であるということを私は確信をしているところでございます。

最後に、被害地元という考えについての私の見解をとのご質問にお答えいたします。

原子力発電所は一度事故が起きますとその影響は甚大なものとなりますので、安全が確保されての運転が大前提であると思っております。両知事におかれましては、共同で7項目にわたる提言をしたわけですが、その後の会見で、京都府の山田知事は「提言は反対のための反対、賛成のための賛成をするためのものではない。今回の要求にどうこたえるかを見て再稼働について判断する」と述べておられますし、滋賀県の嘉田知事は「政府が今後再稼働に理解を求めてくるなら7項目について見通しと道筋を示してほしい」と述べられております。自治体の長としては当然の思いだというふうに私自身思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問します。

被害地元ということについて、もう一度お尋ねします。

従来、その原発の建設や稼働に当たって、国や電力会社は原発立地の自治体だけを地元としてきました。事故は起きない、だから地元とは立地自治体を指すという、そのような理屈だったと思います。しかし、3・11以降、その起きないと言っていた原発事故は起きました。その被害は

立地自治体を越え、地形や風向きによっては50キロ以上離れたところにも及ぶことが現実となりました。起きないと言っていた原発事故が起きた今、その被害を受ける自治体や住民の意見、それからコンセンサスなしには原発の建設はもとより、稼働はいまや不可能です。私は、日本全土が被害地元であると考えているくらいです。

町長は、津幡町も被害を受ける地元であると、そういう認識を持っていただきたいということで、私はこの質問をさせていただきました。そういう点についてどのようにお考えですか。

お願いします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 いろんなことを考えるならば、中村議員言われるような、私の町も隣の金沢も被害地元ということになるのかもしれませんが、私自身、京都府知事、滋賀県の知事、どういうふうな思いで、どういう状況の中で、どんな発言をされてるかという詳しいことまで直接聞いたわけでもございませんので何とも言えませんが、先ほど答弁させていただきましたとおり、自治体の長とするならば理解はできるという、そんな思いをしているところでございます。

それ以上は、答弁は控えさせていただきたいと思います。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 受け入れ体制も大変ですよ。スクリーニングの検査をする、放射能を振り払って体育館の中に入ってもら、そういったことについても町職員の方はもちろん、私たち住民も素人でありまして、全く分かりません。そういったことも含めて考えますと、この被害地元という強い意識を持っていただきたいなという思いを込めて、次の質問に移ります。

今度は図書館についてですが、アンケート調査を実施し、図書館利用者の声を反映させよということで質問いたします。

2年前、生涯学習推進計画の策定にあわせて、無作為に抽出した2,000人を対象に、町は読書活動に関するアンケートをとりました。しかし、その内容は図書館の利用者の意見を聞くというような趣旨のアンケートではありませんでした。読書活動に関するアンケートはとられたとしても、図書館運営に関するアンケートはとられていません。

そこで図書館の利用者に対してアンケート調査を実施してはどうかと提案いたします。というのは、図書館の本の貸し出しの延べ人数ですが、4年前は年間7万3,200人だったのが、その後、毎年減っています。去年は年間6万5,166人でした。実質本を借りる人が少なくなったのか、その推移はどうか。減少している要因は何でしょうか。どのような目的で、町民は図書館を利用しているのでしょうか。私はアンケート調査をして利用者の声をきちんと聞いてみるべきだと思います。図書館を有意義に、有効に利用していただくためにも、図書館の運営にとっても、アンケートをとって利用者の生の声を聞き、利用実態を知ることは大事なことでと思います。図書館に來た人にアンケート用紙に記入していただくことはすぐにでもできます。ぜひ実施してください。

図書館には11万冊余りの蔵書があります。しかし、音楽CDやDVDはというと大変少ない。現在貸し出し対象のCDは何枚、どんなジャンルのものがあるのでしょうか。クラシックのみならず、歌謡曲やロックやポピュラー音楽など、世界の音楽を図書館で借りられるようにならない

でしょうか。また、映画や画集、写真集などのDVDなどを收藏し、貸し出せないでしょうか。視聴覚室でCDやDVDなどの鑑賞会を実施することも可能だと思いますが、いかがでしょうか。

瀧川教育部長にお願いいたします。

○南田孝是議長 瀧川教育部長。

〔瀧川嘉孝教育部長 登壇〕

○瀧川嘉孝教育部長 まず、年間の貸出人数の減少の要因は何だと考えるか、年間何人が本を借りているのか、その推移を示されたいとのご質問にお答えいたします。

本町図書館では、平成22年1月より1人1回当たりの貸し出し制限数を6点から10点に大幅な変更をいたしました。すなわち、1人1回当たりの借りられる冊数がふえたことにより、来館する日数が減ったためと考えております。

具体的には、平成21年度の貸出人数は7万1,109人、平成22年度は6万5,274人で約5,800人の減少となりました。しかし、逆に貸し出し冊数では、平成21年度は27万2,950冊、22年度は28万7,249冊で約1万4,000冊の増加となっております。

また、石川県公共図書館協議会が発行する統計書では、県内他の図書館の貸し出し冊数が減少傾向にある中、本町の貸し出し冊数は増加しており、平成22年度の総貸し出し冊数は28万7,249冊、平成23年度は28万8,723冊で約1,500冊の増加をしているところであります。そして、貸し出し冊数を人口で割った1人当たりの個人貸し出し冊数も年間7.54冊で、県内4位と上位に位置し、年間18万4,178人と大変多くの方々に図書館を利用していただいている状況でもあります。

次に、アンケート調査を実施して図書館利用者の声を聞くべきとのことですが、中村議員もご存じのとおり、平成22年3月に生涯学習推進計画策定にあわせて、町内の方々に無作為でアンケート調査を実施したところであります。このアンケートは、生涯学習、芸術文化、スポーツ活動、読書活動などの項目において、現状や日ごろ感じている意見や希望を調査したものであり、図書館利用者に限らず実施したものであります。なお、アンケートの結果により、さまざまな課題が見えてまいりましたので、まだ利用されていない方々に新たに図書館を利用していただくべく、さまざまな取り組みを実施しているところであります。今後においては、現在、図書館を利用していただいている方々を対象にアンケート調査の実施に向け、内容等を検討してまいりたいと考えております。

最後に、音楽関係のCD、映画や画集のDVD収集などについてお答えいたします。

音楽CDとして約200点のCDを所蔵しており、ジャンルの内訳としては、クラシック、童謡・唱歌、吹奏楽、児童向けなどが約70点、朗読が約50点、落語が約80点となっています。また、DVDなどにつきましては、映画やアニメーション、町の広報番組「つばたホットライン」、郷土資料に関するものなど約280点を所蔵し、AV資料すべての昨年度の貸し出し総数は延べ1,817点の利用がありました。今後もシグナスのホールの事業などと連携を図りながら、津幡町立図書館資料収集方針に基づき、利用に応じ順次充実を図ってまいりたいと考えております。

また、図書館では利用されていない人のアンケート結果を受け、図書館に来たことのない方に、まずは来ていただくことを目的に、図書が原作やモチーフにした映画などを中心に、不定期ではありますが、「わくわく・ドキドキ映画会」と題し、図書館棟2階視聴覚ホールの大スクリーンを用いての上映会を行っております。昨年度は10回開催し、延べ211人の参加がありました。今年度も上映会の開催を継続し、より多くの方々に図書館を利用していただくきっかけとなるよう

町広報に掲載するだけでなく、幅広く広報していきたいと考えております。

今後もより多くの方が利用しやすい図書館の運営を目指したいと存じますので、ご理解をお願いいたします。そして、生涯にわたる読書習慣を身につけ、人生を豊かなものとし、生きる力をはぐくむため、家庭、地域、学校の相互連携を促進し、より一層の読書活動を推進してまいりたいと存じます。

以上です。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問と申しますか、要望なんですけれども、よろしくお願いいたします。アンケートは実施するという事で理解していいんですね。それとですね、ぜひこれは公開していただきたいと思うんですね。というのは、私、ネットでいろいろ調べておりましたら、金沢市内の図書館、それからまたは全国いろんな図書館ございますが、こういったアンケートをとっておりまして、それをきちんと公開されております。それを見ることによってですね、また図書館、どういう図書館がいいのかなということを考える重要な材料にもなると思いますので、公開をお願いしたいと思います。

それからCDについてなんですけど、これ一つ提案なんですけれども、確かにクラシックという音楽もいいんですが、今お聞きしますと、ほとんど音楽関係はございませんね。朗読と落語で130点、あとの70枚が音楽関係ということですので、例えばですけども、例えば昭和コーナーのCDをつくるとかですね、昭和の音楽コーナー、つまり日本人のそういった心の何て言うんですか、琴線に触れるようなものもよろしんではないかなと、これは提案ですが、どうでしょう。

○南田孝是議長 瀧川教育部長。

〔瀧川嘉孝教育部長 登壇〕

○瀧川嘉孝教育部長 今ほどの提案につきましては、また内部で検討したいと思います。

よろしくお願いします。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 ぜひ前向きでよろしくお願いいたします。楽しみにしております。

それでは、次に最後の質問ですが、学習スペースにシグナスの研修室を有効活用できないかということで、教育長に質問いたします。

現在、図書館の2階には30人余りが自習できる学習スペースがあります。先日、土曜日の夕方に行ってみましたら、ほとんどの席がうまって、皆さん静かに勉強していました。土日は人でいっぱい、満席になるのではと思われるのですが、利用者からどのような要望や意見があるのでしょうか。学習スペースは、夏は暑く、冬は寒いという声も聞きます。夏休み、冬休みなどの期間、学習スペースは足りているのでしょうか。町としてきちんと把握し、対応されているのでしょうか。

また、シグナスの各種研修室の利用状況はどうか。有効に活用されていますか。学習スペースは人でいっぱい、一方すぐ近くの研修室が未使用な空っぽの状態を目にすると、何とかできないものかと思います。利用率の低い研修室を有効に活用するという意味でも、土日だけでも、あるいは時間を限定してでも、研修室を学習スペースとして開放できないでしょうか。

夏休み、冬休みなどに学習スペースが混雑するようであれば、この期間については研修室の空き室を利用することなどできないか、教育長に答弁をお願いします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 ご質問にお答えいたします。

まず、どういうふうな要望が利用者から出ているかということですが、今、中村議員がおっしゃったように、大変学習室盛況でございまして、もっと場所を確保してほしいというのがよく出てまいります。また、他の町から来られた方も、大変この学習室での学びの姿勢はすばらしいと、みんな真剣に取り組んでいるという、そういうご意見も多くいただきます。いずれにしても、スペースとしては現在提供しているのがちょっと少ないという思いを持っておられる方が大変多いということでございます。

そこでまた、次の質問ですが、研修室を有効利用できないかというご質問でございます。図書館はゆったりと読書等で過ごしていただいたり、図書館の書籍を利用して学習する場所であるとの認識で当初スタートいたしましたが、今申しましたとおり、大変勉強したい、図書館で勉強したい、学習スペースをもっとつくってほしいという要望がありまして、図書館の2階のフリースペースを学習スペースとして、30席程度でございますが準備いたしたところでございます。

今おっしゃいましたように夏休みや冬休みの期間もたくさんの利用者が高校生、一般の方が来られますので、混雑しているのは承知しているのですが、2階のスペースは、避難経路の一部ともなっている場所でございます。あの学習スペースをこれ以上、勉強のための机を配置するというのはできません。そういう、スペースは、そういう状況であります。

そういうことからして、館内の利用率の少ない研修室をもっと開放できるのかということですが、利用率が低いというふうに私どもは考えているのは、調理実習室と和室2、茶室のある場所でございます。和室2の二部屋が、最近5年間の平均利用回数は年間42回ということで、この研修室は割合として低いんですけども、学習スペースとして、学習室としてとらえるにはふさわしい部屋ではないんじゃないかというふうに考えております。なお、他の研修室、もっと空き時間等々あいた時間、昼、午前、午後、夜間というふうにとらえていまして、あいた時間がないではないんですけども、この場所は利用料をいただいております施設であるということを考えていきますと、現時点において学習スペースとして提供することは、ちょっと困難かなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問なんですけれども、なかなかその確かに研修室をですね、学習スペースにということは難しいんだろうなとは思っておりました。いろいろちょっと調べておりますと、能美市にですね、資料は事前にお渡ししてあったと思うんですが、合格図書館っていうのを去年から実施しておりまして、その合格図書館っていうのはやはり学習スペースをふやそうということで50席をつくって、普段余り使われていない研修室をですね、開放したということです。

能美市では能美市の何ていう、能美市……石川県能美市立図書館ですか、ここが何か、そこで勉強すると合格するという何かジンクスか何かそういううわさがあるそうで、それもあったのか非常に好評だったと。どういう形で運営しているのかなと聞きますと、土日はたしか3時ぐらいから貸すとか、それから時間を限定してるんですね。それから冬休み、それから夏休みは9時から、9時からだったかな、10時からだったかな、研修室のあいている5時ごろまでをたしかやつ

ているとそういう工夫もされております。

町の推進計画では、生涯学習推進計画の中にもシグナスの余り活用されていない、研修室等を含めてですね、今後有効活用するべきだという案が出ておりました。そういう意味でもですね、何か例えばパソコン教室は今パソコンが使われないということで、よくあいているんじゃないかなという思いもあるんですが、そういった形で何とかそういう空き室というかを設定できないものでしょうか。お願いします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 能美市の合格図書館というのは大変おもしろいなという思いを持って資料を見させていただいたんですけども、実はパソコン研修室、例えば8月を例にとりますと、26日開館してまして、午後の時間帯、17日間午後、一般の方が会合等で利用されているんです。晩は13日というふうにして、例えば大変人気で、人数がよく使われている2月、25日の開館なんですが、パソコン研修室は午後は10組以上という形で割合と使われておりまして、いつあくかっているのは、どこを優先順位はどうするかということも考えていくことも必要になるわけですけども、そういうもろもろのことの点からいって、現時点で今提案いただいたようなことをすることはちょっと厳しいかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○南田孝是議長 中村議員。

○5番 中村一子議員 再質問はいたしません。

いろいろ質問させていただきました。

どうもありがとうございました。

これで5番、中村一子の一般質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で5番 中村一子議員の一般質問を終わります。

次に、9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 日本共産党の塩谷です。

今回は3点にわたり質問させていただきます。

まず第1点目ですが、障害者の地域生活支援事業に助成制度を求めるというものです。

津幡町障害者福祉計画2012というのがつくられておりまして、それを読ませていただきました。この計画を策定するに当たってアンケート調査を実施されたことは大変よいことだと思います。アンケートは障害者本人が記入、障害者や介助者が代理で記入、家族や介護者の考えで記入されています。このアンケートがあるおかげで、私たちも障害のある方々の現況や思いがよく分かりました。障害者が全国各地で起こした障害者自立支援法をめぐる裁判やその後の政府との和解、骨格提言をつくる過程の中で強調されたことは、私たち抜きに私たちのことを決めないでということでした。その意味からもアンケート調査は意味があると思います。アンケートの内容を見ると、障害のある方の願いが本当にたくさんあると思いました。その中で、今回は地域生活支援事業のうちのガイドヘルプについて要望を述べます。

利用者負担については、町として助成を行うことが必要ではないかということです。骨格提言の利用者負担の項には、他の者との平等の観点から、食材費や光熱水費等のだれもが支払う費用

は負担をするべきであるが、障害に伴う必要な支援は原則無償とするべきであると書かれています。また、アンケート結果を見ますと、移動支援がもっと利用しやすくなれば地域での生活が豊かになるのではないかと思います。

アンケートです。1番「買い物、趣味、遊びなどで外出したいと思ってもできないことはありますか」との問いに対して「よくある」、「時々ある」を合わせますと、身体障害児・者は41.4パーセント、知的障害児・者59.3パーセント、精神障害者61.4パーセントとあります。

2番目「外出できない理由は何ですか」の問いに対して、「外出の仕方が分からない」、「交通の利用方法が分からない」、「一緒に外出する人がいない」これらを合わせると、それぞれ30パーセント、76パーセント、35パーセントです。それにつけ足して、理由の中で「周囲が気になる」というのもありましたので、それもつけ加えますと、それぞれ43パーセント、80パーセント、65パーセントとなります。

ガイドヘルプを実際に利用していらっしゃる方は、今、津幡町では大人が12人、児童が7人と聞いています。利用料の問題がよくなれば、利用者もふえるのではないかと思います。

ガイドヘルプを利用して、交通機関を使ったり、入場料などが必要な場所を利用しようとしたらすれば、本人がヘルパーさんの分まで費用負担することとなります。障害に伴う支援は原則無料にという願いからすれば、ヘルパーの交通費、入場料などは町で助成していただきたいと思います。

町民福祉部長にお尋ねいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 塩谷議員の障害者の地域生活支援事業に助成制度を求めるとのご質問にお答えいたします。

障害者自立支援法に規定される地域生活支援事業は、市町村が地域の実情に応じて柔軟に対応することから、当町のガイドヘルプサービスについては、津幡町地域生活支援事業実施要綱で利用対象者や利用料等を定めております。

当町におけるガイドヘルプサービスの本人負担額は自立支援給付サービスと同様、サービス料の1割としておりますが、住民税非課税世帯は無料、課税世帯であっても所得に応じて月額上限額を設定し、軽減措置を講じております。交通費についてはガイドヘルパー分も含め本人負担となっておりますが、町の福祉バスでは高齢者や障害者のほかにガイドヘルパーも乗車できるようとなっております。また、町営および民間の路線バスでは、障害者手帳を提示すれば、障害のある方とガイドヘルパーは半額の運賃で乗車できます。JRの列車運賃でも重度障害のある人であれば、本人およびガイドヘルパーとも半額になるなどの割引が受けられます。これらの制度はガイドヘルパーも承知しており、公共交通機関を利用する際に適用できる割引制度を活用し、本人の交通費の負担軽減を図っております。

さて、ガイドヘルパーの交通費や施設入場料等については、現在のところ、県内全市町においてすべて本人の負担となっております。

当町といたしましても、現段階ではガイドヘルパーの交通費等に係る助成については考えてはおりませんが、今後は地域間格差が生じないように、社会情勢や県内市町の状況を確認しながら、障害福祉行政に取り組んでまいりたいと存じますので、何とぞご理解をお願いいたします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問いたします。

実際に利用していらっしゃる方は今申しました数だと思いますが、将来どうなるかっていう計画も出されていたと思います。それで上限といいますか、平成27年度までだったと思いますが、18人から19人ぐらいだったと思います。それだけのやっぱり数しか伸びないっていうのは、一つは利用料の問題もあるのではないかと思います。近くなればそれはそれでいいと思うのですが、必ずしも近くではなくて、例えば私の近所にもよく出られる方がいらっしゃるんですが、やはり一抹の不安があります。そんなときに列車とかに乗っていく場合、やはり本人だけじゃなくて、ヘルパーさんの料金も一緒に支払わないといけないというのが、それは障害があるための大事な制度であるのに、やはり利用料がかかるっていうのは不平等と言わざるを得ないのではないかな。そんなに大きなお金になるわけではありませなし、やはり障害があっても外に出やすくなるための一つの方策として、津幡町として独自にでもそういう制度が必要ではないかと思いますので、ぜひ今後、検討をしていただきたいと思います。

先ほどの答弁では、他町とのあるいは近くのほかの市町ですか、比べてみてももしも地域間格差があればというご答弁だと思いますが、別にそういうのがなくても先にするというのも必要かと思しますので、そういう質問をもう一度お願いいたします。

○南田孝是議長 板坂町民福祉部長。

〔板坂 要町民福祉部長 登壇〕

○板坂 要町民福祉部長 再質問にお答えいたします。

実態調査も今後進めてまいりたいと思いますし、やはり県内の状況というのも大変重要なことと思っておりますので、先ほど答弁しましたように、現在のところはもう少し様子をみてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問ではありませんが、住宅リフォーム助成制度の例もありますように、他町と先んじてする、大事なことはするということは大変大事ななことかと思しますので、ぜひまたご検討よろしくをお願いいたします。

2つ目の質問に入ります。

生活保護受給申請などに対して、窓口での適切な親切的な対応を求めるといいます。

お笑いタレントの親の生活保護受給が問題視されたことをきっかけにして、生活保護制度への改悪を加速させようとする動きがあります。国民の命と暮らしを救うための最後の安全網である生活保護制度を破壊することは絶対許されません。この問題が出たときに、私は、初めはこういう質問をする予定ではありませんでしたが、これはぜひお願いしておかないと、本当に大事な制度が壊されることになる大変だという思いで質問させていただきます。

民法は、祖父母、父母、子、孫など直系血族と兄弟姉妹に扶養義務を定めていますが、成人になった子の親への扶養義務は無理のない範囲で行うというものです。扶養内容や範囲は当事者同士が実情に応じて話し合いで決めるのが普通です。今でさえ、親族に生活保護申請したことを知られるのを嫌がり申請しない人もいるのに、小宮山厚労相が扶養できないことの証明義務を生活保護受給の事実上の条件にする法改定の検討を表明したことは重大なことです。こんな条件をつければ、保護が必要な人がますます申請をためらい、排除されます。

井上英夫金沢大学教授は「民法のいう扶養義務は未成年者が対象だ。それを拡大解釈して芸能人の例のように成人を対象とするのは間違いだ。障害者のいる家族など、成年同士の扶養で親族共倒れになる現状こそ問題とするべきだ」と指摘しています。北陸中日新聞も不正より受給漏れが深刻だと述べていました。なお、不正受給だとされるものの多くは、福祉事務所の調査不足が原因のもの、あるいは制度の仕組みを知らず高校生のアルバイト収入の未申告が不正とされるなどが実態です。

生活保護法第1条、この法律の目的には「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保護するとともに、その自立を助長することを目的とする」とあります。また、3条の最低生活には「この法律により保護される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができなければならない」となっています。

不正より受給漏れが心配という指摘は当たっているように思います。

最低生活費未満の世帯のうち、実際に公的な生活保護を受給している割合を捕捉率と呼んでいます。日本の捕捉率推定結果を見ると、2005年で18パーセントです。これはイギリス、ドイツなどで推定された捕捉率、ドイツでは37パーセント、フランスでは52パーセント、イギリスでは80パーセントです。それらと比較して相当低い数値です。イギリスのように生活保護制度が充実していれば、ワーキングプアの存在は極めて少なくなるだろうと思われます。日本の2005年度の統計では、貧困世帯の中でワーキングプアは63.8パーセントにも上り、ワーキングプアのほとんどは生活保護を受けていないということになります。生活保護以下の世帯が多いから生活保護の水準を引き下げようという動きもありますが、本末転倒です。ワーキングプア状態の人の生活を保護することにより、自立を助けることこそ必要なことです。目的のところに自立を助長するということが書いてありますが、そのためにもぜひ、生活保護制度っていうのをしっかりしていく必要があると思います。

さて、日本の捕捉率が低い原因としましては、第1に、適正化という名のもと、相当厳格な資格審査、所得調査、資力調査が課せられていることが挙げられています。生活保護法によれば、たとえ生活が困窮していても持っている資産や稼働能力を十分に活用しなければ法が開始されません。合理的なように思われるかもしれませんが、実際には過酷な運用の一因になっています。失職あるいは病気やけがで所得がなくなった場合でも、預貯金を使い切り、保険を解約し、よほどの理由がない限り自動車を手放すなどしないと生活保護は受けられません。

第2に、家族、親族に経済支援の能力があれば、生活保護の受給資格が認定されないことが挙げられます。今回はこれをますます厳しくしようとしています。

第3には、低所得世帯が生活保護世帯に対する十分な情報を得ておらず、申請に行っていないということがあります。

そして第4には、生活保護を受けることに負い目を感じてしまうという意識の問題があります。しかし、この意識は生活保護制度が非常に制限的に運営されていること、また今回の報道などにあらわれているように、生活保護を権利としてとらえようとするのを妨げるような政治的な意図のもとに、そういう意識がつくられてきたように思います。

第5には、申請をあきらめさせようとする水際作戦と呼ばれる自治体の対応があると思います。生活が困窮している人に対して「まだ働けるでしょう」と申請書さえ受け付けない現状がありま

す。

生活保護制度が十分機能しない日本で立て続けに餓死者が出ました。現在の日本で起きた事件の大きさにショックを受けました。札幌市白石区の姉妹孤立死では、姉が生活保護の相談のために市の窓口を三度も訪問していたのに、申請させなかったことによって引き起こされた事件です。2006年に北九州で男性が餓死した事件では、1回目の相談のときにはコンビニのアルバイトで生計を立てていた次男に面倒を見るように説得し、2回目の相談のときには長男に援助を求めるように話し、申請書を渡しませんでした。そしてその数か月後、男性は餓死しました。

役場の窓口は、住民の生きる権利を守る最前線です。窓口を訪れる人はせっぱ詰まって、来ている人がほとんどですので、しっかり話を聞いて、原則として受け付けをするという姿勢を堅持していただきたいと思います。

私も、生活保護申請にかかわったことがあります。議員に成り立てのころに出会ったその男性は、年金収入が保護費よりわずかに多かったために保護申請には至りませんでした。しかし、何とかもう少し収入を得ようとその男性は病を抱えた体で働いたために入院を余儀なくされ、再申請をしようと思っていたやさきに帰らぬ人となってしまいました。なぜもう少し私が頑張れなかったんだろうか、寄り添えなかったのだろうかと、今でも悔やまれて仕方ありません。自分への戒めとして、その男性の携帯番号は消すことができません。また、別の62歳の男性は、65歳以下だからと働くことを進められました。何度もハローワークに通うけれど、60歳以上になるとほとんど仕事がありません。介護の仕事ならありますが、本人の体のことを考えると無理なことは明白です。やっと面接に行けたことがありましたが、採用通知が来ることはありませんでした。無年金、無収入でも生活保護を受けることの大変さを知りました。

生活保護申請ではないのですが、国保の高額医療費の申請書をもらいに来た方が、窓口で「全額国保を払ってからでないと渡せません」と言われました。しかし、その方は全額支払いが無理なので、相談して分割納入していた方です。相談がありましたので話に行き、申請書は出してもらいました。

日本は今、病気や失業すれば、だれもが一気に無収入になりかねない滑り台社会です。同行者がいようがいまいが、窓口を訪れた人には丁寧に親切に対応していただきたいと思います。困っている人に原則だけで対応されても、町民は生きる希望を持ってません。少しでも今後の見通しが持てるように、相手の立場に立った対応をお願いしたいと思います。

健康福祉課長さん、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 小倉健康福祉課長。

〔小倉一郎健康福祉課長 登壇〕

○小倉一郎健康福祉課長 生活保護受給申請などに対して窓口での親切な対応を求めるとのご質問にお答えいたします。

現在、当町において116世帯、140の方が生活保護を受けておられ、生活保護の相談があった場合は、町の総合相談窓口であります地域包括支援センターの担当職員がお話を伺い、保護の決定実施機関である石川県石川中央保健福祉センターと連携を図りながら対応しております。

地域包括支援センターが窓口となっている理由としては、相談者の「生活が苦しい、生活が大変だ」という声の背景には、単なる経済的な理由ばかりでなく、その人自身や家族の心身状況、家庭環境など、さまざまな要因があることが多いからであります。

原因がどこにあるのかを相談を受けた職員が聞きとり、包括支援センター全体で検討し、適切な方法を考えて支援を行っております。相談内容も多種多様で、生活保護相談を初め、介護や生活問題、経済的問題、地域でのトラブル、自殺、虐待など、年齢や性別を問わずに幅広い相談をワンストップ窓口として実践しております。また、場合によっては、支援に必要なネットワークを活用し、ハローワークや法律事務所、障害・高齢者介護施設などへ同行するなど、その方に応じた支援も行っております。

今後もだれもが住みなれた地域で安全、安心な生活が送れるよう、相談に来られた方々の心情を察しながら、親切、丁寧な対応を心がけて相談支援業務を行ってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 津幡町の介護包括、すいません包括支援センターは本当に評価されておりまして、私も何度か相談したことがあります。親切に対応していただいています。人数もふやされたことを大変喜んでます。ぜひ今後とも、本当に相談に来られた方の身になって、いろんなそのつながりを利用していただきますよう、今後ともよろしく願いいたします。

3番目に、先ほどから農業公園のことが取り上げられておりましたが、私も、農業公園より農村地域への支援を求めるということで質問をさせていただきます。

町長は農業公園をぜひともつくりたいというお考えだと思いますが、私は町民が願っているのは新たに農業公園をつくることではなくて、田んぼがよみがえり、人が交流できるように農村地域への支援をすることこそ求めていると思います。

農業公園の候補地となった場所を私は見に行きました。いただいた報告書にある地図を頼りに、このあたりかなと思って歩いてきました。鳳凰殿から続く道を上っていきますと、この突き当たりが少し広い場所になっていました。ただ、でもそこは狭過ぎるでこんな狭いことはないなと思って、その上とかあたりもずっと歩いて回ってみたのですが、かなり起伏に富んでいる場所でした。それから竹やぶなんかもありますが、本当に放置されたままの大変な場所でした。そういう状況を見ながら、本当にこの荒れた山を農業公園につくり変えることが必要なのかと大変疑問に感じました。

鳳凰殿にも寄らせていただきましたが、鳳凰殿の裏山は大変きれいなもみじが植えられておりまして、ここだけでも十分秋にはきれいなのではないかなと思うぐらいでした。それに今は桜の植樹もたくさんされていまして、あそこが本当にきれいな、本当に眺めの美しい場所になるだろうと思いました。

まず1つ目は、農業公園をつくる目的がよく伝わってこないということです。中村議員への答弁の中で、町長は大きくまとめると3つの目的を述べられたと思います。1つ目が地産地消を進めたいということ、2つ目が新幹線の開通も見越して津幡に魅力ある場所をつくりたいということ、そして3つ目が新たな雇用を生み出す場としたいということだと理解しました。もし間違っていたらまた教えてください。しかし、これらの目的を見ても、この荒れた山をわざわざ開墾して農業公園をつくることの意味はあるのかと思います。この3つの目的は、どれも今ある農村地域を応援することで達成できると思いますし、町民はそれのほうを望んでいると思います。たとえ農業公園をつくったとしても、しばらくは確かに訪れる人はあるかもしれませんが、それが何

年も続くとは私にはどうしても思えません。リピーターを確保しようと思えば、周りの景色のよさとか、見晴らしのよさなども必要ではないでしょうか。この場所ではちょっとそれは望めないなと思いました。もみじがきれいになるからというお話でしたが、きれいなもみじにするためには本当に管理とか、手入れとかが本当に大変だと思います。そういうことをしてこそ初めてできることだと思います。私は連休中に北杜市ってところの農業公園というのを見てきました。ここは雄大な八ヶ岳とか、甲斐駒ヶ岳とか、富士山なども明瞭な場所で本当に美しい場所だったので、こういう場所ならまた来たいなと思いました。そこでは、そこでつくっているハーブを使ったピザを焼くという体験ができるというような場所もありました。

それと、近くの集落でお聞きしましたら、獣害、けもの害ですね、大変ひどいと聞いています。この山に用地をつくって、獣害を防ぐためにさくをめぐらすことになるのでしょうか。また、ここから追い出されるけものたちはどこへ向かうのでしょうか。そういうことを考えただけでも、ここで作るというのは大変なことだと思います。

2つ目です。現地に立ってみましたら、民有地がまだありますので、その買い取り、開墾、整地、植林、管理、また建物も建てる、駐車場も建てるということですから、莫大な予算を必要とすると思われます。上下水道も必要になるでしょう。事業に本当に莫大な予算をつけるだけの価値があるのでしょうか。田んぼを公園につくりかえただけ、だけと言ったら失礼なのかもしれませんが、あがた公園でさえその費用は全体で18億円、今年度の全体予算が18億円でありましたが、それ以前は20億円となっていました。今回の農業公園事業ではもっともっとお金がかかるのではないのでしょうか。

こういうことを考えていきますと、今求められていることは、新たな農業公園をつくることではなく、現に頑張っている農村地域を応援したり、支援を求めている農村地域を応援することだと思います。地産地消は各地の農村地域ですだからこそ意味があります。

また、田んぼをよみがえらせ、つくり続けるために支援を行えば、雇用も生み出せます。今、山北の田んぼが本当によみがえってきていて、その間も行ってきましたら本当に緑が青々してしまして、本当にほっとしました。JAのアグリスポートとか、農家の方々の努力があるからだと思います。しかし、まだ荒れている田んぼはたくさんありました。旅行などで行った場所で荒れた田んぼが広がっていると、本当に寂しくなりますし、青々とした田んぼが連なっている地域を見ますと、それだけで心が和みます。そういう地域全体の魅力のほうが大きいのではないのでしょうか。例えば柴垣なんかはそうです。柴垣なんかは前は本当に青々してすてきな場所でした。ところが今は、ほんのわずかだけ田んぼがつくられていて、あとは草原でした。その魅力からすると、ずっと下がってしまいますね、その地域の。津幡町では本当にどこの田んぼも青々できるようなところになるように、そういうためにこそお金は使われるべきではないのでしょうか。

それでももし新たな取り組みが必要だと考えるならば、今は自然エネルギーの分野ではないかと思います。人々の関心も自然エネルギーへと向かっています。町内、県内には知恵をかりる大学もあります。葛巻町のように自然エネルギーへの取り組みでたくさんの観光客を受け入れている自治体もあります。

以上の理由から、私は農業公園を新たにつくるより農村への支援を求めますが、町長、いかがでしょうか。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 農業公園より農村地域への支援を求めるとのご質問であろうというふうに思います。

初めに、農業公園の必要性につきましては、先ほど中村議員にお答えしたとおりでございます。今、塩谷議員から3つのつていうことを言われましたけども、ただそれにつけ加えるならば、町内の子どもたちに収穫の喜びを味わってほしいということ、そしてまた雇用創出の話もありましたけれども、できるだけ定年後の高齢者の方々の雇用、そしてまた体に障害のある方々の雇用、そういったものも考えていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、農業公園の造成・管理などに莫大な予算を必要とすると思われるとのことでございますが、本年度、農業公園基本計画を策定する中で必要な費用を十分に精査し、概算ではございますが、お示しさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、時間の経過とともに農業公園を訪れる人は少なくなるのではとのことでございますが、農業公園は町の地産地食をキーワードに農業振興、新たな特産物などのさらなる促進を図るとともに、人と人とのつながりを大切に、多世代の人々が集い、農業と触れ合い、多様な交流を楽しめ、さらに農業活性化に寄与するものでございます。農業体験、収穫体験ができ、何度でも訪れたいと思える、そんな農業公園の建設をというふうに考えております。

次に、鳥獣被害対策につきましては、別事業におきまして対策を図ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、J Aアグリサポート等の取り組みへ支援すべきとのことでございますが、国・県の施策とあわせて支援を続けてまいりたいと考えております。

次に、自然エネルギーにつきましては、4月に開催されました議会全員協議会でご説明申し上げました農業公園基本構想にありますように、農業公園に風力・太陽光発電等の自然エネルギーの利活用も検討してみたい、多くの方々に楽しんでいただける公園にしたいと考えております。

農村地域への取り組み支援につきましては、引き続き国・県の補助制度も活用し、また農業公園とあわせてソフトおよびハードの両面から総合的に農業の振興を図ってまいりたいと思っております。

今後、先ほど中村議員にお答えいたしましたとおり、パブリックコメントを行い、町民の皆さまのご意見をお聞きしながら、より魅力的な農業公園を計画してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、塩谷議員、現地へ行かれて、民地もまだたくさんあるというようなことを今言われましたけれども、基本的に、改めて土地を購入したいということは考えておりません。その地形を利用しながらやるような、費用も最小限に落ちつくような形にしたいと、むやみやたらにお金を使うような、そんなことは考えていないということをご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問です。

農業振興、収穫体験などのこと、あるいは障害者の方の雇用とかいうこともつけ足しをされましたが、そういうこと考えれば考えるほど、私はわざわざ開墾もしないといけない、植林もしないといけない、その後の整備、管理などにかなりやっぱりかかる、本当に私あの現場に立ちまし

て思いました。ここを何でわざわざこんな農地につくりかえないといけないのかと思いました。それだけのお金があるなら、実際各地で頑張っている家庭の農業振興、各地で子どもたちへの収穫体験、作付体験なども実際行っておられるわけですから、それをなぜ生かしてしようとしなのかということをおもいました。

少し前だと思いますが、新聞に、金沢で障害を持つ、発達障害の方ですかね、持ってらっしゃる方々を農業でということで、そういうのが立ち上がったということもお聞きしましたし、5月に金沢で初めて、発達障害などでなかなか仕事が入りくい人々への支援をするNPOが立ち上がりました。その方のお話もお聞きしましたが、実際のいろんな活動はなさるんですが、その中の一つとして、農業を取り入れた活動ってということも今後考えていきたいというふうにおっしゃっていました。発達障害を持ちながら今社会に出て大変働きづらい思いをして、何度挑戦してもうまく仕事が行かない、閉じこもりになる、いろんなそういう問題を抱えた方たちも実際いらっしゃるので、そういう方たちにとっても今ある農業、農家の人たちとも連携しながら、あるいはあそこの地域の人たちと連携しながら、そういう活動を強めていくほうがよほど意味のある取り組み、本当に町全体がやはり農業をしっかり支えていけるという形をつくるほうが今はずっと必要だと思いますが、もう一言、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 再質問にお答えいたします。

考え方それぞれだと私は思っております。先ほど中村議員の質問にもお答えさしていただきましたけれども、約3年後には北陸新幹線が金沢まで開業となる。私はこの農業公園というものは、津幡での農業公園というのは、観光という面も大きな役割を果たしてくれるものだというふうな位置づけをしているところでございます。ですから、何もやらずに今あることだけをしていればいいというものではないと思っております。能登へ、加賀へ、金沢へ500万人の首都圏からもし観光客が来るとするならば、先ほど申しましたとおり、せめて1割ぐらいの人は我が津幡町に来ていただきたい。そんな思いの中の 하나가農業公園であるという、私は位置づけをしているということでご理解をいただきたいなというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 塩谷議員。

○9番 塩谷道子議員 再質問はいたしません、やはり考え方の違いかなと思います。新幹線で訪れる人がいても、津幡町の農業公園に来る、それだけの集客、集客力をつくれると私はどうしても思えないし、それ以上にやっぱり津幡町は本当に農業の町ですので、農業、林業どうそれを支えるかっていうことをやっぱり今考えるべきだというふうに強く思います。

最後にパブリックコメントのことも今おっしゃってくださいましたが、ぜひたくさんの方の意見が出てきますように、多くの方の意見が集まるようにぜひ呼びかけをしっかりといただきたいなと思っております。

以上で、私からの質問を終わります。

○南田孝是議長 以上で9番 塩谷道子議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後2時35分から一般質問を再開したいと思っております。

〔休憩〕 午後2時25分

〔再開〕 午後 2 時35分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

18番 谷下紀義議員。

○18番 谷下紀義議員 18番、谷下です。

こんな醜態、非常に残念です。けさの6時半までこういう形でこの議場のこの席に立たせてもらうとさえ思っておりませんで、私の不徳のいたすところでございます。けさから議長初め、皆さん方に大変なご迷惑やご心配をおかけしたこと、お詫び申し上げながら、せっかく通告をさせていただきました教育委員長にもお礼を申し上げながら、質問に入りたいと思います。

まず、家にいるときも中村議員の農業公園に対する質問も聞かせていただきました。先ほどは、塩谷議員の質問、私は質問と申しますか、長い間、津幡町のこういった行政に携わらせてもらっておりました議員の1人として、一般質問というよりも、いろんな経験を踏まえて、この農業公園構想、1名ふやした形での委員会が今後いろんな面での検討をされるようでございますが、皆さんにもこの場をかりて忠告しておきますが、町長が公約したからといって必ず実現しなければならないという問題でないということも、体の、頭の一部におきながら、しっかりした今後の計画を立ててもらいたい。

私は私なりに、まず、先ほど申しましたが、経験といろんな情報から言いますと、この種の公園、名前は公園ですけども、果たして公園と言えるものというのは何を根拠に指すのか。もみじを300本植えて公園なら、森林公園のもみじとどう連携するのか。あるいは、身障者や、そういった方の雇用にも云々ということになれば、町内にある施設の皆さん方とどういう連携をして、彼らが持っている畑をどういう形で利用しながらやる、あるいは郡、県といってももっと大きく見れば、河北潟があります。河北潟は今、農業の問題で大変な四苦八苦をしている。あれはいろんな農業、農林関係の造成地代からの制約もあるからとは思いますが、大変な苦勞をしております。そして田んぼということになると皆さんご存じのとおり、竹橋ではもう10年も前から田んぼ塾、そういうのを地域で真剣に取り組んで今日までそれなりの成果を上げていらっしゃいます。それじゃそういったことを連合してそこでやるのかということそうでもない。あるいは最近、上大田あたりで農産物の販売、倶利伽羅塾でもやってますけども、やはり地産地消、そういったきれいな言葉で飾るのは結構ですが、果たして、企業とは申しませんが、営利を目的とするか、あるいは町民サービスを目的とするのか。町長の、あるいは今の農業構想では、近辺1時間半以内の人口の1割、その人らにサービスをするために、津幡町はどれだけのお金をどういう形で使うかということを実際に考えていただきたい。津幡の町民が何名参加して、どれだけの喜びを得るのか。

ただ、町長は当選以来、農業に対する愛着と農業を主体とするこの町の振興ということを実際に考えた上での構想だということで、私はあえて、現時点ではそういった手腕を見させてもらいたいということで、今現在の心境を語っております。

まず、こういった種の公園という言葉は私は当たらないと思うんですけども、また当たる公園になるんなら幸いです。1.5キロの周辺の皆さんが22万人来ると、中村さんの質問では1日に600人、それじゃ600人のトイレはどうなるの、駐車場は200台でいいの、あるいは食堂は、1日600人の人が入るのに、お婆さんが何人いる。そういったことを考えての発想なのか。本当に駐

車場やトイレや食堂、そういったものが果たして1日600人に耐えられるものをつくるのかどうか。駐車場はいいでしょう。そういった細かいことを人口だけで、あるいは入場人口だけで単純計算して設計がなされるとすれば大きな落とし穴の一部であるというふうに思いますので、その辺も含めてやってもらいたいと思います。

あえて私は、先般の全員協議会の席で「町長、石川県がやってくれんかね」と冗談まじりに申し上げました。私は石川県どころか、最近、エコとか、いろんなことで全国の企業がこういう農業体験とかそういうものに魅力を感じている企業もあるようでございますので、津幡町は土地と設備を投資しても、運営は第三セクターあるいは第四セクターでやるべきであろうというのが私の基本的な農業に対する町としての協力と今後の方針ではなかろうかなというふうに思います。

実は、かなり前になりますが、倶利伽羅塾を設立するときに、当時の今は亡き中村勇課長、県内から5,700万円の予算が浮いてきたと、何とか来年か再来年という構想でおったんだけど、今年度から来年の春、3月いっぱいまでにさせてほしいという要望が出てきたことがあります。そんな倶利伽羅塾という、今は倶利伽羅にそういう農業を基本にした5,700万の予算で何をつくるんだと。もう1年、2年たてば、建設省あるいは通産省、総務省あたりの予算を入れながら、そして町がそれと連携しながら、地元の皆さんの理解と協力を得るということを前提に、その協議会を先に設立させて受け入れ体制をしっかりとやってください。それでなかったら、設立は認めませんという大論争を展開しました。当時の細川議員や大西議員にもその言葉に賛同していただきまして、地元で受け入れ体制がしっかりできて、この政策ができ上がった上で建てて、あそこで大きな獅子舞の祭りも、知事と呼んでの祭りもさせていただきまして、現在はそれなりにしっかり運営されていると。ござっさい祭りも定着しておるようでございますし、やはりそれは地元とのあらゆる面での町との姿勢とがマッチしたものであろうというふうに解釈していますので、今度は倶利伽羅塾どころではありません。大きな津幡町の土地を提供しながら、利益を上げることについてはゼロに近いと思います。マイナスばかり。どういった形で構想を練り上げて、町民の理解を得て施行されるのか、今後の役場の検討委員会の検討と町長の手腕を見きわめてみたいと思いますので、しっかりとやってください。

そういうことで、質問というよりも忠告といいますか、気にかけてながらやっていただきたいということで、そういった私の意見に対しての意見等を町長に求めたいと思います。

〔議席から笑い声有り〕

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 農業公園につきましての、今ほどの谷下議員のご質問。レストランの話であったり、トイレの話であったりということでございますけれども、当然、基本計画ができる中では、いろんなことが障害のものもたくさん出てくるだろうということは覚悟はしております。それと、先ほどもちょっと、塩谷議員でしたか、にお答えいたしましたとおり、自分の間尺に合わないような、町の間尺に合わないような、そんなことはしたいとは思っておりません。町民の皆さん方に迷惑をかけるような施設であってはいかんというふうに思っております。

したがって、どれだけの大きなものをやるのか4月の全員協議会で皆さん方にお示しをさせていただきましたけれども、一挙に全部やるということでもなく、一部ずつっていうことも当然あり得るであろうというふうに思っておりますし、できるところからやっていくということで

ご理解をいただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○南田孝是議長 谷下議員。

○18番 谷下紀義議員 農業公園については、一般質問というよりも私の意見を町長に聞いていただいたということで満足して、これ以上は今後にしたいと思います。

ただ、教育委員長、ありがとうございました。私は、平成17年、教育委員長、今の教育長が長上になられて17年度に海外、中学生派遣の要綱ができ上がっております。それに基づいて、もう5回ですか、施行されまして、今年度もまた施行されるようでございます。ただ、一貫して私は、この中学生の海外派遣制度には反対を続けております。そりゃ聞こえはいいですよ。どこのお母さん方に問われても「いいんじゃないですか、谷下さん。やっぱり子どもに勉強させにや」というのが当然の答えです。ただ、1人の子どもに要綱では1人30万円を限度とすると書いてありますけれども、1人の子どもに均等に教育の場を与えなければならないという教育の原点からはみ出ていると。1人の生徒に30万、40万。それに付添いの人にも1人10万あるいは20万、30万の金を使って、全部で600万円も使って、なぜオーストラリアまで行くのかということに対しての懸念を私は今日まで申し上げとるわけでございます。

平成16年ぐらいでしょうか、津幡町も大変な減額予算が執行されました。年々5パーセント、10パーセント、20パーセントあるいは半分以下になった予算もあります。公民館活動しかり、老人会の予算しかり、あるいは私は先般も質問しましたが、各集落、集落が町にかかわって田んぼを守り、山を守り、道路を守り、集落を守っておる。それに対して国が交付税というものを町へ出しております。その予算がどんどんどんどん減っていくと。当初、現物支給制度なんていうのを始めたころは、3,000万から4,000万の予算があったと思います。それが2,000万になり、1,000万になり、もう1,000万割つとるようでございます。前回あたりは予算がないというので200万円も総務課のほうへ返上したという一件がありましたので、私は一言申し上げました。やはり、行政というのは、運動公園もそうですけれども、何にどうこたえるのか、町民の喜びというのはどこにあるのか、予算はどう使うべきかということを真剣に考えていただきたいなということを申し上げたいために、教育委員会が予先になったことをまずおわび申し上げなならんのかなと思います。

ただ、あえて教育委員長にお願いしたのは、教育長は海外派遣に大変な魅力を感じられて要綱というものをつくられたんでしょう。あの要綱を見させていただいた限りにおいては、いろんな市や町や都市の要綱から見るとあいまいです。何があいまいかというと、金銭は30万円以下であるということのはっきりしているんですけども、選考の基準が非常にあいまいです。津幡町に住んでる中学生であることとなつとるんですけども、今年度から教育予算にかえたという理由もそれに関連するのかどうか分かりませんが、金沢の中学校、津幡の中学校2年生、3年生、恐らく700、800人はいらんだと思うんですけども、津幡から通っている、金沢へ通っている生徒というのは津幡中学校が嫌なのかどうなのか分かりませんよ。金沢市街へ通っている2名の生徒が、津幡町におる700、800人の生徒のよりすぐりの30人か40人の中から選考を漏らされて、2名の人をオーストラリアへ派遣すると、この選考基準、何に基づいているんだということを指摘したいと思ひまして、あえてこの席に教育委員長としての公平を保つ意味での教育委員長のお考えを聞かせていただきたいなと思って、まず通告の論文を読ませていただきますね。

教育委員会が行う事業であれば、津幡町の中学校に通学する生徒を対象に実施するのが適当で

はありませんか。また、この事業は費用対効果の計測は極めて困難であることも考えると、群馬県富岡市や埼玉県和光市の事業仕分けの議論も踏まえ、行政が行う事業としては廃止または民間あるいはそれ以外の事業で実施すべきであろうということをまず申し上げたい。

そしてまた、当面、今年も8月ですから継続するんでしょう。公平性が問われる教育委員会の事業であるため、選抜の方法が明示されていることが必要です。選抜の方法としては、他町と比較して公平であるということが津幡町の平成17年制定の選抜要綱では言えるでしょうか。東京都港区では、第1次選考は作文45点、面接45点、英語力10点。そして、埼玉県川口市では、第1次選考は作文700字以内、そういったことも検討されながら、いろんな教育長や学校長の面接、さらにいろんな審査を経て、町民に審査結果の公表をしながら行われております。そういったことを考えると非常に不審な点があると。私はいろんな立場の人からいろんな意見を聞きます。それはそれでいいでしょう。1人の個人個人の意見の見解の相違ですから仕方ありません。

例えば埼玉県川口市ですね、教育委員会においては、第1次選考、先ほども言いましたが、第2次選考を経て決定しています。それも8万円の予算ですよ。1人当たり8万円の予算をそういった選考でやるんです。この事業の趣旨というのは、研修内容をよく理解し、地域社会に貢献しようとする意欲のある生徒で、主催者が実施する事前研修会6回程度に毎週1回、午後4時から参加できる。それしてまた、帰国報告会等に参加できる生徒、そしてまた、相手の立場を尊重しつつ、日本の伝統や文化を発信することが重要です。「あなたはこの海外派遣事業に、どのような心構えで臨みますか。また、オーストラリアの人たちに川口の何を、どのように伝えますか。あなたがこの事業に応募した動機と関連させながら、具体的に述べなさい」こういう作文も求められておるようであります。

また、東京の港区の委員会では、事業仕分けでぼつになっていますね。やめようと。これはやめましょうと。その理由では、そのところではですね、第1次選考ではですね、各学校の校長が海外派遣の希望を児童生徒全員に対して作文の選考、それから全部の子どもに対して面接。面接内容は、小学校、中学校それぞれの校長会でいろいろ工夫したものを活用して実施しているんです。なお、中学校においては、英語による面接も実施、例えば中学校では作文が45点、面接が45点、これまた英語が10点と、そういう満点のもとでそういったことをやっておりますね、事業は見直し、廃止という方向になっているということを、まず知っていただきたい。通告にも書いておきました。

群馬県富岡市、事業仕分けでは、もう多分やめでしょうね。なぜオーストラリアなのか。フランスのリヨンでもよいのではないか。先方のアルバニー市ではボランティア団体が行い、行政はノータッチ、財政負担なし。市民団体でやるのはどうですかと。これは富岡市の見直しですよ。

国際理解が目的ならば、韓国でもいいのではないか。なるべく多くの子どもが行かせることがよい。必ずしも欧米でなければならないということはないのではないか。なぜ中学なのか。英語力云々ということになったり、国際感覚をと言えば中学校、それはそれでいいかもしれませんが、そういったようなことも問題になります。

行った生徒は、いろんな発表してますね。新聞にも出ますし、北國新聞はきれいに取り上げてくれております。行った生徒が、発表して報告書をつくりますね。ホームページはない。やっぱある意味では、長い間、全生徒がのぞいても見えるような形でつくっておくれとあの生徒が議会報告用に論文つくったり、あるいは教育委員会用の答案用紙であってはならない。そんなよう

なこともやはり勘案すべきであって、一過性のものにしてはならない。生涯、津幡町の税金の大枚を使って、1週間も、随行4人も5人もつんだってやってくれる事業を一過性のものに終わらせてはならないということをこの場をかりて私のほうからも一言申し上げておきます。

また、和光市の事業仕分けでもぼつになっております。その理由、市民の特定の中学生で公平性の上で問題である。目的が国際交流、姉妹都市との友好になってしまっている。今度、津幡町もやっと姉妹都市が結べるか結べないかということで学校、教育長あたりも喜んでいるようですが、姉妹都市というのは生徒と生徒のものでない。あるいは行政と行政のものなのか、それは全然、私は感覚的にそんなことで喜んだり、おねだりする問題ではないというふうに解釈しております。本来の目的を達成するには限られた数の中学生を派遣するよりも、むしろ、金かけてでも向こうから来てもらって、いろんな意見を取り入れるというほうもまず考えるべきであろうということからの視野の中に入っています。そして、目的をもっともっと明確にしてほしい。

時代のニーズに合った国際交流の方法を考えて実行してください。現在、国際感覚豊かな人材育成について、別の方法があるのではないか。そもそも本当に必要か、必要性について考えてみるほうが必要である。こういうあれもありますね。今の時代に不適當である。今の時代です。

私も、議員も、いろんな研修とりやめました。世論もありましたし、過去の先輩、私を含めての実例でも、やはりそれに指摘される事項もあったんでしょうし、心当たりもないではありません。そういったこと、現在の時代には、こういうのはおかしいんじゃないと言われるですね。時代錯誤だと感じる。成果の工程表が見えない。工程表どころか結果表も見えない。目的が国際交流であれば、まだ別の角度から理解ができる。目的と手段が全く合致しない。

こういう制度はやめるべきであるという市町村が最近非常にふえているということを踏まえて、その盲点になっている教育長を外して、あえて教育委員長に教育委員会としての意見を求めるものであります。

○南田孝是議長 堀内教育委員長。

〔堀内 修教育委員長 登壇〕

○堀内 修教育委員長 中学生の海外派遣交流事業についての、ご質問にお答えいたします。

中学生海外派遣交流事業は、平成17年度から実施し、回数を重ねてまいりました。その間、各参加者は学校での報告会実施や町英語スピーチコンテストなどで発表を行うなど、積極的に体験を伝え、次に続く後輩の参加意欲を醸成するなど、津幡町の中学生のチャレンジ精神の育成にも大きくかかわっているところでございます。また、参加者たちの現地での積極的な交流活動が姉妹校締結という、いよいよ学校間においての交流に発展しつつあるという状況を迎えているところでも、成果があらわれているのではないかと評価しているものでございます。

さて、事業の参加対象者を津幡町の中学校に通学する生徒で実施するのが適切ではとのご質問ですが、中学生海外派遣事業は、津幡町が実施し、教育委員会が主管しているものでございます。津幡町中学生海外派遣交流事業実施要綱の第4条第1号に規定されておりますが、本事業の派遣中学生の資格は、町内に在住する中学2、3年生になっております。したがって、教育委員会が所管する町立中学校のみではなく、津幡町在住の中学2年生、3年生全員を対象として実施しておりますので、ご理解をいただきたくお願いいたします。また、10人中2人が町立中学校以外からの選出となっていることの基準は何かとのご質問ですが、町立学校以外から選出する等の基準はございません。選考の結果として2人が町立中学校以外の生徒であったものでございます。

次に、行政が行う事業としては廃止し、民間の事業として実施すべきではないかとのご質問についてですが、こちらにつきましては、教育委員会としてお答えできることではありませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと存じます。

次に、参加者の選抜方法について他市町村と比較して公平であると言えるのかとのご質問にお答えいたします。谷下議員が言われるように、他市町村においては、第1次試験として作文、英語の試験等を実施し、結果を数値化、第2次試験として面接を実施しているケースもあるようでございます。津幡町では、参加申込書に志望の動機等を記入してもらうことにしております。申し込み書に別紙を添付し、志望動機、訪問中にしてみたいこと、帰国後の研修成果をどのように生かしていくか等について記入してもらい、選考の重要な資料としております。また今後、姉妹校提携がなされたときに訪問してくる生徒のホームステイ受け入れの意向等、研修後の活動についても尋ねているものです。こうした申し込み用紙等は、審査委員である私、教育委員長、教育長、教育部長、中学校長が事前に審査し、審査委員会当日の面接における質問で確認ができるようにしております。また、英語での日常会話能力の確認ですが、面接時にC I Rによる英語での質問、会話を通じて審査を行うようにしました。派遣者の選考ですが、応募者全員の面接後、審査委員全員で協議を行い、最終的に10名の選考決定を行っております。第1次試験、第2次試験といった形では行っていないですが、基本的な選抜の方法については、他市町村に比較しても、公平性は保たれていると考えております。ただ、今後もさらに適切な選考のあり方を検討していくものでございます。

最後に、審査の町民への公開ですが、現時点では考えてはおりませんので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

○南田孝是議長 谷下議員。

○18番 谷下 紀義議員 はい。ありがとうございました。

それが現時点での委員長としての答弁の限界であろうというふうに私自身も推測いたします。

ただ、この場をかりて、こういった意見が町民にたくさんあると。必ずしも皆さん、いいことである、立派なことである、うらやましいねとうらまれるその反面、なぜうちの子が漏れたの、あそこの子が加わったの、あの子がことし行ったのはどっかの何かのあれだったからじゃないのということを言われないように、しっかりと町民の目にも気を配りながら、今後の選定と派遣先を、国際交流は行って勉強することと違いますよ。国際交流、教育長、教育委員長、国際交流は国際交流としてのあり方、進め方、金のかからないような、しっかりと、津幡町ここにありのそういった、大義名分のもとに税金が人から見て、少なくとも私から見て無駄遣いでないような税金の使い方をぜひやってもらいたいということを申し上げて、私の質問を終わります。

どうも見苦しいところありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で、18番 谷下紀義議員の一般質問を終わります。

次に、8番 酒井義光議員。

〔8番 酒井義光議員 登壇〕

○8番 酒井義光議員 8番、酒井でございます。

2点の質問をさせていただきます。

まず1点目の質問です。吉倉歴史民俗資料収蔵庫の今後はということでお聞きいたします。

吉倉地内に吉倉歴史民俗資料収蔵庫があります。この施設は、昭和58年に笠野・吉倉小学校の統合により廃校となった吉倉小学校を改修したもので、町内から収集した衣・食・住・農具など5,000点以上の資料が保管、展示されています。しかし、建物は老朽化し、柱の根元も腐食が進み、外周の板も何度となく補修がされています。

収蔵庫の案内看板があり、収蔵庫であることは分かりますが、前の道路を走っていて人が入っているのを見たことがなく、利用状況を調べてみました。平成22年度の活動を見てみると、4月に町内の在住者2名と津幡町新任教職員の見学が2日間があり、1日目25名、次の日に20名、5月は金沢から訪れた2名と県立看護大学の3名、6月は津幡から1名と、資料では年間347名となっています。この中には、まちづくり美化大作戦や業者による除雪人数なども集計されており、それらを引くと、実質年間見学者は256名となります。内訳は、5団体210名、2から3名の15グループで46名となり、1か月に1名という月も3回あります。収蔵庫とのことで、展示を目的としたものでないのかもしれませんが、利用者が余りに少ないと思います。一番見てほしい町内の9小学校のうち、井上小学校の3年生70名の生徒しか見学に来ていません。私自身、玄関まで何度か行きましたが、町に連絡し、かぎをあけてもらい、1人で見学することを考えると、なかなか見学することができません。

6月と10月に地域の方によるまちづくり美化大作戦、月一度の定期清掃で美観がある程度保たれているものの、建物の老朽化は防ぎ切れません。もちろん耐震面でも強いとは言えないでしょう。地域においては懐かしい学校であるでしょうし、歴史を物語る資料の収蔵庫としての景観もマッチし、よいのですが、この施設があるから、地域の活性化を図れるものではないと思います。

施設の中の資料はいつまでも残すべきと思いますが、現状の建物で保存し続けることはできないと思います。保存されている資料を多くの人に見てもらうには、町長のお話しされております農業公園構想の一角に展示スペースを設ける方法や現在の場所での建てかえ、交通の便のよいところでの建てかえ、資金をかけない方法では、耐震化されていませんが旧河合谷小学校を使うなど、何か対策がないと宝の持ちぐされになってしまうのではないのでしょうか。1人でも多くの人に見学してもらうことも必要と考えます。

この施設の今後について、矢田町長の見解をお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 吉倉歴史民俗資料収蔵庫の今後のあり方についてのご質問にお答えいたします。

本施設はご存じのとおり、昭和58年度から旧吉倉小学校校舎を利用し、日常生活で使用してきた民俗資料を収集、保存、展示しており、現在、主に町内から収集した5,000点以上の資料を所蔵しております。

年間見学者数は、先ほどご指摘のとおり、ここ2年間の平成23年度は約200人、22年度は約250人です。以前から見ますと見学者は減少しており、平成17年度から21年度の5年間の平均見学者数は約540人でございました。また現在、周辺整備および見学者の説明員として、週に3日間、午前中の3時間ではありますが、臨時職員を雇用し、管理しているところでございます。また、昨年度には、見学者から要望のありましたトイレの一部を改修いたしました。今後もさらなる見学者がふえるよう広報活動を行ってまいりたいと思います。

さて、この収蔵庫は戦後間もなく建てられたものであり、老朽化が著しく、修繕に要する費

用がかさんでいる状況ではありますが、この施設そのものが保存すべき歴史的資料であるとも判断をしているところでございます。今後、これらの歴史民俗資料の展示施設の建設計画を進めるとともに、この施設を収蔵施設として保存するため、計画的な修繕を検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 答弁ありがとうございます。

ただ、建物的にはちょっと貴重なということで、その建物は建物として保存、また中のものをどうするかも含めてまた考えていってほしいなど。あの中にだんだん入らなくなってくるのか、建物自体がかなり大きい改修をしないと持たないのではないかなと。痛み始めると木造なので、ずっと結構傷んでくるのかなと思っておりますので、よろしくお願いします。

2点目に、公民館や小学校の外壁の補修についてお伺いいたします。

公民館、小学校など、公共施設で耐震基準値を満たしていない建物から耐震工事が行われ、同時に外壁工事もされてきました。総合体育館についても近日中に着手されようとしています。しかし、耐震に対し補強の必要性がなかった施設の中で、昭和58年建築の中条公民館、59年の笠野小学校、笠野公民館や62年の萩野台小学校、隣接の萩野台コミュニティプラザ、平成3年建築の英田小学校、英田コミュニティプラザなどでは、外壁の変色やひび割れがかなり多く見られます。中でも英田小学校に関しては外壁のひび割れから水漏れし、建物の内部では内装がはがれ始めています。建物内部に至るまでには鉄筋の腐食も見られると思います。一度水が入り込むと壁の中を伝い、至るところが傷んでいきます。

英田小学校以外の建物では水漏れによる内部の痛みには至っていませんが、外壁の色あせもひどく、さらに多くのひび割れが見られます。内部に達する前に早急に対策すべきと考えますが、今後の取り組みについて矢田町長にお伺いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 公民館や小学校の外壁の補修についてのご質問にお答えいたします。

津幡町の教育施設を初めとする公共施設につきましては、町民の皆さまに利便性や快適性を提供すると同時に、安全と安心を確保することが重要と考えております。

学校施設といたしましては昨年度より着手しております太白台小学校の耐震工事と今年度の実施設計を行う刈安小学校の耐震化、そして体育施設につきましては津幡町総合体育館の耐震工事を今年度中に完成する計画としており、教育施設の耐震化を最優先として整備を進めているところでございます。

各施設の故障や破損等につきましては、修繕や工事にて適宜対応しているところであり、ご指摘の英田小学校の内部水漏れにつきましても、早急に修繕してまいりたいと考えております。なお、各施設の外壁の色あせやひび割れ、雨漏り、設備の故障など、不都合な箇所が施設の老朽化に伴いふえてきている状況であり、それに比例して修繕工事費も増加しつつございます。財政状況を踏まえ、いかに効率的、効果的に施設延命化を図るかが課題でございます。

これらにつきましては、今年度の機構改革により新設いたしました教育総務課で修繕計画の策定、管理コストの削減、定期的な点検を充実させることで、施設の長寿命化を図らなければなら

ないと考えているところでございます。

ご指摘いただきました20年を経過する施設だけではなく、今はまだ新しい施設もいずれは老朽化し、不都合な箇所が発生すると考えられます。町といたしましても、安全、安心を最優先とすることはもちろん、施設の延命化を図り、国の補助金等を活用しながら、よりよい教育施設を提供していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○南田孝是議長 酒井議員。

○8番 酒井義光議員 前向きな答弁ありがとうございました。

これからまた計画的に順次進めて、ひび割れのうちに、軽いうちに少しでも直して、少しでも安く上げる方法でまたよろしく願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございます。

○南田孝是議長 以上で8番 酒井義光議員の一般質問を終わります。

次に、1番 八十嶋孝司議員。

〔1番 八十嶋孝司議員 登壇〕

○1番 八十嶋孝司議員 1番、八十嶋孝司です。

私のほうからは、3点につきまして質問させていただきます。

その前に余談でございますが、昨年の6月、そして今回の6月と約1年間たちまして、また初心に返り、全身全霊で町民のために頑張りたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

まず、私のほうは、質問の第1番といたしまして、通学路の交通事故防止について、ご見解をいただきたいと思います。

最近の京都亀岡での危険な通学路での集団登校交通事故、さらには愛知県岡崎市、それから千葉県館山市でも小学生の集団登校児童に乗用車の突っ込み、死亡や重体者が出る、痛ましく、悲惨な交通事故が相次いで起きております。このような小学生を初めとする子どもの通学時集団登校で、対自動車との交通事故数は平成23年度、全国で2,500名以上と多くの児童が被害に遭っていると報告されています。まことに悲しいと同時に、驚くべき数字であると思います。

このように相次ぐ通学路での集団登校事故から、国も早急に集団登校路の点検あるいは見直しを図るように、全国に指示したと新聞に報道されています。当然のことながら、県から市町への集団登校路の見直し、点検が当町にも伝達されたと思います。幸いにして、我が津幡町は集団登校時の事故あるいは子どもの交通事故は起きてると聞きません。が、やはり道路によっては危険と思われる登校路もあります。例えば県道荻谷津幡線の杉瀬―津幡間は、一部道路と歩道境の縁石もなく、朝と帰宅時、我々運転者にとって、子どもたちが歩いているのを見ると、本当に危険だと思わざるを得ません。

運転者にとって事故は、だれも起こそうとして起こす者はだれ一人としていません。しかしながら、多くの事故が起きている現実がここにあります。国・県が点検、見直しを指示したのは、多発するこの現状を大変憂慮した結果として、真に子どもたちの安心、安全が通学路の確保に万全を期してほしいあらわれだと理解しております。

今、私たちにできることは、危険度のある通学路があれば早急に見直しを図り、新たな通学路への変更も一つでしょう。また、道路管理者、警察、学校側とタイアップし、ゾーン30、これは最高速度を30キロの区域規制、また時間規制の導入あるいは交差点にハンプ、これは交差点の道

路に初心者マークのような矢印型の色分けしたペイントを道路上に描くことにより立体的に見るため、運転者側には減速効果があると言われていて、の設置等、ハード、ソフトの面からなる、さらなる安全対策も必要ではないかと思われます。

事故が起きてからでは遅いわけです。将来ある子どもたちを守るためにも、今できることから、早急に対策すべきと考えます。以上の点から、矢田町長にご質問いたします。

まず1番、県によっては、通学路の点検、見直しを市町に図った県もあると聞きますが、県より当町に指示があったかどうか。あるとすれば、どのような形で指示体制をとられたのか。

2点目、当町において通学路の危険箇所はあるのか。

3番目、点検、見直しの結果を踏まえた今後の対応策はどうとられるのかを、矢田町長にご質問いたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 八十嶋議員の通学路の交通事故防止についてのご質問にお答えいたします。

京都府亀岡市を初めとして、児童生徒の登下校中の事故が相次いだことは、本当に痛ましく、悲しいことでございます。二度とこうした事故が起きないように対応していくことは、行政の重要な役割でもあろうというふうに思います。

さて、亀岡市の事故の後、石川県から各市町に対しまして指示があったかとのことでございますが、まず、津幡警察署が小中学校を訪問し、直接の面談を通じて通学路の安全についての確認項目を示しながら情報交換を行っております。また、県教育委員会からは、通学路の点検、見直しの実施と警察関係機関との連携を図り、事故の防止に努めるよう通知がございました。町教育委員会では、この通知に基づき各学校の通学路の点検、見直しと関係機関への連携について各学校に要請し、あわせて、その後の対応、処置の報告を行うよう指示いたしました。各学校では、直ちに危険、注意箇所の再確認を行うとともに、ホームルーム等での安全指導、集団移動の実地訓練、学校だより等での地域住民の方々への見守り呼びかけ、地域見守りボランティアとの連携強化、警察、交番、駐在所に対しましても協力要請を行っております。

次に、当町におきまして通学路の危険箇所はあるのかのご質問でございますが、各学校が注意を要する箇所として、日ごろから安全指導を行っている場所はございます。今後も一層の注意をもって状況把握を行ってまいりる所存でございます。点検、見直しの結果を踏まえた今後の対応策でございますが、こうした場所につきましては、警察、交通推進隊への監視の要請強化と各学校のPTAにも交通安全指導の一層の協力をお願いするものでございます。

また、関係機関への改善要請についてでございますが、今後の状況により、ご提案にもありました車両の速度規制強化や通行時間規制の導入などの方法も検討するなど、道路管理機関、警察等と一層の協議も進めてまいりたいと考えております。同時に、車両運転者に対するさらなる安全意識の向上を図り、また児童生徒への安全教育も充実してまいりたいと考えております。

交通安全の推進に、皆さまの一層のご協力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

実は、冒頭に取り上げた杉瀬－津幡間のほか、主要地方道の高松津幡線のローソンさんから信

開えきつばまでの道路も非常に歩道境の縁石もなく、あこへ中条小学校の生徒が何人かやはり登下校しておるのを見てきました。そこも大変危険な場所だと思います。それから、私は先日の朝7時半ごろ、中津幡駅に近い津幡高校に向かう交差点に立つ指導員、誘導員の方とお話をしてみました。その方の話では、踏切の道路幅の拡張により歩道の拡張がなされ、あこに通う津幡高校生のマナーが以前より比較にならないほどよくなったということでした。やはり踏切によって幅が広がって歩道も拡張されたということでそれなりの効果があると。しかし、運動公園に向かう道路幅が狭く、小学生の通学路として大変心配であると。できたら時間規制など取り入れればいいのだがという切実なお話もございました。ぜひですね、私は先ほど町長さんもおっしゃいましたように、小学校あるいは警察、それからこういった誘導員の現場に立つ人の率直な何て言いますか、意見も取り入れていただきながら、真に子どもたちの安心、安全な通学路確保にぜひ取り組んでいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは質問の2番目、総合型地域スポーツクラブについて、私なりの私見としてお話いたします。

平成12年に策定されましたスポーツ振興計画では、これまでの行政主導のスポーツ振興では住民はスポーツ環境を行政に提供されてスポーツを行う形で進められてきたため、国はこの現状を変えなければならないとの考えから、その最重要施策が総合型スポーツクラブであったと言われています。これは、主体は地域の人々であり、地域ぐるみでスポーツを支えることがその基本となっております。

現在、県内においては27の総合型地域スポーツクラブが存在すると聞きます。それぞれが地域の実情に応じて運営されていますが、行政の補助金の大小があるにせよ、大半は民間主導で運営され、会費を徴求し、その対価としてさまざまなスポーツを提供しているわけです。

さて、津幡町と言え、紆余曲折を経て、昨年初めようやく新たなサンズつばたといいますか、地域型総合スポーツクラブ連絡協議会といいますかが発足していますが、その運営は県内27クラブの中で唯一、行政が運営母体と思われます。総合型地域スポーツクラブはもちろんさまざまな運営形態があってもよろしいわけなんです、本来の総合型地域スポーツクラブは住民の力でつくられて、支えられるものであることは言うまでもありません。確かに行政の協力もある意味必要ですが、あくまでも後押しであって、助言であります。そして中心は住民であります。住民による自主的、主体的な運営が行われるクラブであることが望ましいわけです。

私は先日、夕方、宇ノ気中学の体育館へ行くことができました。その1階は、総合型地域スポーツクラブ・パレットのクラブハウスであります。時間帯は土曜の午後5時半、4名の職員が「こんばんは」と元気に声をかけてくれました。そろいのユニホーム、行き届いたあいさつ、しかもこの時間帯、民間ならではのと思いました。官と民の違いは、サービスを含めたこの点にあると感じました。

私は今、サンズつばたを否定するつもりはありませんが、恐らくその存在を知る人は町民のわずかにすぎません。しかしながら、恐らく会員数は町民全員が会員となっていることと思います。なぜそうなのか。そのことさえ知らない住民が大半であるかと思います。

総合型地域スポーツクラブサンズつばたが今新たに歩み、いろんなスポーツ機会を模索する中、町民に浸透するには、何のために、だれのためにするのか、かかわる人たちはだれなのかと明文化したものをいろんな機会を通して広報することやスポーツに対する町民ニーズがどこにあるの

かを聞きとることで、広く町民に理解されることではないかと思います。

もちろんそのための人材育成、スタッフの充実も大切であると思います。

以上のことから、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会の理事長でもある早川教育長にご見解をお願いいたします。すいません、3つの点からの質問をお願いいたします。

まず第1点、総合型地域スポーツクラブには、おおむねマネジャーやアシスタントマネジャーの有資格者がほとんどいらっしゃるものですが、サンズつばたにはいるのかいないのか。

2番目、県内の総合型地域スポーツクラブの大半が民間主導で運営されているが、なぜサンズつばたは行政主導なのか。

3番、近い将来、法人化などにする意思はあるのか、将来像を含めてご見解をお願いいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 ただいま八十嶋議員さんのほうから総合型地域スポーツクラブについてのご質問をいただきました。

今おっしゃったように、総合型地域スポーツクラブって言っても、あまり町民のところには浸透していないのが現実だというふうに思ってます。ましてや、サンズつばたっていうと何のことかなということにもなるのかなというふうに思ってます。

八十嶋議員おっしゃったように、平成12年、国がスポーツ振興計画を掲げて、総合型スポーツクラブの推進を大きなねらい、重要課題として据えたところでございます。総合型地域スポーツクラブの目的を八十嶋議員さんもおっしゃいましたけども、私は、計画の文章を読みながら私なりに解釈すると、3つの目的を持っているなというふうに思ったところです。一つは、少子化、超高齢化社会を迎えるに当たっての高齢者の健康づくりと医療費の削減のために、何か活動する場所が必要であると。それから、勤労、仕事につく、その形態等々がいろいろ変わりまして、精神的、肉体的なそういう体力の低下といいますか、健康への配慮のためにスポーツをする場が必要であると。それから、そういう時代にあって、地域が少し、その若者が外へ出て、高齢化の、高齢者の方が地域に多く残るような状況になったり、地域のきずなが少し薄れていく中で、スポーツを通して地域の元気づくり、活気づくり、人々とのきずなをつくる必要があるというふうな、その場所としての総合型地域スポーツクラブ、そしてもう一つは、国のスポーツ立国としての国際的な関連の中で、競技力を高めて、そして日本の国の元気、国力を、国力という表現の仕方はおかしいですね、日本の国の元気を世界に伝えると。こういうねらいとしてスポーツ振興計画が立った、立てられ、そしてその活動の場として、地域総合型スポーツクラブが全国展開をするようになった。そして、それぞれの自治体に、その推進に積極的にかかわる必要が求められたというふうに私は理解しまして、その立場にあるものとして、今かわりを持たしていただいているという、まずそれを先にお話しさせていただきたいというふうに思いました。

サンズつばたに有資格者はいるかないのかというご質問ですが、現在、公益法人日本体育協会が認定するクラブマネジャー、これは私どもの今の組織の中にはおりませんが、アシスタントマネジャーは1名おります。現時点では県内にクラブマネジャーっていうのは、わずかしかなりません。2、3名だというふうに伺っておりますが、私どものところにはクラブマネジャーはいませんが、公認の認められたアシスタントマネジャーが1名おります。ただ、総合型地域スポー

ツクラブを立ち上げるときに、この資格がなかったら立ち上げられないというものではなく、国のほうでその育成をしているという状況は、八十嶋議員もご存じのことかなというふうに思います。

続いて、なぜサンズつばたは行政主導なのかのこのことについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、平成12年文部科学省が策定したスポーツ振興計画の中で、この地域型スポーツクラブの設立が大変重要なものとして出されたわけございまして、市町村には総合型地域スポーツクラブの育成を積極的に推進することとされました。本町でも平成18年4月に総合型地域スポーツクラブサンズつばたを設立し、サンズつばたっていうのは愛称です。18年度設立されたときに、その当時の関係者が町民にロゴマーク、ロゴマークじゃないですね、そういう愛称を募集して、募集のあったところから選ばれたのがこのサンズつばたという名称でございます。18年度に設立をしてスポーツ活動の推進に向けて取り組んでまいりましたが、今、八十嶋議員おっしゃったように、試行錯誤の期間を経て、平成23年2月、地区体育協会がこの活動の中心となって充実させていくということになりまして、新しい組織がつくられました。先ほど、ねらい、目的を申し上げましたとおり、目的に合致して、津幡町におけるずっと昔から、50年、60年前から、その地域づくりとか、健康づくりとかスポーツを通してのいろんな活動やってこられたのは体育協会であろうというところの話し合い中から、今回は地区体育協会がこの活動の中心となって充実させていこうというふうになりました。そして、新体制のもと、総合型地域スポーツクラブ連絡協議会、地区体協を中心として公民館の皆さんと一緒に連絡協議会を結成して、スタートをしたところでございます。今は県内外の状況も参考にしながら、今後のあり方について検討をし、また一歩でも進もうということで活動も始めているところでございます。こうしたことから、私も行政も組織の一員となっておりますが、今、町の中心となって活動しているのは、地区体育協会が、公民館とか地域の方々等々との連携を図りながら、目標を目的を達成するように活動をしているというふうに私は理解をしております。

法人化などに対する意思についてですが、この件に関しましても、今後皆さんで検討していく課題であり、現段階ではお答えすることはできません。

昨年は関係する方々と4か所のクラブを訪問させていただきました。県内外。そして得たことは大きく2つあります。1つは、会費でクラブを運営していくことの困難さです。今、民間の方は会費を集めて、それで代償としてそのスポーツを出すというふうにおっしゃいましたが、あちこち視察をしてまいりますと、会員確保、財源確保、会員がなかなか集まりませんので財源がなかなか厳しくなります。したがって、指導者を確保することができないということで大変悩んでおられます。訪問もさせていただきたいということで、幾つかの県内外のところにお話を申し上げましたところ「いや、うちはもう厳しくなってだめなんや」というところも何か所かほかにございました。私も行ったところも、最初断られたクラブでは「いや、うちはもう解散したんや。だから、もう受け入れることはできない」というお話を伺いましたが、その経緯もぜひお話をさせていただきたいということで訪問しましたら、こうこうこういう理由で解散しました。ただ行政としては、これは国の大きな方策であるので、どうしても行政の関係者としては、教育委員会ではありません。スポーツはそのところは首長部局のほうへ移っておりましたけども、その担当課長が新たなもう1回再構築するためのどうしたらいいかと反対に悩んで、相談を持ちかけられました。そういうところもございました。

2つ目は、今、私たちが取り組んでいるのと同様のクラブ、つまり町民、うちの場合3万幾らかっていう全町民をクラブ員としておりますけども、同じところを見つけました。そこは人口33万9,000人、平成22年9月現在です。その市は36の学区から成り立っております。それぞれが学区体育協会、あるいは学区振興会、学区体育文化協会という名称で前からありまして、そして連合体を組織しておられました。したがって、私たちのクラブ員は全市民です。33万9,000人でとおっしゃいまして、胸を張っておられます。こんな大きなみんなを抱えて取り組んでいるところは日本でうちだけだろうということで、その担当者の方は地域から人的、物的に大きな支援をもらっており、その地域づくりに貢献し、地域あつての組織だというお話を聞かせていただきまして、私は同感しましたし、力強く感じたところです。まさに、津幡町の昔からあるその組織をどう公民館等々のところでつくっていくかというところが大変重要なことなんだなということを理解してきました。そこは、文部科学省から認定されました。そしてジュニア育成のための補助金ももらって、ジュニア育成の活動も始めておられるという、そういうお話を聞かせていただきました。大変私どもは参考になって帰ってまいりました。

いずれにしても、今年も子どもから高齢者までスポーツに親しめるような、それぞれのライフステージに応じた新たな仕組みづくりに努めようとみんなで話し合いが持たれましたし、また文化・福祉活動も加えた活動を展開させて活力ある地域コミュニティーの核になれるよう努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

教育長はおっしゃいましたけども、そのすばらしい成功例もおっしゃいましたけども、私はやはり3万何千人、恐らくここにおいでの方なんていうのは地域型総合スポーツクラブを分かっている人は1人もいませんよ。はっきり言いまして。私は先ほど言いましたように、そういうことをやはり町民ニーズにこたえるためにもいろんな広報活動を通じてサンズつばたが今どういうことでやっているのか、どういうことを目標にしているのかっていうことをやっぱり広報したり、例えば公民館に依頼するのなら、公民館の人たちがやはり地域住民にやはりこういうものなんだなっていうことをしなかったら、いつまでたってもサンズつばたっていうのは町民に浸透しません。はっきり言いまして。私はこう思ってます、本当に。

先ほど成功例をおっしゃいましたが、私は隣のかほく市のパレットについて、ちょっとこれが民間に移行しまして、大変頑張っているところでちょっと紹介させていただきます。隣のかほく市にはパレットの命名で総合型地域スポーツクラブがあります。ご紹介しますと、平成14年、旧宇ノ気町の住民に、ある先生より総合型地域スポーツクラブの存在を知らされる。この先生は剣道で全国制覇をなされた先生で、全国制覇をなし得たのも生徒を含む地域住民の方々のおかげとして何か恩返しができないか、その発信は総合型地域スポーツクラブであったようです。スポーツで地域を盛り上げる、スポーツで若い世代を育てることを柱として、将来の宇ノ気町の地域スポーツクラブを考える勉強会が発足、70名からなるさまざまな参加者が出席し、議論をやったそうです。その20名からなる実行委員会を立ち上げ、翌年、町が窓口となりtotoの助成金を申請、パート2名で事務を運営する。平成16年にはNPOなる法人格を取得、平成17年には何と一般公募による職員の募集、現在、常勤職員10名、パート28名で運営、年会費大人2,500円、中学生以

下1,500円、会員2,800名、23年度の売り上げは何と9,800万です。現在は、宇ノ気町中学校の体育館の1階をクラブハウスの拠点として、同体育館、剣道で有名な新化館、それから県民体育館の指定管理者ともなっております。それから最近では、町へさまざまな提案をして、一部学童保育へも参入、委託金を受けるまでになってきております。私が隣の市にこれ紹介しましたけども、雇用にもなっています、雇用にも。それから町の重要な、何て言いますか、法人といいですか、その一員として有名なスポーツクラブです。これも先ほど教育長言われましたように、確かに会費につきましては、今、少し悩んでる点もあるそうです。ただ、私の根幹ですけども、根幹は、私は、行政はもっとスリム化して、スポーツとか、スポーツとかっておかしいですけども、ある面は行政に任せて、そこにかかわっている職員はもっと本来の行政、それも行政かもしれませんが、もっと違った、何て言いますか、行政にかかわる人員が減ってるとか、少ないとか言われますけども、そういう方向にもっと向かってほしいというのが、実は自分の根幹にあります。

そういうことで、今は私の私見ですけども言わせていただきましたが、サンズつばたが今教育長おっしゃるように新たにその方向性に向かっていくならば、やはり町民にやっぱ愛される、分かりやすい、そういう何て言いますか、広報活動を通じてやれば、本当にすばらしいクラブになると思いますので、よろしくお願いいたします。

では、質問の3番目、大河ドラマの誘致推進策について、最後の質問をさせていただきます。

午前中、荒井議員からも大河ドラマについて、恐らく荒井議員は住民の立場からいろんなことを提案されたと思いますけど、私のほうは行政にリーダーシップをとってほしいということで大まかにお話しさせていただきます。

NHK大河ドラマ「義仲と巴」の本町における誘致につきましては、官民いろんな角度から提案もされ、実行されてきています。特に最近では、倶利伽羅地区では活発であり、公民館が主体となり、義仲と巴のゆかりの地である他県の公民館との交流も含め、積極的な活動も展開しています。また、観光協会もボランティアガイドとタイアップして、ゆかりのある歴史の地を散策し機運を高めることにも一役買っています。

しかしながら、町民全体の関心の高まりがあるかといえば、決して高いとは言えないと思います。NHKによると、大河ドラマの採用の一つに、地元の機運の高まりが何よりも重要であると言われています。荒井議員もおっしゃいましたけども、隣の小矢部市では、その一つに、市内全バス停に源平の里の表示がなされ、身近なところで広く市民に広報しています。また、富山県の旭町では、義仲と巴にかかわる地元の武将を題材として、町民有志の会が発足、行政側を事務局に、地元振興会会長、公民館長もメンバーに加わり、さらに地域住民も参加したすそ野が広い官民挙げてのまちおこしの取り組みがなされていると聞きます。

私は、津幡町の町民全体の機運の高まりを考えた場合、関連する他県の取り組みを積極的に参考として取り入れるべきだと思います。そして、大河ドラマ誘致は夢への挑戦でもあり、大がかりな地域活性化策でもあります。夢が現実となるように、官民挙げての創意工夫を重ねていかなければなりません。行政、観光協会、商工会、さらには地域の自治会、公民館とも情報を享受し、大きな輪の広がりも大切なことだと思います。さらに、行政は先頭に立ち、全面的なハード、ソフト面から支援し、さらなる町民レベルの関心を高めていくことが最も重要であると考えております。

そこで質問いたします。ソフト面から町民レベルの関心を高めるために、今後どのようなこと

が施策として考えられるのか。

2点目、ハード面から、先般、職員の1提案にもございましたが、大河ドラマ誘致推進キャラクターを使用した125cc以下のご当地ナンバーを積極的に導入すべきであると思いますが、この点につきまして、産業建設部長の竹本部長、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 竹本産業建設部長。

〔竹本信幸産業建設部長 登壇〕

○竹本信幸産業建設部長 大河ドラマ誘致推進策についてとのご質問にお答えいたします。

大河ドラマ誘致についてはご存じのとおり、ことし3月に矢田町長みずから連携する各県の方々とNHK放送センターに松本正之会長を尋ね、木曾義仲と巴御前的大河ドラマ化を強く要望したところであり、松本会長からは、地域に貢献できるよう検討を続けていきたいとの応答をいただいております。

ご質問のソフト面での大河ドラマ誘致推進策に関しましては、これまで誘致に向けた取り組みのシンボルとして4体のゆるキャラを選定し、それらを活用した缶バッジなどのキャラクターグッズの作成や着ぐるみの制作による各種イベントへの参加など、誘致推進PRに努めてまいりました。平成22年12月には、津幡町文化会館において誘致に向けた義仲と巴シンポジウムを開催し、町民を初め、県内外より約800名のご参加をいただきました。

今後の施策といたしましては、当初予算において計上いたしました商工会主催による義仲と巴を中心とした新たなイベントへの補助事業や観光協会事業の中でのキャラクターグッズ開発の取り組みのほか、俱利伽羅公園トイレ改修工事や歴史国道誘導案内サイン工事など、ハード面での設置も計画しております。また、今議会に上程いたしました職員のクールビズ期間中におけるキャラクターポロシャツの制作、着用による誘致推進の機運向上、これも町長の提案理由の中にもありましたとおり、その一連の施策でございます。

次に、ご意見のありましたご当地ナンバーにつきましては、職員提案に基づき、行政サービス推進会議で審議し、費用と効果の面から大河ドラマ誘致運動終了後の誘致推進キャラクターの使用は風化等も懸念されるため、町のオリジナルナンバーとしては別のデザインを検討する必要があると思われると審議結果が出されておりますので、その点ご理解のほどよろしくお願いいたします。

大河ドラマ誘致は、八十嶋議員が述べられるとおり夢への挑戦であります。また、大きな地域活性化策でもあります。八十嶋議員初め、議員各位におかれましては、今後も本事業に対しまして、助言、情報提供を賜りたく存じますので、よろしくお願いいたします。

○南田孝是議長 八十嶋議員。

○1番 八十嶋孝司議員 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、大がかりな地域活性化策としての大河ドラマの誘致は根幹にあると思います。そこは、夢への挑戦であり、長い道のりであるかもしれませんが、夢が現実化したときの喜びは想像を絶するものがあると思います。行政に期待するところは強いリーダーシップを発揮していただきまして、ソフト面からは行政、民間団体、公民館、地域住民が一体となる会の設立など、そして、それも一つ、そしてさらには創意工夫したハード対策も取り入れながら徐々に、町民感情を高めていく努力にあると思われまますので、ぜひ積極的な取り組みをお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で1番 八十嶋孝司議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたしまして、午後4時10分から一般質問を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後4時00分

〔再開〕 午後4時10分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 12番、道下政博です。

私のほうから4点について今回質問をさせていただきます。

まず最初に、介護保険料を納め利用しない方への配慮を検討すべきであるということを提案いたします。

まず、私の体験をお話いたします。3、4年前だったと思いますが、国民健康保険料を納めて1年間全く利用しなかった年が1回だけありました。その後しばらくしてから、たしか5,000円ほどの商品券だったと思いますが、送付されてきてびっくりしたのと、しゃれたことをするもんだなと感じ、何となく気持ちのいい経験をしたことがありました。そのとき思ったことは、家族が健康で1年間過ごせたことが確認できてよかったなと感じたこと。もう一つは、納めた保険料の中から気持ちだけけれども、返金されることが何かしら気持ちが入っているような気がしてほっとな気分になった記憶があります。そしてさらにもう一つ思ったことは、今後はつまらないことで健康保険を使わないでおこうかなという節約気分も芽生えたことであります。ここが大切なポイントではないかなと考えます。

今回提案しております介護保険料を納めている方で、利用しない方への配慮を検討すべきとの提案ですが、私が体験した国民健康保険料の一部報奨金制度みたいなことが介護保険制度にもあってもよいのではないかと考えるからであります。その報奨金を受け取った方が、今後はなるべく保険料を無駄があるとすれば、節約しようとする気持ちがごく自然に芽生えてくるようなことにつながれば大変有意義であると思います。町に出るとよく話題になることは、介護保険料は強制的にとられているが、私は使用していないので払い損をしているような気分にもなってしまうという声が多くあります。そういった方たちに少しでもほっとな気分になってもらい、節約気分になってもらえればよい結果も期待できるのではないかなと考えます。

どうか少しでも気持ちよく介護保険料が納めやすくなる制度に改善をしていていただきたいと思いますので、提案をいたします。

矢田町長より答弁をお願いいたします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 道下議員の介護保険料を納め、介護保険サービスを利用しない方への配慮を検討すべきではないかのご質問にお答えいたします。

初めに、国民健康保険加入優良世帯に対する商品券の贈呈についてであります。この事業は昨年度まで実施しておりました。事業概要は、1年間国民健康保険の医療給付を受けず、か

つ、国民健康保険税を完納している世帯に記念品として、1世帯当たり5,000円分のドレミファ商品券を贈呈していたものであります。平成23年度には、国民健康保険被保険者世帯数4,111世帯に対し、3.5パーセントの142世帯が該当し、合計で71万円分のドレミファ商品券を贈呈しております。しかしながら、商品券がいただけることで、病気に対して自己判断による治療開始のおくれや早期受診の抑制作用により、症状が悪化してから受診することも懸念されておりました。また、健康優良世帯の91パーセントが1人加入世帯であり、複数加入世帯との公平性の問題からも取りやめた市町が多いことも勘案し、当町におきましても前年度で事業を終了したものでございます。なお、県内で記念品贈呈等の事業実施をしているのは、現在4市町となっております。

介護保険におきましても、国民健康保険と同様に何らかの還元ができないかのご質問ですが、国保の記念品贈呈を取りやめた理由の一因でもある治療開始のおくれ等と同様、介護認定のおくれによる身体機能の低下や閉じこもりによる認知機能の悪化等が懸念されます。

また、津幡町の平成24年4月末の介護保険第1号被保険者は7,174人で、そのうち介護サービスを利用するために必要な要介護・要支援認定を受けている方は1,157人となっているため、残りの6,017人、84パーセントの方が還元対象者となり、介護保険制度そのものの問題となってしまうことをご理解願いたいと存じます。

なお、第5期介護保険事業計画におきまして、介護保険料基準額引き下げのために、一般会計から約740万円の投入も予定しているところでございます。

また、県内全市町におきまして、要介護・要支援認定を受けていない方への還元策を実施していないこともあり、現在、当町におきましても還元策実施は考えておりませんので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

分かりやすい説明をしていただきまして、できればという思いでございましたのですが、断念せざるを得ない状況かと思っております。

それでは続きまして、2番目の質問に移らさせていただきます。

2番目の質問、通学路の安全点検を実施し、問題があれば安全策を講じよ。この質問につきましては、前の八十嶋議員の質問と重なる内容となりましたが、完全に重なってしまうところの答弁については省略をしていただいて結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

京都府亀岡市などで登校中の児童らに車が突っ込む事故が相次ぎました。それは引率の父兄をも巻き込む大事故であり、防犯を意識したいろいろな事故を防ぐための集団登下校の弱点をつくような交通事故に私たちは驚きを隠すことができませんでした。何か対策はないものかと心を痛めておりますのは皆同じであると思います。

先月末、公明党石川県本部として、石川県教育委員会に通学路の安全対策についての緊急申し入れを行いました。これは、全国で頻発する登下校の交通事故などを受け、1番目に、通学路総点検の実施。2番目に、スクールゾーンの設定や生活道路の時速30キロ規制。3番目に、子ども安全マップの作成などによる交通安全教育の充実などについて対策を講じるように申し入れたものであります。

1991年公明党は、子どもの目の高さから見た通学路総点検をスタートさせ、約10年かけて全国

各地で総点検が実施されました。歩道の設置、溝のふたかけ、そしてガードレールの設置など安全対策を講じてまいりました。その後も、折に触れて通学路の点検については実施されてきた記憶がありますが、今回の大事故を機会に、徹底的に通学路の再点検を再度、再々度行う必要があるのではないのでしょうか。

点検項目として少し紹介いたしますと、1番目に、歩道と車道がきちんと分けて設けてあるかどうか。2番目に、歩道の幅が児童生徒の通行に十分かどうか。歩道に障害物等がないかチェックする必要があると思います。3番目に、見通しが悪くないかなど具体的に項目を挙げ点検し、改善策を早急に講じるべきであると思います。

防犯上の観点からは、保護者が引率して行う集団登下校は大変有効であると思いますが、今回の大事故のように、車はその列に突っ込んでしまうと大惨事となってしまう、逆に弱点となってしまう。その欠点を補うものとして考えられることは、通学路については、その時間帯だけでも絶対にスピードを出せないように規制する、または対応策をすることしかないのではないのでしょうか。

学校が中心となり、地元の警察など関係機関と連携をとり、父兄やPTAの意見も十分に取入れながら通学路の安全総点検を実施するよう求めます。その上で、問題のある箇所については迅速に対策を講じていただきたいと思います。

早川教育長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 通学路の安全点検を実施し、問題があれば改善策をとのご質問にお答えいたします。

先ほどの八十嶋議員の通学路の交通事故防止についての質問に、矢田町長が答弁いたしました。京都府亀岡市の事故をきっかけとして、津幡町の通学路についても、改めて危険箇所、注意箇所の点検、確認の実施いたしました。当然、日ごろから注意を払ってきていたところでございますけれども、改めて実施をさせていただきました。

注意を要する場所につきましては、児童生徒に改めて、そして継続的に安全指導を行っております。さらに警察関係地域の見守り隊の方々にも協力をお願いをし、連携の強化に努めているところでございます。

今後につきましても、町の交通安全推進部局と道路管理部局、そして警察関係の方々との連携協議をして、改善に向け、力いっぱい推進をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 ありがとうございます。

これにつきましても、着実な形で総点検をお願いをしたいと思います。

先日、地元の酒井議員と能瀬駅の近くをたまたま2人で歩いておりましたら、以前にも酒井議員が質問されました中で、歩道の真ん中付近に標識がぼんと立っておりまして、大変に邪魔な、こんなん何で今までほってあったのかなというような、そういうところがありました。能瀬駅の踏切の近くでございます。そういうところについても、ちょっと気をつければ分かるようなところでもありますので、そういったところも含めて、徹底的な総点検を行っていただいて、そして少

しでも事故を未然に防げるような、そういう対策をお願いしたいと思っております。

それでは続きまして、3番目の質問に移らせていただきます。

防災教育の充実をということで提案をさせていただきます。

3・11東日本大震災の津波被害の中で、岩手県釜石市では、死者、行方不明者が1,000人を超える中で全市の小中学生の99.8パーセントに当たる2,921人が津波から守られ「釜石の奇跡」と言われ、大変話題を呼んでおります。その奇跡を起こした背景には、ある一人のリーダーが存在し、子どもたちに粘り強く徹底した防災教育を行った結果、実際の津波災害の中で多くの児童生徒の命を守ったとの2011年9月20日付の公明新聞記事を紹介しながらお話ししたいと思います。

釜石市は、群馬大学大学院の片田敏孝教授、災害社会工学博士と連携し、津波防災教育に取り組んできました。片田教授が徹底して教え込んだのは、1番目に、想定を信じるな。2番目に、ベストを尽くせ。3番目に、率先避難者たれの3原則であり、生徒児童の避難行動にはこれが確実に実践されていきました。当初は、市内沿岸部にある学校対象に防災教育を進めてきましたが、一昨年前の3月に震災の1年前ですが、津波防災教育のための手引きが完成し、同年4月から市内の全小中学校で同じ防災教育を行っていました。手引きの特徴は、ふだんの授業に津波を取り入れたことであり、例えば社会の授業で「釜石と津波」を題材にしたり、算数や数学でも津波の速さを使った問題を出したりしたそうです。市教育委員会の教育次長は、イベント的にやるだけではないのがほかと違うところだと話しています。震災後、市教委には防災教育に関する視察や問い合わせが殺到して、手引書はすでに在庫が尽きて、今はコピーを渡しているとのことであり、釜石の防災教育は先駆的なモデルとして全国に確実に広がっています。

私のほうからは、今回の質問の資料として提出しております「DVD「釜石の奇跡」片田教授出演」をすでにごらんいただいていると思いますので、その内容を前提にお話を進めさせていただきます。片田教授は、児童生徒への避難の3原則として、1番、想定を信じるな。大きな地震があったときには、親の言うことや地域の人たちの言うことでも聞いてはいけない。2番目、ベストを尽くせ。津波のスピードは早いので、力いっぱい後ろを振り向かずにとにかく高台に逃げなさい、より高くに。3番目、率先避難者たれ。だれが逃げなくても自分が率先して逃げ出さない。そうすればみんなが後からついてくる。この3つのことを徹底的に教育したことを子どもたちは実践し、助かったのが「釜石の奇跡」なのであります。大槌湾に近い鵜住居小学校と釜石東中学校両校とも市の浸水予測図では、浸水区域の外側でしたが、地震の直後、中学生がまず教員の指示を待たずに高台へ走り出しました。それを見た小学生も一緒になって避難しました。最初の避難場所に到着してからも、子どもたちは自主的にさらに高台へ走りました。しかも、途中で合流した地域のお年寄りや保育園児たちの避難を手伝いながら、テレビなどで繰り返し報道されたエピソードであります。次は、釜石小学校全校生徒184人のほとんどが下校していた午後2時46分、子どもたちはそれぞれの場所で地震に遭遇しました。自宅や友達の家、本屋、中には海に釣りに出かけていた児童もいました。当時4年生の菊地瑠菜さんは公園にいました。そこは市の津波避難場所だったのですが、逃げてくる人を追いかけてくる津波を見て、後方の高台へ走りました。父親の信一さんは「よく逃げた。学校での訓練が生きていたから助かった」と安堵していたそうです。子どもたちは自分が逃げるだけでなく、ここは安全だからと逃げようとしないお年寄りを「逃げなきゃだめだよ」と言って引っ張って逃げた児童や倒れているお年寄りに「大丈夫ですか」と声をかけ一緒に逃げた児童もいたそうです。児童全員の無事を確認できたのは、震

災2日後の午後3時5分です。高台にある裁判所に避難していた1年生は「待っていれば、必ずお父さんやお母さんが来てくれると校長先生が言っていたから、そう思って待っていたよ」と、再会した親に話したそうです。子どもたちはとっさの判断でみずからの命を守り、周りの人も救いました。「防災教育だけでなく、道徳など、すべての教育活動の成果だ」と加藤校長は児童の行動を誇らしげに語っていたそうでもあります。

釜石小学校では、廊下のところどころに災害時の危険箇所を記した学区の地図が張り出されており、「ぼくの わたしの つなみぼうさいマップ」には、津波避難場所が一目で分かる地図になっており、子どもたちが地域を歩いて見つけた危険な場所に「看板が落ちてきそう」また「ガラスが割れそう」などと書かれた手づくりマップとなっているそうです。加藤校長は「津波防災で大事なことは、地域をよく知り、その実態をどう子どもに植えつけるか。もう一つは、学校、地域、保護者、行政の4者がつながりを深めることだ」と語っていたそうです。

当町にあっては、津波災害は想定しにくい環境ではありますが、決して油断をせずに、いろいろな災害を想定して対策の準備をしておくことが大切だと思います。津幡町は歴史的に見ても洪水被害が過去に多くあった地域でもあります。現在の降雨災害基準はすべて1時間に50ミリの降雨量が基準となっており、その基準を前提としたものでしか防災整備がされていないはずであります。その50ミリの基準を超えた豪雨災害は近年の全国の例からするとかなりたくさんありました。近年の気象の変動にもよりますが、例えば1時間に100ミリを超える豪雨災害やそれに伴う土砂災害は予測不可能であったと言いかねない状況にあります。なぜなら、近年の気象変動からすると予測をはるかに超える災害や豪雨がいつ来るか分からない状況にあるからであります。

いざという時のために、万全の準備と避難訓練を含めた防災教育の必要性をこの際ですので同時に強調しておきたいと思います。

公明党津幡支部では、4月の14日に文化会館シグナスで防災セミナーを開催いたしました。多くの方々にご参加をいただき、盛大に開催することができました。その前後に、県民の生命を守るための防災教育の充実を求める署名活動を行い、全県で11万8,616人の署名が集められ、5月11日に谷本県知事に提出をし、防災、減災への活動を着実に進めさせていただいておりますこともご報告させていただきます。

金沢市を含め、県内他市町でも独自の防災教育が進められておりますが、当町ではどのような取り組みをお考えでしょうか。

早川教育長にお尋ねをいたします。

○南田孝是議長 早川教育長。

〔早川尚之教育長 登壇〕

○早川尚之教育長 ただいまの防災教育充実をとのご質問にお答えいたします。

「釜石の奇跡」と言われた岩手県釜石市の集団避難の事例は、まさに日ごろからの小中学校における防災教育のたまものであると、いろいろお話を聞かせていただきながら改めてその成果、結果に関心をし、大きな関心を持っているところでございます。釜石市の防災教育、特に津波かなというふうに思いますけれども、つきましては自分の命を守る主体性をはぐくむことを根底として、学校の強化、総合的にひっくるめて、想定にとらわれない、率先して自分を守るといった教えを徹底しております。今、道下議員もおっしゃいましたけれども、想定にとらわれないとは、ある意味、想定のもとにつくられたハザードマップを信じることで「俺んちはセーフ、お前んちは

アウト」といった考え方が、子どもたちの中に勝手にという表現はおかしいですけども、ごく普通に理解されてしまわないようにすることを指すのかなというふうに思います。そして、率先して自分を守るとは、一番に逃げる、ベストを尽くして逃げるということかなというふうに思います。一番に逃げる勇気を持ち、逃げることで、例にもありませんでしたが、周りも従ってくれるということ、ここには家庭もそのことをしっかりと理解し、子どもたちの行動を容認するという、そういう家庭、地域があったということでもあるというふうに理解をしております。親は子どもたちが絶対に逃げるということで危険な場所に親が迎えに行く、途中で迎えに行くということ、その結果、二次的被害を生まないことにもつながります。こうした逃げることの大切さを理解して、実践したのは釜石、そこには当然それをリードする大学の先生とか地域の方がいらしたというふうに理解をしております。

津幡町の小中学校の防災対応についてですが、各学校でそれぞれ作成している学校危機管理マニュアルの点検、見直しを今年度行っております。避難先・避難経路の複数設定、避難先・避難経路の具体的な明示、保護者への引き渡し時の条件、手段、これまで、例えば台風なんかが来れば早めに学校を終えて家へ帰すという状況でしたんですけども、そのことの見直し、学校で預かり、保護者が迎えに来るのを、おさまってから迎えに来るのを待つというようなこともひっくるめて、保護者の引き渡し時の条件手段の確認事項等、明示等々の項目を加えまして、従来以上に地域の実情や具体性を備えたマニュアルに修正しております。これに基づき、教職員の非常時における共通意識を醸成するとともに、児童生徒の避難誘導や保護者、地域の協力を要請するものとなっております。

さらに、平成24年度中に、今年度中に全小中学校に設置予定の町の防災無線の活用によりまして、いち早い情報の提供、収集、非常時体制への移行など、初期段階で素早い対応ができるようにしていきたいと思っておりますし、なっていくというふうに思っております。

次に、防災教育の充実に向けた取り組みについてですが、まず各学校に配置をすることになっております、学校内で教職員が担当しますが、防災教育担当者の研修を今後実施していき、そしてこの防災教育担当者の指示、指導によりまして、児童生徒の避難訓練をさまざまな状況、想定のもとで計画実施できる体制としていきたいというふうに思っております。

このような状況とは釜石市の事例にもありますが、どこにいても対応が可能なように行っていくものでございます。昭和58年の秋田沖の地震で、秋田市内の小学校の遠足に来ていた子ども十数名がこの地震の津波、53センチぐらいっていうふうな記録がありましたけども、その津波の引き波で死亡しているという状況もあります。この町、津波がないということではなくて、そういう遠足に出かけるようなこともありますので、遠足など地理に詳しくない場所に行っているとき、あるいは家にいるとき等々、いかなるときであっても対応していくことが重要なことですので、そういうこともひっくるめて、防災教育のより一層の重点化を図っていきたいというふうに思います。

また、平成24年度の取り組みといたしまして、萩野台小学校において、国の委託事業であります学校防災アドバイザー活用事業を実施いたしまして、同校を防災教育の体制整備のモデル校として位置づけ、他の学校にもその成果を広げるよう計画をいたしております。

さらに今後、PTAや地域の防災組織と連携させていただきまして、防災教育を行える体制を一層整備してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 それでは着実に進めていただきまして、いざというときに役に立つような準備をぜひともお願いをしたいというふうに思います。

それでは、私の最後の4番目の質問に移らしていただきます。

野生鳥獣類による農作物被害防止のため、わな特区の活用をとということで提案をさせていただきます。

2010年度の野生鳥獣による農作物の被害額が239億円にも上るそうです。調査を始めた1999年度以降で最悪となり、特に同年度の猛暑によるえさ不足などの事情を勘案しても、深刻さが増している状況であります。当町にあっては何度か一般質問等で話題に上っていますが、被害は一向に減っていないようでありますので、今回私のほうからも質問をさせていただきました。

野生鳥獣がどうしても里に来るのか。いろいろ原因はあると思いますが、いろいろなデータに基づいた長期的な対策を実行することが重要であることは言うまでもありませんが、狩猟者の減少や高齢化が進む中で、地域ぐるみによる自衛的な捕獲を進め、野生鳥獣による農業被害を防ぐための取り組みが模索されています。

こうした取り組みの一つとして、狩猟免許を持たない人でも講習を受ければわなによる有害鳥獣捕獲の補助者になることができるという「わな特区」という制度があり、4月から特例措置として全国展開されたと聞きます。モデル地区を国で定めるとのことですが、当町が指定を受けることができる可能性はないのでしょうか。もし指定を受けることができれば、もっと多くの駆除が進み、農業被害を減少させることが可能になると思います。指定を受ける可能性があるのであれば、ぜひとも進めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

梶田農林振興課長に答弁を求めます。

○南田孝是議長 梶田農林振興課長。

〔梶田和男農林振興課長 登壇〕

○梶田和男農林振興課長 野生鳥獣類による農作物被害防止のため、わな特区の活用をとのご質問にお答えいたします。

津幡町の鳥獣による農業被害につきましては、イノシシを中心にカラス、カルガモ、アナグマなど、年々増加傾向にあります。この要因といたしましては、耕作放棄地の増加などに伴う生息域の拡大や地球温暖化に伴う生態系の変化、鳥獣駆除の担い手である狩猟者の減少などが考えられます。

ご質問のわな特区の取り組みにつきましては、猟友会の補助員として狩猟免許を持たない農家などが捕獲の協力を行える制度で、高齢化などにより狩猟者が減少しているため、捕獲行為を依頼される猟友会の労力の軽減や有害鳥獣の捕獲数を増加させる対策としての効果をねらったものと伺っております。

国では、平成23年夏に鳥獣保護法に基づく基本方針を改正し、各種規制の合理化や取り組みの強化を制度的に整備することとしております。この対策事業として鳥獣保護管理強化総合対策事業を平成24年度から創設し、地域ぐるみでの捕獲を推進するために、全国12か所にモデル地区を設定し、先進地としての実証を行うための取り組みをすでに実施していると伺っております。

石川県においては、この基本方針の改正を踏まえ、平成24年4月1日から始まる第11次鳥獣保

護事業計画書に免許を所持していないものを補助者として従事者に含めることができる内容を記載し、石川県有害捕獲許可事務取扱要領の改正を行い、運用していく予定になっているとも伺っております。

本町においては、現在のところ捕獲隊を編成できる猟友会員が確保されていることから、この改正を待って、石川県、猟友会河北支部、石川かほく農業協同組合、農家による連携、協議の上、必要な箇所に必要な取り組みを行い、鳥獣害防止に努めてまいりたいと存じます。

先ほど言いました、特区の活用についても検討させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○南田孝是議長 道下議員。

○12番 道下政博議員 答弁ありがとうございました。

くれぐれもまた、この農業従事者の方に被害を与えないような対策を今後も講じていただきたいというふうに思います。

それでは、12番、道下政博からの4点の質問を終了いたします。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で12番 道下政博議員の一般質問を終わります。

次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 3番、黒田英世です。

一般質問も長時間にわたって、さぞお疲れのこととは存じますが、いましばらくご静聴賜りまして、確たる答弁を最終ランナーとしてお願いするものでございます。

それでは最初に、農業公園構想についてお尋ねいたします。

この3月末に津幡町農業公園構想に関して、昨年の6月に設置された特別プロジェクトチームから町長に対して答申がなされ、その後、4月に開催された議会全員協議会において答申内容の概略が説明されました。幾つかある候補地のうちプロジェクトとしてさまざまな観点から検討され、候補地も絞り込まれたようであります。これらの答申に対して、この後、候補地の適性や年間22万人と言われる入園者数の信憑性の検証、完成までの事業費の総額予測、投資効率の問題、さらには収穫体験や加工体験ができるような本格稼働するまでの期間やリピーターをいかに確保していくのか、また財政補助団体とならないための運営形態、メンテナンスや運用費用などなどが十分に検討、検証され、その上で実施計画、実施設計に入るものと考えています。

そこで、私は町政のあり方について、施策も大変重要ではありますが、10年先、20年先あるいは50年先の津幡町を見据えた、種まきもより重要な課題であることは十分理解しているつもりであります。したがって、その前にビジョンとして持つておかなければならないのは、津幡町をどういった性格の町にするのか、またしたいのかが重要なのではないかと考えます。

当町には、平成18年に策定された第四次津幡町総合計画があります。その後、22年3月にはそれぞれの予算について改定され、27年度までの実施計画が出されております。この第四次津幡町総合計画において、それぞれの施策については述べられております。しかしながら、あるべきまちの性格についてはいま一つ明確にうたっておりません。

第7章第5節 観光の項において、これからの観光についてとして「各地域が持つ「地域としての魅力」を発揮させることが、観光地としての魅力につながる」とあり、さらに「地域全体、

町全体として観光客をあたたかく迎え入れる魅力ある空間、交流空間づくりを進める」というふうに書いてあります。こういった観念も重要ではありますが、求められる町の性格、つくりたい町の性格をより明確にし、それらに沿って一つ一つの具体的な施策を着実に実行していくべきであると考えます。総花的に観光地としても、ベッドタウンとしても、企業誘致もという発想では、すべてが中途半端になり、津幡町としての色が明確にならず、魅力ある住んでみたい町にはならないのではないのでしょうか。いずれにしても、しっかりとした町としてのフィロソフィーとポリシーを持って長期的な観点に立ちながら中期計画を立てることが重要であると考えます。

例えば交通の要衝としての長所を生かし、将来を見据えた、しっかりとした都市計画のもとで、金沢市のベッドタウンとしての位置づけを明確にして定住人口を図り、税収の安定化を図っていくのか。あるいはまた、観光地として活性化を図るのであれば、通過するだけの観光地ではなく、滞在できる観光地としての基盤整備を着実に行っていき、現在ある観光地を生かすとともに、同時に新たな観光資源をつくり出し、農業公園もこのうちの一つかもしれませんが、中山間地の里山と水質浄化が最前提ではございますが、河北潟周辺をウォータースポーツの拠点として整備するなどして、これらを有機的につなぎ町の活性化を図るのか。矢田町長がこれまでの経歴の中でつくり上げてこられた人脈を生かし、トップセールスに精力を注いで工場誘致を積極的に実施し、活性化を図っていくのか。また、これら幾つかを有効かつ有機的につなぎ、町全体としてまとまりのあるまちづくりをしていくのが大切だと考えます。

そして、これらを推進していくに当たり、看過してならない重要な課題が優先順位と財政状況との問題であります。さまざまな福祉や生涯教育など、多くの課題が山積する中で、いかにまちづくりをしていくか。現在、地方自治体の財政状況は、ごく一部を除いて決して潤沢ではありません。当町も同様であります。したがって、こうした時期にこそ今ほど申し上げた、中長期のまちづくり計画の中で求められる町の性格、つくり上げたい町の性格を明確にして、優先順位をしっかりと立て、財政に裏打ちされた施策に対して、着実に実行していくべきであると考えます。

これらの話は話すのは簡単ではありますが、策定には大変な能力と膨大な労力が必要であることを十分に認識した上で、矢田町長の答弁を求めます。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 黒田議員の農業公園構想についてのご質問にお答えいたします。

将来の津幡町のあり方といたしましては、当町は県都金沢市に隣接し、古来より交通の要衝であることや平成に入って国道バイパスが順次開通するなど、その地の利を生かし、その個性を発揮していく必要があると考えております。住みやすさを感じられるようにしていくとともに、農業公園の整備を通じまして、農業を観光資源としてもとらえ、町の魅力を高め、活気のある町にしていきたいと考えております。また、私は観光資源の整備による町の活性化と企業誘致のいずれについても必要不可欠であると考えており、黒田議員が述べられておられますように、これらを有機的につなぎ、町民の方々だけでなく、観光客の方々、近隣の方々にとっても魅力ある町をつくり上げていきたいと思っております。

さて、農業公園の整備をするに当たり、現在の町の厳しい財政状況を考えれば、農林振興課長が中村議員にもお答えしましたとおり、単独費だけで賄うのではなく、国および県の補助制度の活用を視野に入れ、中長期的な観点から財源の確保を図っていききたいと考えております。基本計

画を策定していく中で十分検討したいと存じます。黒田委員初め、議員各位におかれましては、今後の計画策定に当たって助言、情報提供を賜りたいと存じますので、よろしくお願いをいたします。

なお、津幡町の性格と申しますか、どういう町に将来すべきなのか、したいのかという点につきまして、私は、21世紀は観光の世紀と言われて久しいわけですが、やはり津幡町にも大勢の観光客の皆さんに来ていただきたい。能登へ行く方々の通過点であってはならんと私は思っております。バイパスが今、高架になってしまって、車で行くとずっとそのまま行ってしまう。それをいかにして、インターチェンジで津幡の町に観光客におりてもらうか。この施策が一番大事だろうというふうに思っています。

また、優先順位の話もございましたけども、企業誘致も大事な仕事でございます。私は、「おまえ、夢のような話をするな」と言われるかもしれませんが、隣に金沢があって、これまではベッドタウンとして人口が徐々にふえてまいっております。我々小さいころには人口2万2,000人と言っておりましたけども、今は7割ぐらいふえて3万7,500人。黒田さんもそのふえた中のお一人ではないかというふうに思いますけれども、そういう町になっております。しかしながら、最終目標は、私はベッドタウンではないと思っております。津幡で生まれて生活する若い人たちが、わざわざ金沢へ出かけていなくても津幡で就職する場所がちゃんと見つかるんだ。津幡町内ですべての人が就職ができるような、仕事ができるような、それが私にとりましての夢でございます。夢ですからなかなか実現しないと思いますけれども、そんな夢を持たせていただいておりますということをご理解賜りたいと思います。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

いずれにしても、今申し上げましたように求められる町の性格、つくり上げたい町の性格、これらをぜひとも次に策定されるであろう第五次津幡町総合計画の中でうたっていただき、それに向かってぜひ行政を進めていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、目安箱の実態についてお尋ねします。

役場の正面にかなり以前から目安箱が設置されております。この目安箱は、議員や職員の目の届きにくいあるいは気がつかない町政の盲点となっているような事柄や住民サービスについて改善すべき点あるいは町政に対する不平不満、苦情などを町民の皆さんから広く意見をちょうだいし、よりよい町政を目指すこと目的として設置されているものと考えます。

多少ニュアンスは違うかもしれませんが、平成18年に公共サービス改革法が施行されて以降、民間事業の創意工夫を生かした良質で低コストの公共サービスの提供を実現するために、民間からの提案や民間活力を積極的に活用している自治体として、東京都の杉並区や足立区、京都市、佐賀市、熊本市、多治見市などが多くあります。民間活力という意味では、町民の皆さまからのご意見もそのうちのものと考えます。

そこで、当町ではこの1年間に、昨年1年間に何件程度意見や苦情が寄せられたのか。それらに対する対応や回答状況はいかがだったのかお聞きします。

また、寄せられた意見の中には前向きなものばかりではなく、行政に対する批判的な意見も多

くあるはずですが。また、誹謗中傷もあると思います。ただ、目安箱という制度がある限り、誹謗中傷は論外としても、前向きな意見はもとより、行政に批判的な意見に対しても真正面から受けとめ、行政側の考えを明確に回答し、対応していることを知ってもらうことが重要だと考えます。こうした民意に対して、真摯に対応している行政側の姿勢が、町民の皆さんとの信頼関係が醸成され、頼られる行政が実現し、さらなる町政の発展につながるものと考えます。また、匿名のものも多いと思いますが、投稿者のお名前がはっきりしているものには本人に対し直接回答するのは、投稿していただいた方に対する義務であり、責任だと考えます。

加えて、こうした行政の姿勢を広く町民の皆さんに知っていただく方法としては、ケーブルテレビやシングナスや広報つばたに目安箱コーナーを設置し、寄せられた意見や苦情に対して直近に発行される広報つばたなどに掲載されるのが望ましいと考えております。すぐに実施できるものについては着手時期を明確にする。すぐにはできないが、いずれは着手する予定の事項については、理由を明確にし、いつまでに結論を出すということ。全く予定にないものなどにも、その理由や見解を丁寧に示し、町民の皆さんに理解を求めてこそ、この目安箱この制度が生きてくるものと考えます。

もとより、制度や財政面や予算などの制約を受けることも多いと考えますが、このあたりの事情についても見解の中で、回答の中で明確にすべきものと考えます。これらのことは、先ほど矢田町長が角井議員の質問の中で答弁された行政への参画意識の醸成に大きな役立つものと考えます。

そこで、目安箱制度全体を掌握している部門は総務課とお聞きしております。各課の対応状況や回答状況、回答までの期間など、あるいはまた公開方法などをいかに検証し、指導しておられるのか。一連のことについて、河上総務課長の答弁を求めます。

○南田孝是議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 目安箱の実情についてのご質問にお答えいたします。

まず、この目安箱ですが、平成元年2月にふるさと創生事業の一環の中で、町民の皆さまのご意見を積極的に酌み取る方策の一つとして、作製、使用されたものでございます。その後、平成17年10月から行政サービスの改善、向上を図るため、町民の皆さまのさまざまなご意見を酌み取る方策として、ご意見箱の名称で役場およびシングナス内に設置しているものでございます。以来、現在まで637件のご意見が寄せられており、平成23年度は75件のご意見がございました。

過去5年間のご意見の推移でございますが、平成19年度は127件、平成20年度は113件、平成21年度は83件、平成22年度は114件となっております。

ご意見箱は毎月一度中身を回収し、寄せられたご意見や苦情については一たん総務課ですべて収受した後、関係課に振り分け回答することとしておりますが、調整等の時間もかかり、公表までに約1か月程度要しております。

次に、寄せられたご意見に対する各課の対応状況ですが、回答する際には必ず起案し、総務課を合議することによって、回答漏れがないことを確認しております。

次に、投稿された方のお名前や連絡先が記入されているご意見は全体の約10パーセント程度ではありますが、必ず担当課から直接本人に回答することとしております。

次に、広報つばたに目安箱コーナーを設けることについてですが、過去に検討をしたこともご

ざいしましたが、広報の紙面や締め切りの都合上、取りやめた経緯がございます。

しかしながら、本人に直接回答するもの、誹謗中傷、以前までに回答したものと同様なもの、個人情報に関するものなどを省き、回答はそこにご意見が投函された施設に掲示し、町民の皆さまにお知らせしております。

現在、このご意見箱に寄せられているものは、苦情やすでに公表されているご意見と同様なものも見受けられますが、中には、建設的なご意見、町や職員への感謝などのご意見も含まれております。

今後もこのこれらのご意見を参考にし、よりよい行政サービスの提供をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

今申し上げたことの幾つかはもうすでに実施をされておるということでございますし、広報つばたについては過去に検討したこともあるということでございますけれども、できれば、再度ご検討いただくことと、それからケーブルテレビにおいてですね、そのコーナーを設けていただく、あるいはホームページにそういったコーナーも設けていただいて、広く町民に行政側の真摯な姿勢をですね、つまびらかにするということも非常に大事なことだというふうに思いますので、再度のご検討をお願いをしてこの質問を終わります。

次に、職員の提案制度についてでございます。

去る5月18日に開催されました議会全員協議会において、総務課長から23年度の職員から出された提案件数について報告がありました。平成17年度は「ひとり1提案、ひとり1改善運動」を展開し、年間504件の改善提案があったようでございます。その後は残念ながら運動は停滞し、昨年度は年間38件と、いかにも少ないと受けとめています。当日も要望として制度の活性化についてお願いを申し上げましたが、改善提案制度は、町の活性化や住民サービスの向上、業務の効率化、コストダウン、職場の活性化などに直結する重要な活動であります。

こうした小集団活動で有名なのはご存じのトヨタ自動車の「カイゼン」であります。また、この「カイゼン」という単語は「エキデン」と同じく、各国でそのまま通じる少ない日本語であります。

トヨタは今でも8万人の社員で年間6万件の提案があると言われ、多い年は8万件を超すと言われております。これによって年間数十億円以上のコストダウンを可能にし、顧客満足度においても群を抜いています。企業が生き残るためには、職場の隅々において社員一人一人が見たさまざまな観点からのアイデアの発掘が必要であります。このことは行政においても同様であり、住民サービスの向上や業務の効率化は、町民の行政に対する信頼と協力や安心につながります。

地方自治体においてもこの制度を積極的に取り入れ、大きな成果を上げているところもあります。静岡市やうるま市、小田原市、大阪府の八尾市や河南町などがありますし、製造業ではISOの品質関連の9001や9002、環境関連の14000を取得している企業のすべてと言っても過言ではないくらい多くの企業がこの運動に積極的に取り組んでいます。また、業種も大変幅広く、例えば資生堂の「知恵椿」運動や博報堂の「アイ・スタジオ」運動では、制度を幅広く展開し、大きな成果を上げております。

私自身、こうした制度に携わっていたこともあります。職員や社員から提案が出てこない、運動が継続できない、運動が活性化しない理由は、次のようなものがあると考えています。組織のトップが制度の重要性を認識していないために職員に対する訴えが弱い。そのために提案を促進する職員の問題意識が低く、改善への発想が貧困である。事務局の意識が不足しており、事務処理も遅く、活性化への意欲が低い。せっかく出てきた提案に対して反応が鈍い、マイナスの評価も多く、提案を生かそうとしない。上司に理解がなく、取り組みが停滞する。制度そのものに問題があり、複雑で書くことに抵抗を感じる。以上のようなことが制度を活性化させない主な原因であります。反面、この提案制度を活性化することにより、職員の町政への参加意欲を高め、職務に対してやる気を起こさせ、職場の末端まで活性化させることもできるのであります。

当町においても、ぜひともこの制度を定着させ、よりよい町政を目指すとともに、行政サービスの向上と職場の活性化を目指すべきだと考えます。職員提案制度に加えて5 S運動にも取り組むべきだと考えています。

事務局である河上総務課長に現状分析と今後の活性化に向けた方策と見解を求めます。

○南田孝是議長 河上総務課長。

〔河上孝光総務課長 登壇〕

○河上孝光総務課長 職員提案制度についてのご質問にお答えいたします。

当町の職員提案制度は昭和38年に制度化されており、昭和61年ごろから徐々に活性化されてきたものの、提案数は年間10件程度でありました。平成17年度に村前町長の発案により、強化月間を設け、職員ひとり1提案ひとり1改善の実施により、職員371人から504件の提案を集めることができました。平成18年度以降の提案数は確かに多いとは言えない数字かもしれませんが、平成17年度以前と比べ、明らかに職員の提案や改善の意識は変化してきており、提案するまでもなく、職員の発意によって業務の効率化、サービスの向上につながることはすぐに実施している場合もあります。平成23年度の職員提案数は38件であったことを決して満足しているわけではございません。今後は活性化を図るために見直すことも必要とも思われます。

まず、現在使用している提案票には、提案の内容、期待される効果、所要経費、調整すべき課題などといった記入する項目が多く、提案するには綿密な事前調査を必要とする場合もあります。このようなことから職員が書くことに抵抗を感じているということも考えられるため、この制度とは別に、ちょっとしたひらめきや気づいたことを提案できるワンポイント提案を募集し、受け付ける方法も考えております。

また、提案の方法につきましても、庁舎内LANにおいて職員提案専用の登録用フォームを利用し、簡単に提案ができるようにしたいとも考えても思っております。

さらに、今年度は、より具体的なテーマを絞って、例えば職場における5パーセントの節電対策などについて、さまざまなアイデアを募集するなど、職員が提案に対する難しいイメージを払拭し、提案しやすい環境づくりも必要と考えております。

決して職員や事務局の意欲、問題意識が低いとは思ってはおりませんが、今後は、民間企業におけるQCサークル活動の手法などの研究も重ね、より一層、この職員提案制度の活性化を図り、町政と町民サービスの向上を目指していきたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 ありがとうございます。

まさにですね、制度そのものを考え直していただいて、提案が簡単に出てくるような環境づくりにぜひとも努めていただいて、この提案制度を活性化させていただきたいというふうに思います。

そこで最後の質問でございます。

今の提案制度に関して関連する質問でございますが、先ほど、トップの意識について、言及をさせていただきました。今ほど申し上げましたように、提案制度が継続し効果を上げるには組織のトップ、当町においては矢田町長のこの制度に関する重要性を認識することが最も求められます。

改善制度は、もともとの発端は、ご存じの経営学者のドラッカーであり、ドラッカーは戦争中、アメリカのGMの工場で現場の作業員が自発的に改善工夫する姿に感銘して、現場からの提案書考えたのが発端であります。しかしながらその後、労働組合が、このような提案は労働者の仕事ではないと反対され、寄せられた30万件の提案書はお蔵入りとなりました。そしてトヨタは、戦後、社長交代まで余儀なくされた経営の低迷期に、このアメリカのGMの社員の提案書約30万件をそっくりもらい受け、この分析結果から改善提案制度の推進に社を挙げて取り組んだと言われています。そして、トヨタはこの制度にいち早く積極的に取り組み、大きな利益を上げるとともに、いまだに進化し続けているのはご存じのとおりであります。

現場の仕事は末端の職員が一番よく知っている。よりよい行政や住民サービスの向上、職務の効率化は行政への信頼と協力、そして安心への近道であります。新たに事務局を新設してでも制度の活性化を図る価値は十分にあると確信しております。

本件について、現状に対する見解と今後の取り組みについて、矢田町長のお考えをお尋ねします。

○南田孝是議長 矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 職員提案制度につきましてのご質問にお答えいたします。

職員提案の効果につきましては、職員の行政参加の意欲を高めるとともに、行政水準の向上と事務の能率化を図ることができ、町民の行政に対する信頼と協力、安心にもつながるものと理解をしております。この制度の重要性につきましては、十分に認識しているところでございます。

現在、職員提案の審議、審査につきましては、副町長を委員長として部長で組織する行政サービス推進会議とその事務組織である幹事会によって行っております。まず、幹事会において審議したものを行政サービス推進会議において方針を決定しているところでございます。行政サービス推進会議幹事会は、各部から横断的に指名された職員により構成された会議であるため、開催する日程も限られるなど、大量の案件にはすぐに対応できない現状でもございます。

新たに事務局を設置してでも活性化を図るべきだということでもありますけれども、現時点では新たな人員増は見込めないことから、現在の組織でより効率的に多くの職員提案を審査、実施する仕組みを早急に研究する必要があると思っております。

より充実した職員提案制度を構築すべく検討してまいりたいと思いますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○南田孝是議長 黒田議員。

○3番 黒田英世議員 この答弁ありがとうございます。

ぜひともですね、提案が出やすい環境、そして、簡単に出せる環境、それを素早く審査する制度、それからそういう組織、それらをできるだけ早く確立をしていただいて、提案制度の活性化をぜひとも図っていただき、住民サービスの向上に尽力をいただきたいというふうに考えます。

これで3番、黒田の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で3番 黒田英世議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問を終結いたします。

＜閉 議＞

○南田孝是議長 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後5時21分

平成 24 年 6 月 12 日 (火)

○出席議員 (18 名)

議 長	南 田 孝 是	副議長	道 下 政 博
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
11 番	向 正 則	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
環境水道部長	宮 川 真 一	上下水道課長	八 田 信 二
生活環境課長	石 庫 要	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広
監査委員事務局長	橋 屋 俊 一	消 防 長	西 田 伸 幸
消 防 次 長	浅 木 喜久男	教 育 長	早 川 尚 之
教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝	学校教育課長	吉 田 二 郎
生涯教育課長	田 縁 義 信	河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第２号）

平成24年６月12日（火）午後１時30分開議

日程第１ 議案第51号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第３号）から
議案第58号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてまで
請願第10号から請願第13号まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第２ 同意第２号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

（質疑・討論・採決）

日程第３ 議会議案第６号 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第２号の２）

追加日程第１ 議会議案第７号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書から

議会議案第９号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定を求める意見書まで

（質疑・討論・採決）

○議事日程（第２号の３）

追加日程第２ 副議長の辞職

追加日程第３ 選挙第１号 副議長選挙について

追加日程第４ 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の辞任

追加日程第５ 選任第１号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分

＜開 議＞

○南田孝是議長 本日の出席議員数は、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

＜議事日程の報告＞

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

＜会議時間の延長＞

○南田孝是議長 なお、あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

＜議案等上程＞

○南田孝是議長 日程第 1 議案第51号から議案第58号までおよび請願第10号から請願第13号までを一括して議題といたします。

＜委員長報告＞

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長、消防長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第51号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

歳出

第2款 総務費 第1項 総務管理費

第2項 徴税費

第2表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第54号 津幡町火災予防条例の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第10号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、教育長、町民福祉部長、教育部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第51号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款 民生費 第1項 社会福祉費

第2項 児童福祉費

第10款 教育費 第2項 小学校費から

第6項 保健体育費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第52号 平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、

議案第53号 平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）、

以上、2件の特別会計補正予算については、いずれも全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第55号 津幡町印鑑条例等の一部を改正する条例については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第57号 事務の相互委託の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第58号 石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第13号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める国への意見書提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第51号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第6款 農林水産業費 第1項 農業費

第7款 商工費 第1項 商工費

第8款 土木費 第1項 土木管理費から

第3項 河川費まで

第5項 住宅費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
次に、議案第56号 津幡町土地開発公社定款の変更については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、請願第11号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願については、全会一致をもって採択といたしました。

次に、請願第12号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書については、全会一致をもって不採択といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

○南田孝是議長 各常任委員長に対する質疑に入ります。

ただいまの報告に対する質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

本日の討論時間は、1人15分以内といたします。

討論の通告がありますので、これより順次発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 私は、請願第12号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書に賛成の立場で意見を述べます。

野田首相は6月9日、大飯原発について再起動すべきというのが私の判断だと表明しました。もし、福島を襲ったような地震と津波が起こって、万が一すべての電源が失われるような事態でも炉心損傷は起こらないと新たな安全神話を振りまいています。野田首相は以前から再稼働を私の責任で判断すると述べていましたが、だれも首相が責任をとれるなど思っていない。現に福島第一原発の惨状は回復していませんし、避難生活を余儀なくされている人たちの生活も変わりません。

私の息子は郡山市で今、生活をしています。私は心配で毎日1時間当たりの空気中放射線量の結果を見ていますが、6月11日現在でも0.54マイクロシーベルトです。津幡町では0.06から0.08マイクロシーベルトですから、その値はかなり高く、息子が妻を呼べることはできず、別れ別れの生活を強いられています。

福島第一原発事故から1年3か月がたちました。事故を起こした福島原発がどうなっているのか、最近、民医連が発行している「いつでも元気」という月刊誌に、写真家、森住卓さんのルポが掲載されていました。その写真と記事に、私は大変衝撃を受けました。ことしの3月16日、原発事故から1年目の現地ルポですが、まずそれを一部分紹介いたします。

「3月16日、私」というのは森住さんですが、「と広河隆一氏（「DAYSJAPAN」編集長）がチ

ャーターしたヘリコプターで福島第一原発の上空に向かった。飛行禁止区域は、原発周辺3キロ圏まで縮小されていた。午前9時半、福島第一原発から3キロ地点に到着。上空300メートルの放射線量は最大0.8マイクロシーベルトと、意外に低い。1号機はすでにテントで覆い隠されている。アメリカGE製マークI原子炉の元設計者アーニー・ガンダーセン博士は、米国原子力規制委員会のプレゼンテーションで「覆いは敷地内の線量を下げ、作業員の安全を守る」と述べた。一方で、「放射能放出という問題自体は解決しない。覆いの中に充満した放射性物質は排気塔からはき出され、セシウムを遠くへ押し広げる。今、北日本全体にセシウムの堆積は広がっている」と、その危険を指摘している。2号機は海側の建屋の壁がぼっかりあいている。メルトダウンして溶けた燃料が格納容器の下にたまっている。冷却水が60センチしかない。格納容器に穴があき、外部に冷却水が漏れ出しているわけだ。爆発した3、4号機周辺には、」ちょっと小さい写真で申しわけないのですが、写真も、すみません、小さくて。持ってきましたので、ご覧になってください。

〔塩谷議員2枚のパネルを掲示〕

こちらが3号機でこちらが4号機になります。「爆発した3、4号機周辺には、鉄骨やコンクリートの塊などの瓦れきがいまだに散乱している。3号機建屋の損壊が最も激しい。天井の鉄骨が飴のように曲がりくねって幾重にも重なり、内部を見ることができない。3号機はプルサーマル発電で、ウランとプルトニウムを混ぜたMOX燃料を使っていた。ガンダーセン博士は、3号機の爆発は水素爆発ではなく核爆発だったと指摘している。4号機は北側半分の建屋が吹き飛び、黄色い原子炉格納容器の上部がむき出しになっている。」ちょっと見にくいと思いますが、ごめんなさい、こちらが3号機で、こちらが4号機ですね。

〔塩谷議員2枚のパネルを指しながら説明〕

ここに黄色いのがちょっとぼつっと見えるかと思いますが、これが原子炉がそのままむき出しになっている場所です。「定期点検中だった4号機は燃料が原子炉から取り出され、使用済み燃料プールに入れられていた。京都大学原子炉実験所の小出裕章氏は「使用済み燃料プールの水が沸騰したり、再び大きな規模の地震が起きてプールにひびが入れば、燃料を冷却できなくなる」と指摘する。アメリカの国立火山研究所の調査によると、マークI型の原子炉の核燃料が冷却できなくなると、燃料プールから放出したガスによって18万6,000人が死に至るという試算が示されている。「プールの崩壊が懸念される。使用済み燃料を早く安全な場所に移す必要がある。しかし、オペレーションフロアが破壊され、クレーンも使用済み燃料交換機も使えない」と、写真を見た小出氏は語った。事故前、冷却水を勢いよく太平洋に放出していた放水口がぼっかりと大きな口をあけ、1滴の水も出ていない。そのかわり、たくさんのコンクリートの亀裂から漏れた汚染水が太平洋全域に広がっている。再び巨大地震と津波が襲う可能性が高いというのに、護岸工事は土のうを積み上げただけ。これでは大きな津波から守ることができない。原発建屋以外の広大な敷地内には汚染水処理の各種タンクが並べられている。今後ふえ続ける汚染水の処理は、気の遠くなる作業だ。昨年末、政府は原子炉が安定冷却状態になったとして収束宣言を出した。しかし、危機的状況は何も変わっておらず、収束させるための知見をだれも持ち合わせていない。今、政府に求められるのは、原発の再稼働を推し進めることではなく、福島第一原発で進行している事態の深刻さをしっかりと認識することだ。次の巨大地震と津波が来る前に、一刻も早く対策を講じなければならない。国民はぼろぼろになった原発の姿を脳裏に焼きつけ、ずっと忘れな

いでほしい。」その後、牛たちがどうなったかという痛ましい写真なんかも撮ってらっしゃいました。

今、大飯原発の再稼働が問題となっていますが、6つの問題点があります。

第1は、福島原発事故の原因が究明されていないということです。東芝で原子炉格納容器の設計をしていた後藤政志さんは、福島原発は「原子炉を冷やすことも放射能を閉じ込めておくことも失敗した。その事故原因をちゃんと究明する必要がある」と指摘しています。

第2は、政府がとりあえず求めている30項目の安全対策さえ実施できていないという問題です。

第3には、東日本大震災を受けて、地震、津波の学問的知見を根底から見直す必要があるということです。今まで言われていた以上の活断層や連動の危険性があると言われています。

第4には、原発事故が起きたときの避難経路ができていないということです。

第5には、独立した原子力規制機関が成立していないということです。

第6には、幸いに事故が起これなくても、使用済み核燃料の処分方法がないということ。高レベル、低レベルの汚染物質もふえ続け、保管場所を確保しなければならないという問題があります。

もし第7点をつけ加えるとするならば、今、再稼働は大飯原発だけでなく、個別に安全を確認して拡大していくというふうに言っていますが、原発への依存が続くことになると、本気になって自然エネルギーへの乗りかえができない、あるいはおくらしてしまうという問題があります。

さて、志賀原発については、さきに述べた6点とともに請願にあるように具体的に雇用の問題を抱えています。

第1には、志賀原発1号機の格納容器が福島第一原発1から4号機と同じマークI型で容量が小さく、圧力制御室が冷却材喪失事故時に受ける大きな力に対して構造的に弱点を持ち、地震動で破損する可能性があるなど、開発当初から問題が指摘されていたということです。

第2には、志賀原発周辺で大地震の可能性があるということです。富来川南岸断層が原発の耐震安全性を検討する際に考慮する必要がある活断層である可能性が高いことが明らかにされています。全国各地で新たに断層の危険性が問題にされていますが、東日本大震災で引き起こされたプレートの動きを考えるならば、うなずけることです。テレビを見ていますと、富士山の噴火の危険まで言われているのは、それだけ大変な地殻変動を起こしている可能性があるということです。日本は地震列島です。過小評価することは禁物です。

第3には、志賀原発で過酷事故が起きたら、奥能登の住民は避難できないということです。能登半島で幅が12キロという最も狭いところに志賀原発が位置していること、そのこと自体が問題なのです。

第4には、北陸電力管内の電力供給の面では、志賀原発はなくても支障がないということです。他地域の電力が足りないときに、北陸電力は自分の地域のことしか考えなくていいのかという意見もあるようですが、原発に頼らなくてもいいところから原発を廃止し、廃炉を順次ふやしていくのは当然のことだと思います。この認識の違いは原発を推進したいのか、あるいは廃止したいのかにかかっていると思います。

以上のような問題点がある以上、志賀原発は再稼働させることなく廃炉にするのが妥当だと思います。

以上、私の賛成意見を終わります。

○南田孝是議長 次に、6番 森山時夫議員。

〔6番 森山時夫議員 登壇〕

○6番 森山時夫議員 私は、産業建設常任委員会に付託されました請願第12号の志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書に対して、反対の意見を述べさせていただきます。

この請願の中身を精査しながら述べます。

志賀原発の1号機は福島第一原発1号機から4号機と同じマークI型であるために大きな力に対して弱点があり、地震動で破損する可能性がある、それについて、今までの報道や北陸電力の見解などから、志賀原発1号機の原子炉格納容器はマークIの改良型であり、事故のあった原子炉格納容器は球体の上に円筒をつけた形状ですが、改良型はだるま型状で容積は1.6倍あり、国の安全審査で十分な安全性が確認されております。また、耐震性についても、耐震バックチェック（平成18年に発電用原子炉施設に関する耐震安全性評価）で確認済みであり、志賀原発1、2号機の安全性に関する総合評価（ストレステスト）の結果、施設、機器などは、設計上の想定を超える事象に対する安全裕度を十分有していることが確認済みであると聞いております。

次に、志賀原発の設計はマグニチュード6.5程度のため、富来川南岸断層で地震が起きれば、志賀原発に重大な影響が及ぶとのことではありますが、新耐震指針（平成18年9月改訂）に基づき、詳細に活断層の調査を実施、笹波沖断層帯（全長45キロ）による地震マグニチュード7.6も想定した耐震安全性評価を行っております。国からも妥当と認められております。富来川南岸断層については、耐震バックチェックにおいてトレンチ調査、表土はぎ調査で富来川両側に分布する12、13万年前に形成された中位段丘面の高度差を調査した結果、耐震設計上、考慮すべき断層ではないと判断をしております。加えて、同断層の海域への延長部について、沿岸部まで含め海上音波探査を実施した結果、断層は認められなかったそうです。しかしながら、さらなるデータの拡充の観点から、念のため自主的に追加調査を実施するとしております。

次に、志賀原発は、北陸電力管内の電力供給の面でなくても支障がないについては、火力発電所などの補修点検時期を調整し、供給力を確保しておりますが、2010年並みの猛暑ケースでは、供給予備率3パーセントと非常に厳しく、大型電源トラブルや気温などの不確定要素により、綱渡り操業になるおそれがあります。電力の安定供給力を確保するために、原子力にかわる他の発電方法での代替は長期計画なり、それによって北陸3県の企業誘致も進まず、経済が停滞し、また原発関係の労働者の雇用、家族の問題、また新たな就職者の求人率の低下など、すぐに私たちの生活に影響が出てくることは明白であります。

また、6月6日の新聞報道に、新たな組織として原子力規制委員会が今国会で成立し、国民の信頼のもと、原発総合評価、科学的な知見からの安全性をかんがみ政策方針に沿って進むことが得策であると考えます。

そういう以上の観点から、私は、この国への意見書提出に対して反対の表明をいたします。

終わります。

○南田孝是議長 次に、3番 黒田英世議員。

〔3番 黒田英世議員 登壇〕

○3番 黒田英世議員 私は、請願第12号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書の提出を求める請願に対し、賛成の立場で討論をさせていただきます。

当該請願にある第1から第4までの理由に加え、現在、全国の原発の安全対策というのは、すべてハード的な対策であります。かねてより主張をしているヒューマンエラーに対する対策が全く明確になっていないことや先日、原子力安全保安院が邑知潟南縁断層帯と森本・富樫断層帯の連動を否定していた北陸電力の主張を退け、地質構造上、連動を否定することは困難と結論づけております。

また、北陸電力がこれまで調査した富来川南岸断層について後期更新世以降の活動を否定しておりましたが、活動時期を確認するための地質調査を始めると言っております。加えて、安全保安院は去る3月に、志賀原発周辺の断層のうち、邑知潟南縁断層帯と坪山―八野断層、森本・富樫断層帯、海女岬沖断層帯と羽咋沖撓曲の3パターンについての連動の可能性を指摘しております。これらの断層帯が万が一連動することがあれば、その地震エネルギーは倍化することは周知のとおりでございます。

以上のような地質学上の立地実態を考えるならば、志賀原発の再稼働には反対せざるを得ません。

加えて、原子力政策を取り巻く環境についてお話をしたいと思います。4月28日に開催された国会の福島第一原発事故の調査委員会において、当時の首相であった菅直人前首相の行動に対してマイクロマネジメントであったのではないかという批判に対し、菅前首相は、当時、経済産業省の組織も未熟、東京電力も信頼できず怖さを感じたと言っております。このことは、原発事故を含めた危機管理の甘さを露呈したものであり、政府組織自体にも原因があると考えます。

また、委員会審議の中で、原子力政策は国のエネルギー政策の根幹であるから一地方議会が云々するものではないとの議論もあったようですが、国レベルのエネルギー政策は、国政の場で大いに議論していただくのは当然であります。そして、私たちは再生可能な自然エネルギーへの政策に転換していく運動について、全国レベルに拡大していかなければならないわけです。

志賀原発については、万が一事故が起こった場合、私たちが直接の被害者になることは間違いありません。自衛という観点からの請願は妥当であると考えております。

また、私は再稼働に賛成する学者や有識者も、反対している方々もそれぞれ、純学術的に判断された立場を主張されているものと信じております。どちらの説を選ぶかは主権者である国民であるはずであります。そこから生じるさまざまなリスクは、当然それを選んだ国民が背負っていかなければならないことは言うまでもありません。

したがって、私は、志賀原発の再稼働には反対をさせていただきます。これをもちまして当請願に賛成する討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

○南田孝是議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「7番 角井」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 7番 角井外喜雄議員。

〔7番 角井外喜雄議員 登壇〕

○7番 角井外喜雄議員 請願第12号、産業建設常任委員会で審議をいたしました。そしてまた、全会一致をもって不採択となりました。また、委員長を預かつとる立場上、反対討論を行います。

福島原発事故以来、各種団体など多くの方々が反原発を訴えております。この請願にも書かれ

ているように、その理由は多岐にわたっております。民主国家であり、それぞれの立場を主張すれば何ら問題はありませんが、ただ一つ、この請願でどうしても反対をしなければならないという文言があります。それは、第4に書かれている「志賀原発をなくしても、北陸電力管内の電力供給の面で支障がない」と書かれています。全くもって論外の内容であります。自分たちの地域がよければそれでよいのか。電力は学校、病院、道路、鉄道などのインフラ、そしてガス、水道、電話などのライフラインは、我々の生活になくてはならない設備です。国の根幹である電力を自分たちの地域だけ賄い切れればそれでよいのかと、この請願で非常に腹が立ちました。

この請願を提出した人、また紹介してきた議員は、何をもって北陸管内だけを自給力が満たされればそれでよいと判断したのか、憤りを感じました。福島原発を目の敵にすれば当然、国民が電力源を原発に頼ることに抵抗感を感じるのも分かります。しかし、主電源を自然エネルギーにかえることは、現時点では困難であります。計画停電などの例を見るまでもなく、今の生活や経済を維持するための電力は、必要以上に抑え込むことは社会全体に大きな覚悟を要します。

原発か脱原発かという選択肢は大変分かりやすいと思いますが、必要な電力をどう確保するかという問題は単純な対立ではなく、中長期的な課題を克服していく知恵を出し合い、建設的な議論をこれから進める必要があると考えます。

しかし、今の電力需給の状況を考えれば、現時点での最大限の安全性を確保し、志賀原発を初めとする原発再稼働はやむを得ないと思っております。しかし、放射性物質の処理問題が大きな問題として取り上げております。これはまだ確立されておられません。このことについても私は少し不安を、少しどころか大きな不安を持っておる一人であります。しかし、今の国の状況を考えれば、私はやはり原発を再稼働させねばならんなど。そのうちの志賀原発も一つであります。

よって、私は、この請願に反対討論として述べます。

以上で終わります

○南田孝是議長 ほかに討論はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、請願第12号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

今回はこの請願に沿って、主に志賀原発をテーマにお話しさせていただきます。志賀原発1号機は昨年、2011年2月28日にポンプ部品の不具合で運転を停止し、2号機は東日本大震災当日の3月11日から定期検査で運転を中止しており、現在は両機とも運転再開のめどが立っていません。私たちは1年3か月以上、志賀原発からの電気なしに暮らしてまいりました。そして、ことしの5月5日、子どもの日、日本全国50基の原発がすべて停止しました。原発のない社会を目指すのか、それとも原発の再稼働を許してしまうのか、今、その大きな岐路に立っています。

福島原発事故によって故郷を追われ、農業や酪農、漁業のなりわいを断念させられ、放射能で汚染されていない食べ物を何とか子どもに食べさそうと必死になっている親たちがいます。将来、放射能の影響はどうか、どれほどの多くの人たちが不安を抱え、苦しみ、悲しんでいるのか。その犠牲の重さを忘れてはなりません。

2006年3月24日、金沢地裁の井戸謙一裁判長は、志賀原発2号機の運転の差し止めを求める住民からの訴訟に対し、全国で初めて「運転を差し止めなさい」、そのような判決を出しました。井戸裁判長は判決の中で、志賀原発2号機については「想定を超える地震動を起こす地震が発生する具体的な可能性がある。非常用電源の喪失、配管の遮断などの可能性があり、最後のとりである緊急停止の失敗も考えられ、メルtdown事故の可能性もある。さまざまな故障が同時にあるいは相前後して発生する可能性が高く、周辺住民が許容限度を超える被曝をする可能性がある」と述べています。しかし、2009年3月18日、第2審では、電力会社の言い分がそのまま通った形で2号機の運転を認める判決が言い渡されました。そして2010年10月18日、最高裁は上告を却下。その5か月後、3・11の福島原発事故が起きました。

安全性が確保できた原発は再稼働すべきという意見がありますが、安全性が確保できたということはどうやって証明するのでしょうか。今現在、通常運転するには安全であると言っているにすぎないのであって、どういう緊急事態になっても絶対に安全だという原発、安全は確保されているという原発は、地球上に一つもありません。ですから、安全が確保された原発はないと言えます。

福島第一原発事故でだれがその責任をとったのでしょうか。放射能が拡散して汚染されれば元に戻すことなどできない、あるいは数十年もかかるのが現状です。その責任をだれが、どのようにしてとるといえるのですか。だれも責任をとらない、だれも責任をとれない原発は、再稼働する資格はありません。また、原発が再稼働すれば、新たに使用済み核燃料が生まれます。その処理の方法すらないのに、次世代にそのツケを回していくのが原発再稼働の姿です。

一たん国が再稼働を決めたから、それを変えることができないという自治体の首長さんもいらっしゃると思いますが、それは自分がその責任をとれない、とれないから国に判断を仰いでいるだけです。そして、その責任を本当に国が負えるのかといえば、負えるとはとても思われません。福島原発事故で、だれかがその責任をとったのでしょうか。もう一度考えてみましょう。

志賀町には原発関係の仕事に携わっている人はほとんどおらず、何が何でも再稼働を求める人は少ないそうです。志賀原発のエネルギーなしで1年以上やってまいりました。全国に先駆けて、国の指針でもある原発依存からの脱却、脱原発を実現できるのは、志賀原発ではないのでしょうか。そして、国に対して再生可能エネルギーの推進に全力を挙げて取り組むことを望むとともに、原発立地自治体には原発にかわる政策を推し進めることを求めます。

私は、請願第12号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願に賛成の立場で討論をいたしました。

ありがとうございました。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議案第51号から議案第58号までを一括して採決いたします。

委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。

お諮りいたします。

委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号から議案第58号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、請願第10号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第10号を採択することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、請願第10号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第11号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第11号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第11号は、採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第12号 志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、不採択とされております。

お諮りいたします。

請願第12号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者3人 不起立者14人〕

○南田孝是議長 起立少数であります。

よって、請願第12号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第13号 障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める国への意見書提出を求める請願を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

委員長の報告は、採択とされております。

お諮りいたします。

請願第13号を採択することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者17人 不起立者0人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、請願第13号は、採択とすることに決定いたしました。

＜同意上程＞

○南田孝是議長 日程第2 本日、町長から提出のあった同意第2号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 議員各位におかれましては、6月5日の議会再開以来、連日にわたりまして慎重なご審議を賜り、まことにありがとうございます。

また、今ほどは今定例会6月会議に提出させていただきました議案すべてにご決議を賜りましたことにつきましても、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、本日追加提案をいたしました人事案件につきまして、ご説明を申し上げます。

同意第2号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

本案は、6月27日に任期満了となります池田義明氏を引き続き選任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、本日ご提案を申し上げました人事案件につきまして、ご説明を申し上げたところでございますが、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

同意第2号につきましては、人事に関する案件につき、質疑および討論を省略して、直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号については質疑および討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 同意第2号 津幡町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議会議案第6号を議題といたします。

荒井 克議員ほか3名提出の議会議案第6号 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書についての趣旨説明を求めます。

4番 荒井 克議員。

〔4番 荒井 克議員 登壇〕

○4番 荒井 克議員 議会議案第6号 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書を地方自治法第112条ならびに津幡町議会会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出するものであります。

提出者は、私、荒井、賛成者、多賀議員、谷口議員、洲崎議員であります。本文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書。

昨年(2011年)の3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故において、我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備を指摘されている。

一方、世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとで迅速に対処している。

我が国のように平時体制のまま国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動活動する自衛隊、警察および消防が部隊移動、私有物撤去および土地収用等初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

よって、政府におかれては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

終わります。

＜質 疑＞

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

○南田孝是議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、これより発言を許します。

9番 塩谷道子議員。

〔9番 塩谷道子議員 登壇〕

○9番 塩谷道子議員 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書への反対討論を行います。

この意見書は一見、自然災害や原発事故に対応するための法整備を求めるように書かれていますが、もしも自然災害への対応だけなら現行法で十分に可能です。

意見書案では、現行の憲法は平時を想定したものであり、大規模自然災害への対応ができないかのように言っていますが、今回の震災、津波災害への対応や福島第一原発事故による放射能被

害への対応については、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法など対処すべき法律が制定されています。

災害対策基本法の第8章においては、大規模な非常災害が発生し、その災害が国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼす激甚なものであり、災害応急対策を推進するため特別に必要なあるときには首相が災害緊急事態を布告し、緊急災害対策本部を設置するとされています。さらに、自然災害が発生した場合、必要な救助を行い、被害者の保護や社会秩序の保全を図る観点から、国民活動に対する一定の制約が認められていることもすでに国会で明らかにされています。

災害対策基本法は、1995年の阪神・淡路大震災のときに指摘された問題点を踏まえ、初動態勢、救援実施部隊、国と地方の関係など、対応策の見直しも行われてきました。今回の大震災の初動のおくれは法整備の問題ではなく、政府の初動対応のおくれこそが被害を拡大したことはすでに明らかになっています。にもかかわらず、この意見書を提出することにはほかに意図が見え隠れします。「平時体制のまま」とか「緊急事態に対応する必要な法整備」とか「今後予想されるあらゆる事態に備え」などの文面を読むと、緊急事態基本法の制定を考えているように思います。

緊急事態基本法の定義に示されている我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃など有事への対応についても念頭にあると考えられます。しかし、これらについても新たに法律をつくる必要はありません。中国漁船尖閣問題、ロシア閣僚の北方領土訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威等が問題とされるでしょうが、尖閣諸島が日本の領土であることははっきりしていますし、海上保安庁の問題は現行法で十分対応できることも認識されていることです。北朝鮮やロシアへの問題は、外交努力によって解決に全力を尽くすことこそ求められています。それが今の国際的なルールであり、憲法9条の立場です。憲法9条は「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」とうたっており、侵略戦争により多くの尊い命が奪われたことを深く反省し制定されたものです。外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃などの有事に際し、憲法9条を持つ国として今求められているのは、武力で対処することではなく、平和的な外交政策を粘り強く推し進めることです。

今問題にすべきことは、緊急事態に対する法整備ではなく、大震災や原発事故など、多くの苦難から学んだ教訓を生かし、震災の復旧、復興に全力を挙げることです。

よって、この意見書を出すことには反対をします。

以上で、私の討論を終わります。

○南田孝是議長 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「10番 多賀」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 10番 多賀吉一議員。

〔10番 多賀吉一議員 登壇〕

○10番 多賀吉一議員 10番、多賀吉一です。

私は、議会議案第6号 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書に賛成の立場で討論いたします。

我が国では、憲法で個人の自由、個人の基本的人権が認められています。何人も個人の自由を束縛してはならないともうたっています。緊急事態に平時の考え方で対処できれば今のままでも

問題はありません。しかし、緊急時は平時と同じ考え方で対処しようとする、より多くの人命を失う可能性があります。例えば救急医療では、トリアージといって緊急時にのみ許される救急患者に対する処置に優先順位のつけ方があります。防災訓練などで皆さんご存じだと思います。これは平時と違って、救急の可能性が小さい先に着いた重症患者より、その方を後回しにしてでも救命の可能性が高い後から来た患者を先に処置することが、救急医にとっての原則になる。つまり、平時のときには決してしてはならないことであっても、緊急時にはしなければならないということでもあります。ということは、物事を判断する基準が緊急時には個人の利益から全体の利益に180度逆転せざるを得ないことになるのです。

世界の多くの国々では、昨年のような大規模自然災害時等には非常事態宣言を発令して、政府主導のもとで迅速に救援および復興に対処しています。また、あらかじめ憲法に緊急事態への対応措置として、緊急命令、戒厳令、人権停止、非常事態宣言などを規定して、権力行使の条件と様態を明示し、これにより権力の乱用を規制しています。

しかし、残念ながら、日本国憲法には非常事態条項が明記されていません。このことを憂い、以前から緊急事態時に国が万全の措置を講ずる責務を持ち、経済秩序の維持や公共福祉の確保のために、国民の権利を一時、特例的に制約できるようにする緊急事態基本法の制定が提唱されてきました。平成16年5月には自由民主党、民主党および公明党の3党が、こうした法律の成立を図ることで合意したものの、いまだに制定されていません。

中国の古典「司馬法」には、「国大なりといえども、戦いを好めば必ず亡ぶ、天下安しといえども、戦いを忘るれば必ず危うし」という言葉があります。これは、どんな強大な国でも戦いを好めば滅びてしまう。しかし、どんなに平和であっても、戦いを忘れると必ず存亡の危機が来るという教えです。また、同じような故事ことわざに「治に居て乱を忘れず」という言葉があります。これは、どんな平和な世にいても万が一のときに備えることを怠らないという教えであります。

昨年の大災害は千年に一度の災害だと言われています。災害により多くの尊い命や莫大な財産が失われました。果たして、万が一に備える体制はとられていたのでしょうか。先人の教えは生きていたのでしょうか。このことを教訓に、我々議員は何をすべきなのでしょうか。

本意見書は、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法整備を政府に早急に求めるものであります。

議員各位の賛成を心からお願いし、討論を終わります。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。

〔「議長、5番 中村」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 5番 中村一子議員。

〔5番 中村一子議員 登壇〕

○5番 中村一子議員 5番、中村一子です。

私は、議会議案第6号 緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書に反対の立場で討論します。

緊急事態基本法の早期制定を求めるとした陳情書を受けて、緊急事態に対応する必要な法整備を求めるこの意見書は、今、議員提案によって作成され、本会議に提出されております。私の反対の大きな理由は、緊急事態あるいは非常事態というものに対して、だれもが納得できる明確な

定義が示されない限り、法の拡大解釈によって日本国憲法の理念である平和主義と住民の基本的
人権への脅威となる可能性を排除しきれないからです。よって、拙速に法整備を国に求めること
に、私は反対します。

緊急事態基本法は、先ほど多賀議員がおっしゃってありました、8年前に国会において、自
民・公明・民主の各党が合意して制定を目指しました。しかし、憲法で保障された国民の権利を
大きく侵害するおそれがある世論の反対等で、今日まで法制定に向けての動きは封じ込められて
きました。しかし、昨年の3・11の東日本大震災を受けて、大規模自然災害時の緊急事態に対す
る法整備を求めると同時に、再び北朝鮮のミサイルの脅威、尖閣諸島中国漁船衝突事件などが取
り上げられ、昨年の秋以降、各地の地方議会でこのような請願、陳情が出されています。

意見書を読むと、東日本大震災のような大規模自然災害のときには、世界の多くの国では非常
事態宣言を発令し、政府主導のもとで迅速に対処しているとあり、一見、大規模自然災害のとき
にのみ非常事態を宣言するかのように思われますが、最後の文言に、今後想定されるあらゆる事
態に備え、国民の生命、財産を守るため緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く
要望しています。私は、この最後の文言、今後想定されるあらゆる事態に備えての緊急事態とは
何を指すのか。ここが問題で、とても気になります。自然災害と戦争やテロと同列視しかねない
ような、何とでもとれる文言に思われます。緊急事態に対応する法律には、先ほど塩谷議員がお
っしゃってありました災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法
などがあり、現行の法律で対応可能と考えます。ですので、最初に申し上げましたが、緊急事態
あるいは非常事態というものに対して、だれもが納得できる明確な定義が示されない限り、平和
主義や基本的人権に基づく日本国憲法の精神を台なしにしてしまう可能性が高く、よって、拙速
に法整備を国に求めることについては反対いたします。

以上で、討論を終わります。

ありがとうございました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 16番 洲崎正昭議員。

〔16番 洲崎正昭議員 登壇〕

○16番 洲崎正昭議員 私は、この意見書に賛同者として名前を連ねた一人として、賛成の立場
で一言申し上げておきます。

今、塩谷議員、中村議員、反対討論をされましたけれども、若干私どもとは見解の相違部分が
あるように思いますけれども、ただ私は、これに賛同したのは、昨年の東日本大震災、また福島
原発事故の際の政府の対応の迷走ぶり、目を負うようなものがあつたと思っています。これはあ
ながち当時の民主党政権のものだったとばかりも言えないと思います。やはり、法という法律
に定めがないこと、長期的なことはなかなかできないと、これは政府ができないというのは私ど
ももうなずけます。ただ、そういう事態が起こるたびに想定外という3文字で済ましていいのか。
それに対応がくれたということでもいいのか、という部分は非常に危惧しております。

やはり、国民の生命、財産を守るためには、すべての事態、あらゆる事態に想定した法整備が
必要だと思います。ですから、今日のように、想定外の災害だ、想定外の事態だということで対
応がくれたということになりますと、国民の生命、財産がなおざりされるという危険性がある
わけです。ですから、そういうことをかんがみて、いわゆる今後さらに想定されるさまざまな事

態に対応できるような、緊急事態を想定した法整備が必要であろうということで私はこれに賛同いたしました。

ただ、今、中にはいろいろと思想的にも違う方もいらっしゃいますので、反対される方もいらっしゃるかもしれませんが、この法律、国民の生命、財産を守るためには、間違いなく必要な法律だろうというふうに私は信じているものであります。

以上、賛成討論を終わります。

○南田孝是議長 ほかにありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第6号を採決いたします。

本案は起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者15人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、議会議案第6号は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたしまして、午後3時5分から会議を再開いたしたいと思います。

〔休憩〕 午後2時51分

〔再開〕 午後3時05分

○南田孝是議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

請願第10号、請願第11号および請願第13号の採択に伴い、議会議案第7号から議会議案第9号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第7号から議会議案第9号までを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜議会議案上程＞

○南田孝是議長 追加日程第1 酒井義光議員ほか2名提出の議会議案第7号 「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書、道下政博議員ほか2名提出の議会議案第8号 再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書、中村一子議員ほか2名提出の議会議案第9号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定を求める意見書を一括して議題といたします。

＜趣旨説明・質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

以上の議会議案３件につきましては、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、以上の議会議案３件については、提出者の説明、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第７号から議会議案第９号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第７号から議会議案第９号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、本６月会議で可決されました議会議案第６号から議会議案第９号までの提出先および処理方法につきましては、議長にご一任願います。

＜副議長辞職の件＞

○南田孝是議長 ここでご報告いたします。

副議長 道下政博議員から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに議題とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者１７人 不起立者０人〕

○南田孝是議長 起立全員であります。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第２として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜副議長の辞職＞

○南田孝是議長 追加日程第２ 副議長の辞職の件を議題といたします。

地方自治法第１１７条の規定により、この案件が終結するまで道下政博議員の退場を求めます。

〔副議長 道下政博議員 退場〕

○南田孝是議長 職員に辞職願を朗読させます。

○竹田 学議会事務局長 それでは朗読いたします。

辞職願

このたび、一身上の都合により津幡町議会副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い
出ます。

平成24年6月12日

津幡町議会副議長 道下 政博

津幡町議会議長 南田 孝是 様

以上です。

○南田孝是議長 お諮りいたします。

道下政博議員の副議長の辞職を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立者14人 不起立者2人〕

○南田孝是議長 起立多数であります。

よって、道下政博議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

道下政博議員の入場を許します。

〔副議長 道下政博議員 入場〕

○南田孝是議長 道下政博議員が入場いたしましたので、副議長の辞職が許可されたことを告知
します。

続いて、退任のあいさつを許します。

12番 道下政博議員。

〔12番 道下政博議員 登壇〕

○12番 道下政博議員 ただいまは、副議長辞職願をご承認賜り、まことにありがとうございます。
す。

昨年5月に就任させていただきましてから1年余りの間、副議長という大役を大過なく務めさ
せていただきましたことは、議員各位のご指導、ご鞭撻、そしてご協力のたまものと深く感謝い
たしております。

特にこの間、議会改革の一つの成果として通年議会の導入にこぎつけられたことは、議会改革
検討特別委員会の委員長として大変よかったことかなと自負をいたしております。また、全国の
町村議会議長、副議長研修会に参加の機会を得、全国の町村議会のリーダーたちの息吹に触れる
ことができたことや県内の町村議会のリーダーである議長、副議長の方々とのパイプができたこ
とは大変ありがたく、貴重な経験をさせていただいたと感謝の思いを深くいたしているところで
ございます。

今後は、さらに議会改革に集中し、これまでの経験を生かし、津幡町の、そして津幡町議会の
発展のため、全力で精進してまいる所存でございます。

どうか今後とも引き続き、皆さま方よりご指導、ご鞭撻をいただきますことをお願いさせてい
ただきまして、副議長辞職のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。 (拍手)

<副議長選挙>

○南田孝是議長 ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第3 副議長選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

次に、立会人を指名します。

津幡町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番 八十嶋孝司議員、2番 西村稔議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。投票用紙に被選挙人1名の氏名を記載願います。

〔投票用紙配付〕

○南田孝是議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。……配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○南田孝是議長 異状なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

○竹田 学議会事務局長 それでは、読み上げます。

1番 八十嶋孝司議員、2番 西村 稔議員、3番 黒田英世議員、4番 荒井 克議員、
5番 中村一子議員、6番 森山時夫議員、7番 角井外喜雄議員、8番 酒井義光議員、
9番 塩谷道子議員、10番 多賀吉一議員、11番 向 正則議員、12番 道下政博議員、
14番 谷口正一議員、15番 山崎太市議員、16番 洲崎正昭議員、17番 河上孝夫議員、
18番 谷下紀義議員、13番 南田孝是議員。

以上でございます。

○南田孝是議長 投票漏れはありませんか。……投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○南田孝是議長 開票を行います。

八十嶋孝司議員、西村 稔議員、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○南田孝是議長 選挙の結果を報告します。

投票総数 18票

有効投票 16票

無効投票 2票です。

有効投票のうち、向 正則議員 16票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、4票です。

よって、向 正則議員が副議長に当選されました。

<当選の告知>

○南田孝是議長 ただいま副議長に当選されました向 正則議員が議場におられます。

津幡町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 副議長に当選されました向 正則議員から発言を求められておりますので、これを許します。

11番 向 正則議員。

〔11番 向 正則議員 登壇〕

<当選の承諾及びあいさつ>

○11番 向 正則議員 このたびは、副議長にご推挙いただき、本当にありがとうございます。

副議長としての責任の重さに身の引き締まる思いでございます。

もとより微力ではありますが、議長を補佐し、町民の信頼にこたえるべく、議会の円滑な運営、議会の活性化に精いっぱい努力していく所存でございます。

今後とも、皆さま方のご指導、ご鞭撻を心よりお願い申し上げ、副議長の就任のあいさついたします。

本日はありがとうございました。 (拍手)

○南田孝是議長 ここで、暫時休憩いたします。

〔休憩〕 午後3時29分

〔再開〕 午後3時30分

○南田孝是議長 会議を再開いたします。

ここでご報告いたします。

道下政博議員から一身上の都合により津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員辞任の件＞

○南田孝是議長 追加日程第4 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、この案件が終結するまで道下政博議員の退場を求めます。

〔12番 道下政博議員 退場〕

○南田孝是議長 お諮りいたします。

本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、道下政博議員の津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

道下政博議員の入場を許します。

〔12番 道下政博議員 入場〕

○南田孝是議長 ただいま、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任を日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

＜津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任＞

○南田孝是議長 追加日程第5 選任第1号 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任については、津幡町議会委員会条例第7条第1項の規定により向 正則議員を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました向 正則議員を津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

＜津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会副委員長互選結果の報告＞

○南田孝是議長 ここでご報告いたします。

休憩中に津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会において副委員長の辞任に伴い、副委員長

の互選が行われました結果、副委員長に向 正則議員が互選された旨、津幡町議会大河ドラマ誘致推進特別委員会委員長より議長のもとに報告がまいっておりますので、ご報告いたします。

<閉議・散会>

○南田孝是議長 以上をもって、本6月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議を散会いたします。

午後3時35分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 荒井 克

署名議員 中村 一子

参 考 資 料

1. 一般質問通告一覧表	1
1. 副議長選挙について	3
1. 津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について	4
1. 議会議案	5
1. 委員会審査結果表	9
1. 請 願	12

平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議一般質問通告一覧表

番号	質問議員氏名		質 問 事 項	答 弁 者
1	7番	1	町有施設に設置してある自動販売機の有効活用を	総 務 部 長
	角井外喜雄	2	自治基本条例の制定について	町 長
2	4番	1	ゆるキャラの商標権について	産業建設部長
	荒井 克	2	倶利伽羅峠の歌を活用できないか	町 長
		3	中学生に震災派遣職員の報告会ができないか	学校教育課長
		4	街路灯のLED化について	生活環境課長
3	6番	1	一般建物火災の対応について	消 防 長
	森山 時夫	2	節電実施方法について	町 長
4	5番	1	いまなぜ農業公園なのか、その必要性等について	町 長
	中村 一子	2	農業公園計画の情報を町民と共有し、公開シンポジウム等を開 け	農林振興課長
		3	志賀原発事故による中能登町18,500人避難の町の受け入れ体 制等と原発「被害地元」について	町 長
		4	アンケート調査を実施し、図書館利用者の声を反映させよ	教 育 部 長
		5	学習スペースにシグナスの研修室を有効活用できないか	教 育 長
5	9番	1	障害者の地域生活支援事業に助成制度を求める	町民福祉部長
	塩谷 道子	2	生活保護受給申請などに対して窓口での親切な対応を求める	健康福祉課長
		3	農業公園より、農村への支援を求める	町 長
6	18番	1	農業公園について	町 長
	谷下 紀義	2	中学生海外派遣について	教 育 委 員 長
7	8番	1	吉倉歴史民俗資料収蔵庫の今後は	町 長
	酒井 義光	2	公民館や小学校の外壁補修について	町 長
8	1番	1	通学路の交通事故防止について	町 長
	八十嶋孝司	2	総合型地域スポーツクラブについて	教 育 長
		3	大河ドラマの誘致推進策について	産業建設部長

番号	質問議員氏名	質 問 事 項		答 弁 者
9	12番 道下 政博	1	介護保険料を納め、利用しない方への配慮を検討すべき	町 長
		2	通学路の安全点検を実施し、問題があれば改善策を講じよ	教 育 長
		3	防災教育の充実を	教 育 長
		4	野生鳥獣類による農作物被害防止のため、わな特区の活用を	農林振興課長
10	3番 黒田 英世	1	農業公園構想について	町 長
		2	目安箱の実情について	総 務 課 長
		3	職員提案制度について	総 務 課 長
		4	職員提案制度について	町 長

選挙第 1 号

副議長選挙について

副議長選挙を行うものとする。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

住 所	氏 名	生 年 月 日
河北郡津幡町字刈安ハ 175 番甲地	向 正 則	昭和 28 年 12 月 4 日

選任第 1 号

津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員の選任について

津幡町議会委員会条例（昭和 6 2 年津幡町条例第 9 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、津幡町議会石川県森林公園活性化対策特別委員会委員を次のとおり選任する。

平成 2 4 年 6 月 1 2 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是

津幡町議会石川県森林公園 活性化対策特別委員会委員	向 正則
------------------------------	------

平成24年6月12日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者	津幡町議会議員	荒 井 克
賛成者	津幡町議会議員	多 賀 吉 一
同	津幡町議会議員	谷 口 正 一
同	津幡町議会議員	洲 崎 正 昭

緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会
会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

緊急事態に対応する必要な法整備を求める意見書

昨年3月11日に発生した東日本大震災や東京電力福島第一原子力発電所事故において、我が国の対応は「想定外」という言葉に代表されるように、国家的な緊急事態における国民の安全を守るための法律の不備を指摘されている。

一方、世界の多くの国では、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとで迅速に対処している。

我が国のように平時体制のままで国家的緊急事態に対処しようとする、被災地で初動活動する自衛隊、警察および消防が部隊移動、私有物撤去および土地収用等初動態勢に手間取り、救援活動にさまざまな支障を来し、その結果、さらに被害が拡大することとなる。

よって、政府におかれては、今後想定されるあらゆる事態に備え、国民の生命と財産を守るため、緊急事態に対応する必要な法を早急に整備するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月12日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 酒 井 義 光
賛成者 津幡町議会議員 荒 井 克
同 津幡町議会議員 河 上 孝 夫

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書

1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進んだが、この時期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいる。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年5月）の中で、「2015年には6万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示し、経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘している。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえる。

災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができると同時に、社会全体に需要を生み出すこともでき、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能となる。

一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出である。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考ええる。

よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策として、下記のとおり公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く要望する。

記

- 1 道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと。
- 2 電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること。
- 3 地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化および防災機能の強化を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月12日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 道 下 政 博
賛成者 津幡町議会議員 森 山 時 夫
同 津幡町議会議員 角 井 外喜雄

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書

2011年8月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年7月1日に施行される。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの3年間で集中的に利用拡大を図るとしているが、導入促進に向けての環境整備は不十分である。

導入に当たっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラーの円滑な設置が可能となるよう農地法などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられる。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められている。

日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べておくれており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっている。

よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、下記のとおり十分な環境整備を図るよう強く要望する。

記

- 1 投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること。
- 2 買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること。
- 3 再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに、進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月12日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会議員 中 村 一 子
賛成者 津幡町議会議員 八十嶋 孝 司
同 津幡町議会議員 向 正 則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定を求める意見書

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条並びに津幡町議会議規則（昭和62年津幡町議会議規則第1号）第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の制定を求める意見書

現在、我が国では、障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法の整備を図るため、障害者に係る制度の集中的な改革を目指し、障害者施策の推進に関し意見をまとめる障がい者制度改革推進会議を設置し、平成23年8月に同推進会議のもとに設けられた総合福祉部会において「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という。）が取りまとめられた。

骨格提言では、①障害のない市民との平等と公平、②谷間や空白の解消、③格差の是正、④放置できない社会問題の解決、⑤本人のニーズにあった支援サービス、⑥安定した予算の確保の6つの目標を新法に求めている。この骨格提言は、障害者本人を初め、障害者にかかわるさまざまな立場の方々の思いを取りまとめたものであり、障害者の権利の擁護ならびに障害者支援に関する諸施策を大きく推進することが期待されるものである。

よって、政府におかれては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の早期制定を目指すとともに、制定に当たっては、下記の事項を実施するよう強く要望する。

記

- 1 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。
- 2 制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議

常任委員会議案審査結果表

総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第51号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 歳 出 第2款 総務費 第1項 総務管理費 第2項 徴税費 第2表 地方債補正	原案可決
議案第54号	津幡町火災予防条例の一部を改正する条例について	〃
請願第10号	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出を求める請願	採 択

平成24年第2回津幡町議会定例会6月会議
常任委員会議案審査結果表
文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第51号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第3款 民生費 第1項 社会福祉費 第2項 児童福祉費 第10款 教育費 第2項 小学校費 第3項 中学校費 第4項 幼稚園費 第5項 社会教育費 第6項 保健体育費	原案可決
議案第52号	平成24年度津幡町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第53号	平成24年度津幡町介護保険特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第55号	津幡町印鑑条例等の一部を改正する条例について	〃
議案第57号	事務の相互委託の変更について	〃
議案第58号	石川県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	〃
請願第13号	障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める国への意見書提出を求める請願	採 択

平成24年第2回津幡町議会定例会 6月会議
 常任委員会議案審査結果表
 産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第51号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第3号） 第1表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第6款 農林水産業費 第1項 農業費 第7款 商工費 第1項 商工費 第8款 土木費 第1項 土木管理費 第2項 道路橋梁費 第3項 河川費 第5項 住宅費	原案可決
議案第56号	津幡町土地開発公社定款の変更について	〃
請願第11号	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出 を求める請願	〃
請願第12号	志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出 を求める請願書	不採択

受理番号	請願第10号	受理年月日	平成24年 5 月24日	付託委員会	総務常任委員会
件 名	「防災・減災ニューディール」による社会基盤再構築を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池 田 邦 三			紹介議員	道 下 政 博
1960年代の高度経済成長期から道路や橋梁、上下水道など社会資本の整備が急速に進みました。高度経済成長期に建築されたものは現在、建築後50年を迎え、老朽化が進んでいます。国土交通省の「道路橋の予防保全に向けた有識者会議」は提言（平成20年 5 月）の中で、「2015年には 6 万橋が橋齢40年超」となり、建築後50年以上の橋梁が2016年には全体の20%、2026年には同47%と約半数にも上る現状を提示。経年劣化により「劣化損傷が多発する危険」を指摘しています。今後、首都直下型地震や三連動（東海・東南海・南海）地震の発生が懸念される中で、防災性の向上の観点からも、社会インフラの老朽化対策は急務の課題といえます。 災害が起きる前に、老朽化した社会資本への公共投資を短期間で集中的に行うことによって、全国で防災機能の向上を図ることができます。と同時に、それは社会全体に需要を生み出すこともできます。つまり、防災・減災と経済活性化をリンクさせた諸施策の実施が可能なのです。 一方、景気・雇用は長引くデフレと急激な円高によって極めて厳しい状況が続いており、そのために必要な政策が需要の創出です。そこで、公共施設の耐震化や社会インフラの再構築が、雇用の創出に必要な公共事業として潜在的需要が高くなっていると考えます。 よって、政府におかれては、国民と日本の国土を守り、安全・安心な社会基盤を再構築するため、防災・減災対策としての公共事業を緊急かつ集中的に行い、経済の活性化や雇用創出に資する防災対策の実施を強く求めます。 記 一、道路や橋梁、上下水道、河川道、港湾など、老朽化が進み更新時期が近づいている社会インフラを早急に点検・特定し、維持・更新のための公共投資を積極的かつ集中的に行うこと 一、電気、ガス、水道、通信などのライフラインの共同溝化・無電柱化を促進し、都市の防災機能の向上を図ること 一、地域の安全・安心のために、学校等の公共施設や病院・介護等の社会福祉施設など地域の防災拠点の耐震化及び防災機能の強化を推進すること 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第11号	受理年月日	平成24年 5 月24日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を求める意見書の提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字能瀬ハ105-3 公明党津幡支部津幡地区員 池 田 邦 三			紹介議員	道 下 政 博
昨年2011年 8 月に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が、本年 7 月 1 日に施行されます。これにより、再生可能エネルギーの固定価格買取制度がスタートし、政府はこの 3 年間で集中的に利用拡大を図るとしてはいますが、導入促進に向けての環境整備は不十分です。 導入にあたっての課題として、風力発電では送電網整備の強化が急務であり、太陽光発電ではメガソーラー設置の円滑な設置が可能となるよう農地法の問題などの環境整備、さらに家庭用パネルの設置で発生する初期費用の問題が挙げられます。また、小水力発電導入時の手続きの簡素化・迅速化なども求められています。 日本の再生可能エネルギー利用は、水力発電を除いた実績（2005年環境省）で、電力消費全体に対する使用割合が0.9%と他国と比べて遅れており、消費電力に対するエネルギー源の多様化が急務となっています。 よって、政府におかれては、再生可能エネルギーの導入促進と実効性ある買取制度に向け、以下の通り、十分な環境整備を図るよう強く求めます。 記 一、投資促進減税、省エネ・代替エネルギー減税などの拡充を実施し、再生可能エネルギーの導入を促進すること 一、買取価格・期間の設定において、設定ルールを明確化し、長期的な将来の見通しを示し、制度の予見可能性を高めること 一、再生可能エネルギー発電事業に係る規制改革を確実に実施するとともに進捗状況の管理のための独立機関等を設置すること 以上、地方自治法第124条の規定により請願します。					

受理番号	請願第12号	受理年月日	平成24年 5 月24日	付託委員会	産業建設常任委員会
件 名	志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求める請願書				
請 願 者 住所氏名	羽咋市四柳町ヨ12 原発問題住民運動能登地域連絡センター 事務局 笠 間 正 秀			紹介議員	塩 谷 道 子
【請願事項】 福島原発事故とその後の甚大な被害をふまえて、志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求めます。 【請願理由】 福島原発事故の原因究明ははじまったばかりであり、原子炉の実態すらわかっていません。地震動による被害もわかっていません。東日本大震災は、地震と津波の学問的知見の根底からの見直しを迫るものとなりましたが、その議論は始まったばかりです。 そうしたなかで、志賀原発に関しては特別な危険性が相次いで明らかになってきています。 第一は、志賀原発 1 号機の格納容器は福島第一原発 1 ～ 4 号機と同じMark I 型です。Mark I 型は、BWA（沸騰水型原子炉）の最初の格納容器であるため、容量が小さく、圧力制御室が冷却材喪失事故時に受ける大きな力に対して構造的弱点を持ち、地震動で破損する可能性があるなど、開発当初から問題が指摘されてきた炉型です。 第二は、志賀原発周辺で大地震の可能性があるということです。志賀原発の設計は、マグニチュード6.5程度の地震しか想定していません。ところが2012年 5 月 3 日、渡辺満久東洋大教授と鈴木康弘名古屋大教授から、富来川南岸断層が原発の耐震安全性を検討する際に考慮する必要のある活断層である可能性が高いことが明らかにされました。富来川南岸断層で地震が起きれば、志賀原発に重大な影響が及ぶと考えられます。 第三は、志賀原発で苛酷事故が起こったら、奥能登の住民は避難できないという問題です。志賀原発は、能登半島で幅が12kmともっとも狭いところに位置しています。福島第一原発事故やチェルノブイリ原発事故のような苛酷事故が引き起こされれば、志賀原発以北に住む人々や、観光に訪れた人々は、原発の近くを通らなければ能登半島から脱出できません。米国では、苛酷事故の際に住民が避難できないとして、建設された原発が運転されないままで廃炉になっています。 第四に、志賀原発は北陸電力管内の電力供給の面では、なくとも支障がないということです。 以上の点から、志賀原発を再稼働させることなく、廃炉にするよう、国への意見書提出を求めます。 以上、地方自治法第124条の規定により、請願を提出します。					

受理番号	請願第13号	受理年月日	平成24年 5 月24日	付託委員会	文教福祉常任委員会
件 名	障害者総合福祉法（仮称）の制定を求める国への意見書提出を求める請願				
請 願 者 住所氏名	河北郡津幡町字越中坂133-1 西 村 善 男			紹介議員	塩 谷 道 子
私たちは、障害のある人たちが充実した地域生活を送ることができるよう、国の法律がよりよい方向に向かうことを切望しています。 一昨年、内閣府に設置された「障がい者制度改革推進会議・総合福祉部会」では、障害者、障害者家族、事業者、学識経験者等55人の部会員が1年4カ月にわたり真摯な討議をし、その総意が「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」（以下「骨格提言」という）として、平成23年8月30日に取りまとめられました。 骨格提言では、総合福祉法（仮称）がめざすものとして、①障害のない市民との平等と公平 ②谷間や空白の解消 ③自治体間などの格差の是正 ④長期入院などの放置できない社会問題の解決 ⑤本人のニーズにあった支援サービス ⑥安定した予算の確保の6点を掲げています。 この幅広い障害者、関係者の意見が反映された骨格提言に基づいて、新たな「障害者総合福祉法（仮称）」が、今年の国会において成立し、制定されることを強く求めます。 1. 「障害者総合福祉法（仮称）」制定にあたり、推進会議総合福祉部会が取りまとめた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を最大限尊重し、反映させること。 2. 「障害者総合福祉法（仮称）」制定にあたり、制度を円滑に進めるための地方自治体の財源を十分に確保すること。 以上の請願を地方自治法第124条により提出します。					